

厚生年金保険法

ターゲット 5000

2018 年版

法1条 目的 (一)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

厚生年金保険法は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。



法1条 目的

〔問題〕この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について【 ① 】を行い、【 ② 】の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

①保険給付 ②労働者及び遺族

〔問題〕厚生年金保険制度は、昭和【 ① 】年に工場等で働く現業男子を対象とした労働者年金保険法が施行され、昭和【 ② 】年に厚生年金保険法に改称された。

①17 ②19

〔問題〕【 ① 】以降、被用者年金一元化により、国家公務員共済組合の組合員、地方公務員共済組合の組合員等の年金給付は、厚生年金保険法の定めるところにより行われることとなった。

①平成 27 年 10 月

〔問題〕被保険者の種別は、下記のとおりである。(○)

被保険者の種別	内容
(1) 第1号厚生年金被保険者	(2)~(4)の被保険者以外の厚生年金保険の被保険者
(2) 第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
(3) 第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
(4) 第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者

法 2 条 管掌 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	★★	—	★	★	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント 法 2 条 管掌

[問題] 厚生年金保険は、政府が、管掌する。 (○)

法 2 条 5 実施機関 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	★★

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント 法 2 条 5 実施機関

[問題] 被保険者の種別に応じ、それぞれ定める【 ① 】は、当該種別の被保険者に係る【 ② 】、標準報酬、事業所及び被保険者期間、当該種別の被保険者であった期間に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、当該種別の被保険者であった期間に係る保険料等、保険料に係る運用に関する事務等を行う。

被保険者の種別	【 ① 】
(1) 第 1 号厚生年金被保険者	【 ③ 】
(2) 第 2 号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合及び【 ④ 】
(3) 第 3 号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会 【 ⑤ 】
(4) 第 4 号厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

①実施機関 ②資格 ③厚生労働大臣 ④国家公務員共済組合連合会

⑤地方公務員共済組合連合会

[問題] 日本年金機構は、厚生労働大臣の委任により行う権限に係る事務は下記のとおりである。(○)

- 適用事業所の一括の承認
- 任意適用事業所、任意単独被保険者、高齢任意加入被保険者に係る認可
- 被保険者資格得喪の確認
- 標準報酬月額の設定・改定
- 標準賞与額の設定
- 生計維持関係の認定
- 育児休業期間中・産前産後休業中の保険料の徴収の特例に係る申出の受理 等々
- 障害の状態に関して受診命令等
- 合意分割、3号分割における標準報酬月額の設定・改定

[問題] 産前産後休業期間中の保険料の免除の申出は、被保険者が第1号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者である場合には当該被保険者が使用される事業所の事業主が、主務省令で定めるところにより実施機関に行うこととされている。(○)

[問題] 産前産後休業期間中の保険料の免除の申出は、被保険者が第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者である場合には当該被保険者本人が、主務省令で定めるところにより実施機関に行うこととされている。(○)

[問題] 日本年金機構は、厚生労働大臣の委託により行う権限に係る事務は下記のとおりである。(○)

- 現物給付の価額の決定に係る事務(決定は除く)
- 保険料等に係る決定・通知・徴収・督促に係る事務
- 年金の裁定・支給・額改定等に係る事務

[問題] 日本年金機構は、厚生労働大臣の委任により行う権限に係る事務の中で、厚生労働大臣の認可が必要な事務は、滞納処分及び立入検査を行う場合である。(○)

[問題] 第1号厚生年金被保険者期間に基づく障害厚生年金の受給権者の障害の程度を診査し、その程度に応じて従前の障害等級以外の障害等級の額に改定することができる。

(×) 設問の権限は委任されていない。

[問題] 被保険者の資格の取得及び喪失に係る厚生労働大臣の確認の権限は、日本年金機構へ委任されている。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、障害の状態に関して受診命令等を行うことができ、この受診命令等の厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構へ委任されている。(○)

[問題] 適用事業所の取消しの認可、2以上の適用事業所(船舶を除く。)を一の適用事業所とする事の承認は、厚生労働大臣の権限であり、この認可および承認にかかる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構へ委任されている。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、離婚分割における第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬月額及び標準賞与額の改定または決定を行う権限を有し、この厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構へ委任されている。(○)

[問題] 存続厚生年金基金に係る権限の一部については日本年金機構へ委任されておらず、地方厚生局長に委任されている。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、政令で定める場合における保険料の収納を、政令で定めるところにより、日本年金機構に行わせることができる。日本年金機構は、保険料等の収納をしたときは、遅滞なく、これを日本銀行に送付しなければならない。(○)

法 2 条の 2 年金額の改定 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (H17)

【条文】



この法律による年金たる保険給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

ポイント

法 2 条の 2 年金額の改定

[問題] この法律による年金たる保険給付の額は、【 ① 】、【 ② 】その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

①国民の生活水準 ②賃金

法 2 条の 3・4 財政の均衡 財政の現況及び見通しの作成 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

【条文】



(法 2 条の 3) 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならない。著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

(法 2 条の 4) 政府は、少なくとも 5 年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し (「財政の現況及び見通し」) を作成しなければならない。

ポイント**法 2 条の 3・4 財政の均衡 財政の現況及び見通しの作成**

〔問題〕 厚生年金保険事業の財政は、【 ① 】にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその【 ② 】を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。

①長期的 ②均衡

〔問題〕 政府は、少なくとも【 ① 】年ごとに、【 ② 】び【 ③ 】並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその【 ④ 】における見通し（「財政の現況及び見通し」）を作成しなければならない。

①5 ②保険料 ③国庫負担の額 ④現況及び財政均衡期間

〔問題〕 財政均衡期間は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね 100 年間とする。（○）

〔問題〕 平成 16 年の改正により、100 年程度の間において給付と負担の均衡を図り、財政均衡期間の最終年度における積立金水準を支払準備金（給付費の約 3 年分程度）とする有限均衡方式を導入した。

（×）3 年⇒1 年

法 34 条 調整期間 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

政府は、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金及び実施機関積立金をいう。）を政府等が保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（「調整期間」）の開始年度を定めるものとする。

ポイント

法 34 条 調整期間

〔問題〕政府は、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、【 ① 】の財政が、財政均衡期間の終了時に【 ② 】に支障が生じないようにするために必要な【 ③ 】（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金及び実施機関積立金をいう。）を政府等が保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を【 ④ 】するものとし、政令で、保険給付の額を【 ④ 】する期間（【 ⑤ 】）の開始年度を定めるものとする。

①厚生年金保険事業 ②保険給付の支給 ③積立金 ④調整 ⑤調整期間

〔問題〕積立金には、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金及び実施機関積立金の 2 種類がある。(○)

〔問題〕政府は、厚生年金保険事業の財政の長期にわたる均衡を保つため、保険給付の額を調整することとし、当該調整期間の開始年度を政令により平成 18 年度と定めた。

(×) 平成 18 年度⇒平成 17 年度

法 6 条 1 項 強制適用事業所 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	★	★

★：択一式 (H14. 15. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

次の各号のいずれかに該当する事業所若しくは**事務所**（単に「事業所」という。）又は**船舶**を適用事業所とする。

- (1)法定 16 業種の事業所又は事務所であつて、**常時 5 人以上**の従業員を使用するもの
- (2)(1)に掲げるもののほか、**国、地方公共団体又は法人**の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの
- (3)船員法 1 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者が乗り組む**船舶**

ポイント 法 6 条 1 項 強制適用事業所

[問題] 適用事業所

	法定 16 業種	法定 16 業種以外
国・地方公共団体・法人	【 ① 】	
個人事業で 5 人以上	【 ① 】	任意適用
個人事業で 5 人未満	任意適用	任意適用

①強制適用

[問題] 法人の場合、人数、業種を問わず強制適用事業である。(○)

[問題] **常時従業員 5 人**（いずれも 70 歳未満とする。）を使用する個人経営の社会保険労務士事務所の事業主が、適用事業所の認可を受けようとするときは、当該従業員のうち 3 人以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。(○)

[問題] 常時 5 人以上の個人事業所で適用業種（法定 16 業種）の場合は、強制適用事業である。(○)

[問題] 常時 5 人以上の従業員を使用する法人でない個人事業所のうち、物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業は適用事業所となるが、旅館、料理店、飲食店等のサービス業は適用事業所とはならない。(○)

[問題] 社会福祉法に定める社会福祉事業及び更生保護事業法に定める更生保護事業、は適用業種であり、常時5人以上の従業員を使用する場合には、適用事業となる。(○)

法6条3項 任意適用事業所 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	★★	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 14. 17. 19) ☆：選択式 (H9)



【条文】

適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

ポイント 法6条3項 任意適用事業所

[問題] 適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。(○)

[問題] 適用事業所以外の事業所が適用事業所になるときは、当該事業所に使用される従業員（適用除外に該当する者を除く。）の4分の3以上の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(×) 4分の3以上の同意⇒2分の1以上の同意

[問題] 任意適用の認可があった日に適用事業所となり、当該事業所の従業員は同意をしなかった者を除いて、認可があった日に被保険者の資格を取得する。

(×) 同意をしなかった者も含めて被保険者の資格を取得する。

[問題] 任意適用事業所

	内容	厚生労働大臣
任意適用事業所になる要件	従業員（適用除外に該当する者を除く。）の【 ① 】以上の同意	認可
任意適用事業所でなくす要件	従業員（適用除外に該当する者を除く。）の【 ② 】以上の同意	

①2分の1 ②4分の3

[問題] 厚生年金保険法に定める任意適用事業所となる認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（同法第 12 条の規定により適用除外となる者を除く。）の 3 分の 2 以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

(×) 2 分の 1 以上の同意。

[問題] 任意適用事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができるが、その認可を受けようとするときは、当該事業主は、当該事業所に使用される者の 3 分の 2 以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

(×) 4 分の 3 以上の同意。

[問題] 任意適用事業所の取消の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（適用除外該当者を除く。）の 4 分の 3 以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。(○)

法 7 条 擬制的任意適用事業所 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14. 19) ☆：選択式 (H9)



【条文】

(略)

ポイント

法 7 条 擬制的任意適用事業所

[問題] 強制適用事業所（船舶を除く。）が強制適用事業所の要件に該当しなくなったときは、その事業所について任意適用事業所に係る厚生労働大臣の認可があったものとみなされ、引き続き適用事業所となる。(○)

法 8 条の 2 適用事業所の一括 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★★	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

2 以上の適用事業所 (船舶を除く) の事業主が同一である場合には、厚生労働大臣の承認を受けて、当該 2 以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

ポイント

法 8 条の 2 適用事業所の一括

[問題] 二以上の適用事業所 (船舶を除く。) の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。(○)

[問題] 二以上の適用事業所 (船舶を除く。) の一括の承認があつたときは、当該二以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす。(○)

[問題] 二以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、当該二以上の船舶は、一の適用事業所とする。この場合において、当該二以上の船舶は、適用事業所でないものとみなす。(○)

[問題] 二以上の船舶の船舶所有者が同一である場合には、厚生労働大臣の承認を受けて、当該二以上の船舶は、一の適用事業所とすることができる。

(×) 船舶については、厚生労働大臣の承認は不要。法律上当然に一括。

被保険者の種類 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

(略)

ポイント

被保険者の種類

[問題] 厚生年金の被保険者は、下記の 3 種類とする。

種類	内容
当然被保険者	【 ① 】 歳未満で要件に該当すれば、法律上当然に適用
任意単独被保険者	【 ① 】 歳未満で、個人で任意加入している者
高齢任意加入被保険者	【 ① 】 歳以上で、個人で任意加入している者

①70

[問題] 旧法における被保険者の種別

種別	内容
第 1 種被保険者	【 ① 】 である第 1 号厚生年金被保険者であって、第 3 種被保険者、第 4 種被保険者及び船員任意継続被保険者以外の者
第 2 種被保険者	【 ② 】 である第 1 号厚生年金被保険者であって、第 3 種被保険者、第 4 種被保険者及び船員任意継続被保険者以外の者
第 3 種被保険者	【 ③ 】 または【 ④ 】 である第 1 号厚生年金被保険者であって、第 4 種被保険者、及び船員任意継続被保険者以外の者
第 4 種被保険者	任意継続被保険者
船員任意継続被保険者	船員保険の年金に係る任意継続被保険者であった者

①男子 ②女子 ③坑内員 ④船員

法 9 条 当然被保険者 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	★	★

★：択一式 (H11. 13. 14) ☆：選択式 (—)



【条文】

適用事業所に使用される **70 歳未満の者**は、厚生年金保険の被保険者とする。

ポイント

法 9 条 当然被保険者

[問題] 適用事業所に使用される 60 歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする。

(×) 70 歳未満

[問題] 更生保護事業法に定める更生保護事業の事業所であって、常時 5 人以上の従業員を使用する事業所に使用される 70 歳未満の者は、被保険者とされる。

(○) 更生保護事業は、適用業種に該当

[問題] 1 週間の所定労働時間及び 1 か月間の所定労働日数が、ともに同一の事業所に使用される通常の労働者の 4 分の 3 以上であっても大学の学生であれば、厚生年金保険の被保険者とならない。 (×) 設問の場合、大学生であっても被保険者となる。

法 13 条・14 条 資格の取得・喪失 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	★	★	—

★：択一式 (H11. 14) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 13・14 条 資格の取得・喪失

[問題] 当然被保険者は、下記に該当するに至ったその日に資格を取得する。(○)

- (1) 適用事業所に使用されるに至ったとき
- (2) その使用される事業所が適用事業所になったとき
- (3) 適用除外事由に該当しなくなったとき

[問題] 当然被保険者は、下記に該当するに至った日の翌日に資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
 - (2) その事業所または船舶に使用されなくなったとき
 - (3) 任意適用事業所の適用取消しの認可があったとき
 - (4) 適用除外事由に該当するに至ったとき
 - (5) 70 歳に達したとき
- (×) 70 歳に達したときはその日に資格を喪失

[問題] 試用期間中の者であっても、使用されるに至った日に被保険者の資格を取得する。(○)

[問題] 被保険者（高齢任意加入被保険者及び第 4 種被保険者を除く。）は、死亡したときはその翌日に、70 歳に達したときはその日に被保険者資格を喪失する。(○)

[問題] 被保険者（高齢任意加入被保険者及び第 4 種被保険者を除く。）は、70 歳に達したときはその翌日に被保険者資格を喪失する。

(×) 70 歳に達したときは、その日に資格を喪失

[問題] 被保険者（高齢任意加入被保険者及び第 4 種被保険者を除く。）は、死亡したときはその翌日に、70 歳に達したときはその日に被保険者資格を喪失する。(○)

法 10 条 任意単独被保険者 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	★	—	—	★	—	—

★：択一式 (H6. 8. 11. 16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

① 適用事業所以外の事業所に使用される **70 歳未満の者**は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

② ①の認可を受けるには、その事業所の**事業主の同意**を得なければならない。


ポイント 法 10 条 任意単独被保険者

【問題】 適用事業所以外の事業所に使用される【 ① 】歳未満の者は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

ただし、認可を受けるには、その事業所の事業主の【 ② 】を得なければならない。

①70 ②同意

【問題】 任意単独被保険者となることができるのは、適用事業所以外の事業所に使用される 65 歳未満の者に限られる。

(×) 65 歳未満⇒70 歳未満

【問題】 任意単独被保険者となるためには、事業主の同意が必要である。(○)

【問題】 任意単独被保険者は、厚生労働大臣の認可があった日に被保険者の資格を取得する。(○)

【問題】 任意単独被保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。(○)

【問題】 任意単独被保険者は、事業主の同意を得なければ、被保険者の資格を喪失することができない。

(×) 事業主の同意は不要

【問題】 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができるが、認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。(○)

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者は、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。(○)

[問題] 事業主は、任意単独被保険者の保険料の 2 分の 1 を負担する。(○)

[問題] 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担することになるが、任意単独被保険者についても同様である。
なぜなら、任意単独被保険者については、事業主の同意が要件とされているからである。
(○)

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者が被保険者になるためには、保険料を全額負担し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
(×) 任意単独被保険者について、保険料の全額負担は要件とされていない。

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳未満の者は、事業主の同意を得たうえ、厚生労働大臣の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者（任意単独被保険者）となることができる。
なお、任意単独被保険者と事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。(○)

[問題] 任意単独被保険者が厚生労働大臣の認可を受けてその資格を喪失するには、事業主の同意を得た上で、所定の事項を記載した申請書を提出しなければならない。
(×) 事業主の同意は不要

[問題] 任意単独被保険者の資格喪失は、厚生労働大臣の認可があった日に資格を喪失する。
(×) 認可があった日の翌日

[問題] 厚生年金保険の被保険者は、任意単独被保険者の資格喪失の認可があったときはその翌日に、被保険者資格を喪失する。(○)

[問題] 被保険者（高齢任意加入被保険者及び第 4 種被保険者を除く。）は、死亡したときはその日に、被保険者資格を喪失する。
(×) その翌日

[問題] 被保険者（高齢任意加入被保険者及び第 4 種被保険者を除く。）は、70 歳に達したときはその翌日に被保険者資格を喪失する。
(×) 70 歳に達したときは、その日に資格を喪失

[問題] 被保険者（高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除く。）は、死亡したときはその翌日に、70歳に達したときはその日に被保険者資格を喪失する。（○）

[問題] 事業主は、70歳に到達した被保険者を引き続き使用する場合は、70歳以上被用者該当届（70歳以上の使用される者の該当の届出）を、5日以内（船舶所有者にあっては10日以内）に日本年金機構に提出する必要がある。（○）

[問題] 適用事業所の事業主は、被保険者（船舶に使用される者を除く。）が70歳に達した日以後も引き続き使用を継続するときは、当該被保険者の資格喪失の届出及び70歳以上の使用される者の該当の届出を、当該事実があった日からそれぞれ5日以内に、当該届書等を日本年金機構に提出することによって行うものとされている。（○）

[問題] 適用事業所の事業主は、70歳以上の者（適用除外の者を除く。）であって、過去に厚生年金保険の被保険者であった者を新たに雇い入れたときは、「70歳以上の使用される者の該当の届出」を行わなければならない。（○）

[問題] 適用事業所の事業主は、過去に被保険者であった70歳以上の者を新たに雇い入れたときは、原則として、70歳以上の使用される者の該当の届出を行わなければならない。（○）

法附則 4 条の 3 高齢任意加入被保険者 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★	—	—	★	★	★	★	★	★★

★：択一式 (H11. 12. 13. 14. 16. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 4 条の 3 高齢任意加入被保険者

[問題] 高齢任意加入被保険者の加入要件

	適用事業所の場合	適用事業所以外の場合
要件	下記(1)~(3)のすべてに該当する場合に被保険者となる。 (1) 【 ① 】 歳以上であること (2) 老齢厚生年金等の受給権を有しないこと (3) 【 ② 】 に申し出ること	(3) 事業主の同意 + 【 ③ 】 の認可
資格 取得日	【 ② 】 に申出が受理された日	【 ③ 】 の認可があった日
保険料 負担	(原則) 被保険者に保険料の全額 負担・納付義務 事業主が同意した場合 ⇒事業主に保険料の半額負担及び 納付義務	事業主に 保険料の半額負担及び納付義務

①70 ②実施機関 ③厚生労働大臣

[問題] 高齢任意加入被保険者を使用する適用事業所の事業主は、当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、かつ、当該被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意すること及びその同意を将来に向かって撤回することができる」とされている。(○)

[問題] 適用事業所に使用される第 1 号厚生年金被保険者である高齢任意加入被保険者は、その住所を変更したときは基礎年金番号及び変更前の住所を記載した届書を 5 日以内に、日本年金機構に提出しなければならない。

(×) 5 日以内 ⇒ 10 日以内

[問題] 適用事業所に使用される第1号厚生年金被保険者である高齡任意加入被保険者は、その氏名を変更したときは基礎年金番号及び変更前の氏名を記載した届書に年金手帳を添えて10日以内に、日本年金機構に提出しなければならない。(○)

[問題] 高齡任意加入被保険者は、厚生労働大臣の認可があった日に資格を取得する。(○)

[問題] 遺族厚生年金の受給権者、障害厚生年金の受給権者でも、高齡任意加入被保険者となることができる。(○)

[問題] 70歳以上の障害厚生年金の受給権者は、老齡厚生年金、老齡基礎年金その他の老齡又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者であっても、高齡任意加入被保険者となることができない。

(×) 障害厚生年金の受給権者であっても、要件を満たせば、高齡任意加入被保険者となることができる。

[問題] 高齡任意加入被保険者の加入要件は、適用事業所の場合は、実施機関に申出、適用事業所以外の場合は、事業主の同意と厚生労働大臣の認可が必要である。ただし、70歳以上の者であって、老齡厚生年金、老齡基礎年金その他の老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有しないことも要件である。(○)

[問題] 適用事業所に使用される70歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、老齡厚生年金、国民年金法による老齡基礎年金その他の老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しない場合、実施機関に申し出て、高齡任意加入被保険者となることができる。(○)

[問題] 適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齡厚生年金、老齡基礎年金等の受給権を有しないもの(厚生年金保険法の規定により被保険者としないとされた者を除く。)が、高齡任意加入被保険者の資格を取得するためには、事業主の同意は必ずしも要しないが、実施機関に申し出る必要がある。(○)

[問題] 適用事業所に使用される70歳以上の者であって、老齡厚生年金、老齡基礎年金その他の老齡又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有しないものは、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。障害厚生年金の受給権者は除外されていない。(○)

〔問題〕 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳以上の者であつて、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しないものが、当該事業所の事業主の同意を得て厚生労働大臣の認可を受けた場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

(×) 高齢任意加入被保険者となる。

〔問題〕 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳以上の者が高齢任意加入被保険者になるには、事業主の同意を得たうえで、厚生労働大臣に対して申出を行うこととされており、その申出が受理された日に資格を取得する。

(×) 厚生労働大臣に申出⇒厚生労働大臣の認可

〔問題〕 適用事業所以外の事業所に使用される 70 歳以上の者が高齢任意加入被保険者になるには、事業主の同意を得たうえで、厚生労働大臣に対して申出を行うこととされており、その申出が受理された日に資格を取得する。

(×) 厚生労働大臣に申出⇒厚生労働大臣の認可

〔問題〕 適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者が、老齢基礎年金の受給権を取得したために資格を喪失するときは、当該高齢任意加入被保険者の資格喪失届を提出する必要はない。(○)

〔問題〕 適用事業所以外の事業所に使用される高齢任意加入被保険者が、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金等の受給権を取得した場合には、翌日に資格を喪失する。

この場合には、資格喪失が保険者に明らかであるので、資格喪失届を提出しなくてもよいこととされている。(○)

〔問題〕 高齢任意加入被保険者を使用する適用事業所の事業主（第 2 号厚生年金被保険者及び第 3 号厚生年金被保険者に係る事業主を除く。）は、当該被保険者の同意を得て、将来に向かって、保険料を半額負担し、かつ、その保険料を納付する義務を負うことについての同意を撤回することができるが、この撤回によって高齢任意加入被保険者はその資格を喪失することはない。(○)

[問題] 70 歳以上の障害厚生年金の受給権者は、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金の受給権を有しない者であっても、高齡任意加入被保険者となることができない。

(×) 障害厚生年金の受給権者であっても、要件を満たせば、高齡任意加入被保険者となることが可能

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される高齡任意加入被保険者が、老齢基礎年金の受給権を取得したために資格を喪失するときは、当該高齡任意加入被保険者の資格喪失届を提出する必要はない。(○) 設問の場合、資格喪失届を提出は不要。

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される高齡任意加入被保険者が、老齢厚生年金、国民年金法による老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金等の受給権を取得した場合には、資格喪失届を提出しなくても翌日に資格を喪失する。(○)

[問題] 高齡任意加入被保険者を使用する適用事業所の事業主は、当該被保険者の同意を得て、将来に向かって、保険料を半額負担し、かつ、その保険料を納付する義務を負うことについての同意を撤回することができる。(○)

[問題] 適用事業所（第 2 号厚生年金被保険者又は第 3 号厚生年金被保険者に係る事業主は除く。）に使用される高齡任意加入被保険者は、保険料（初めて納付すべき保険料を除く。）を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないときは、当該保険料の納期限の属する月の前月の末日に、被保険者の資格を喪失する。(○)

昭 60 法附則 43 条 第 4 種被保険者 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H12. 13. 15) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

昭 60 法附則 43 条 第 4 種被保険者

[問題] 第 4 種被保険者とは、昭和 61 年に廃止になった厚生年金の任意加入制度である。
(○)

[問題] 第 4 種被保険者の要件は、下記のとおりである。

- (1) 昭和【 ① 】年 4 月 1 日以前生まれで施行日 (昭和 61 年 4 月 1 日) に厚生年金被保険者であること
 - (2) 施行日に【 ② 】歳以上であることにより厚生年金保険の被保険者の資格を喪失した者
 - (3) 厚生年金保険の被保険者期間が【 ③ 】年以上 20 年 (中高齢者特例に該当する場合は 15 年) 未満であること
 - (4) 資格喪失日から起算して【 ④ 】月以内に厚生労働大臣に申出をすること
- ①16 ②65 ③10 ④6

法 12 条 適用除外 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	—	★★	—	★	★	—

★：択一式 (H16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 12 条 適用除外

【問題】 次の各号のいずれかに該当する者は、厚生年金保険の被保険者としない。

(1) 臨時に使用される者 (船舶所有者に使用される船員を除く。) であって、次に掲げるもの。

イ 日々雇い入れられる者

(【 ① 】カ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。

⇒引き続き使用されるに至った日から被保険者)

ロ 2月以内の期間を定めて使用される者

(【 ② 】を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。

⇒引き続き使用されるに至った日から被保険者)

(2) 所在地が一定しない事業所に使用される者

(3) 季節的業務に使用される者 (船舶所有者に使用される船員を除く。)。

(【 ③ 】を超えて使用されるべき場合は、除く。)

(4) 臨時的事業の事業所に使用される者。

(【 ④ 】を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。

(5) 事業所に使用される短時間労働者であって「4分の3基準」を満たさず、かつ、下記のいずれかに該当する者

イ 一週間の所定労働時間が【 ⑤ 】時間未満であること。

ロ 当該事業所に継続して【 ⑥ 】年以上使用されることが見込まれないこと。

ハ 報酬が【 ⑦ 】円未満であること。

ニ 学生等であること

①1 ②所定の期間 ③継続して4月 ④継続して6月 ⑤20 ⑥1

⑦88,000

【問題】 臨時に使用される者 (船舶所有者に使用される船員を除く。) で、日々雇い入れられる者は、原則、適用除外である。ただし、1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合には、被保険者となり得る。(○)

〔問題〕 臨時に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であって、2月以内の期間を定めて使用される者は、被保険者とされない。ただし、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至ったときは、その超えた日から被保険者となる。（○）

〔問題〕 巡回興行などの所在地が一定しない事業所に使用される者であって、その者が引き続き6か月以上使用される場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

（○）使用期間にかかわらず被保険者とならない。

〔問題〕 適用事業所以外の事業所で臨時に使用される70歳未満の者（船舶所有者に使用される船員を除く。）であって日々雇い入れられる者は、その者が1か月を超えて引き続き使用されるに至った場合には、事業主の同意を得た上で厚生労働大臣の認可を受けて、任意単独被保険者となることことができる。（○）

〔問題〕 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）は、当初から継続して6か月を超えて使用されるべき場合を除き、被保険者とならない。

（×）6か月⇒4か月

〔問題〕 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）は被保険者とならない。ただし、当初から継続して4か月を超えて使用されるべき場合は、被保険者となる。（○）

〔問題〕 船舶所有者に使用される船員であって、その者が継続して4か月を超えない期間季節的業務に使用される場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

（×）季節的業務に使用される者であっても、船舶所有者に使用される船員は被保険者となる。

〔問題〕 船舶所有者に臨時に使用される船員であって、その者が引き続き1か月未満の期間日々雇い入れられる場合、厚生年金保険の被保険者とならない。

（×）臨時に使用される者であっても、船舶所有者に使用される船員は被保険者となる。

〔問題〕 臨時的事業の事業所に使用される者は、適用除外であり、被保険者とならない。ただし、継続して6か月を超えて使用されるべき場合は、初めから被保険者となる。（○）

〔問題〕 季節的業務に使用される者（船舶所有者に使用される船員を除く。）は被保険者とならない。

ただし、継続して4か月を超えて使用されるべき場合は、この限りでない。（○）

【問題】 船舶所有者に臨時に使用される船員であって、その者が引き続き 1 か月未満の期間日々雇い入れられる場合、厚生年金保険の被保険者とならない。(×)

【問題】 平成 28 年 10 月より下記のすべての要件に該当した場合、社会保険に加入しなければならない。(○)

- (1) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
- (2) 月額賃金 88,000 円以上
- (3) 1 年以上継続して雇用される見込みがある
- (4) 被保険者の数が 501 人以上の企業
- (5) 学生等でない

【問題】 平成 28 年 10 月以降、特定適用事業所に勤務する上記(1)~(5)に該当する短時間労働者は、社会保険に加入しなければならない。(○)

【問題】 特定適用事業所とは、同一事業主の適用事業所の被保険者数（短時間労働者を除く。）が、1 年で 6 カ月以上、500 人を超えることが見込まれる事業所が該当する。(○)

法 18 条 資格の得喪の確認 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	★★

★：択一式 (H13. 14. 16) ☆：選択式 (—)

【条文】



- ① 被保険者の資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣の確認によって、その効力を生ずる。
- ② ①の確認は、事業主の届出若しくは被保険者又は被保険者であった者の請求により、又は職権で行うものとする。

ポイント

法 18 条 資格の得喪の確認

【問題】 任意適用事業所に使用される被保険者について、その事業所が適用事業所でなくなったことによる被保険者資格の喪失は、厚生労働大臣の確認によってその効力を生ずる。(×) 厚生労働大臣の確認は不要

[問題] 適用事業所以外の事業所に使用される任意単独被保険者の被保険者資格の喪失は、厚生労働大臣の確認によってその効力を生ずる。

(×) 厚生労働大臣の確認は不要

[問題] 被保険者の資格の取得及び喪失は、原則として、労働大臣の確認によって、その効力を生ずる。(○)

[問題] 厚生年金保険の被保険者は、任意適用事業所の取消しの認可があったときはその日に、被保険者資格を喪失する。

(×) その日⇒翌日

[問題] 第1号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失に係る厚生労働大臣の確認は、事業主による届出又は被保険者若しくは被保険者であった者からの請求により、又は職権で行われる。(○)

法 19 条 被保険者期間 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H12.15) ☆：選択式 (H11)



【条文】

- ① 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。
- ② 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を **1 カ月**として被保険者期間に算入する。ただし、その月に更に被保険者又は国民年金の被保険者（第 2 号被保険者を除く。）の資格を取得したときは、この限りでない。
- ③ 被保険者の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

ポイント

法 19 条 被保険者期間

〔問題〕被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。(○)

〔問題〕被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月までをこれに算入する。

(×) 資格を喪失した月⇒資格を喪失した月の前月

〔問題〕被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を 1 カ月として被保険者期間に算入する。(○)

〔問題〕厚生年金保険法で定める被保険者期間とは、被保険者の資格を取得した日から被保険者の資格を喪失した日の前日までの日単位で計算される期間である。

(×) 日単位⇒月単位

〔問題〕同一の月において被保険者の種別に変更があったときは、その月は変更後の被保険者の種別の被保険者であった月とみなす。(○)

〔問題〕上記の場合、2 回以上にわたり種別の変更があった場合は、最後の被保険者の種別の被保険者であった月とみなす。(○)

昭 60 法附則 47 条 2 項 第 3 種被保険者期間であった期間の特例 他 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	☆	—	—	—	—

★：択一式 (H12. 15) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

昭 60 法附則 47 条 2 項 第 3 種被保険者期間であった期間の特例 他

〔問題〕 厚生年金保険の第 3 種被保険者であった期間及び第 1 号厚生年金被保険者期間とみなされた旧船員保険の被保険者であった期間は、下記のとおり の計算方法とする。

期間	計算方法
昭和 61 年 3 月 31 日以前の期間	実際の期間 × 【 ① 】
昭和 61 年 4 月 1 日から平成 3 年 3 月 31 日までの期間	実際の期間 × 【 ② 】
平成 3 年 4 月 1 日以後の期間	実際の期間

① $\frac{3}{4}$ ② $\frac{5}{6}$

〔問題〕 戦時加算として昭和 19 年 1 月 1 日から昭和 20 年 8 月 31 日までの間において、坑内員として被保険者であった者の被保険者期間は、実際の被保険者期間であった期間を $\frac{3}{4}$ 倍した期間とし、さらにその期間を $\frac{1}{3}$ を乗じて得た期間を加算した期間とする。(○)

〔問題〕 昭和 61 年 4 月 1 日に第 3 種被保険者の資格を取得し、平成 2 年 11 月 30 日に当該資格を喪失した者については、66 月をもって、この期間の厚生年金保険の被保険者期間とされる。

(○) 経過措置により、設問の場合には、 $55 \text{ 月} \times \frac{6}{5} = 66 \text{ 月}$

〔問題〕 下記の期間は、第 1 号厚生年金被保険者であった期間とみなす。(○)

- ・旧船員保険の被保険者であった期間 (脱退手当金の計算の基礎となった期間を除く)
- ・旧適用法人共済組合員期間
- ・旧農林共済組合員期間

法3条 報酬・賞与の定義 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	★★	★	★	—	—	—	—	★

★：択一式 (H16) ☆：選択式 (—)

【条文】



報酬とは、報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受ける全てのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

賞与とは、賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいう。

ポイント 法3条 報酬・賞与の定義

〔問題〕被保険者が労働の対償として毎年期日を定め四半期毎に受けるものは、いかなる名称であるかを問わず、厚生年金保険法における賞与とみなされる。

(×) 四半期ごととは、3月ごとになるので誤り。3月を超える期間ごとに受け取るものに該当しない。

〔問題〕報酬とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び3カ月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。(○)

〔問題〕賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3カ月を超える期間ごとに受けるものをいう。(○)

〔問題〕賞与の支給が、給与規定、賃金協約等の諸規定によって年間を通じて4回以上支給されることが客観的に定められているときは、当該賞与は報酬に該当する。(○)

〔問題〕年間を通じ4回以上の賞与は、報酬とされる。つまり、年間3回までが賞与としての扱いになる。(○)

〔問題〕 上記の場合、定時決定又は7月、8月若しくは9月の随時改定の際には、7月1日前の1年間に受けた賞与の額を12で除して得た額を、賞与に係る部分の報酬額として算定する。(○)

〔問題〕 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額はその地方の時価によって、地方厚生局長が定める。

(×) 地方厚生局長⇒厚生労働大臣

〔問題〕 70歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額は、70歳未満の標準報酬月額と同じである。ただし、標準報酬月額の下限は、第1級の88,000円であり、上限は、第31級の620,000円である。(○)

〔問題〕 70歳以上の使用される者に係る標準報酬月額に相当する額については、標準報酬月額等級の第1級の98,000円から第30級の605,000円までの区分により定められる。

(×) 第1級の88,000円から第31級の620,000円

〔問題〕 平成29年法改正により、標準報酬月額等級の下限に1等級区分(88,000円)が追加されたため、最高等級は、第30級から第31級となった。(○)

法25条 現物給与の価額 (★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14) ☆：選択式 (—)

【条文】



報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

ポイント 法25条 現物給与の価額

〔問題〕 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、【 ① 】が定める。

① 厚生労働大臣

法 20 条 1 項 標準報酬月額 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14) ☆：選択式 (—)



【条文】

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によって定める。

ポイント 法 20 条 1 項 標準報酬月額

[問題] 標準報酬月額は、被保険者の【 ① 】に基づき、等級区分（等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）によって定める。

①報酬月額

[問題] 厚生年金保険法 標準報酬月額等級表

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 1 級	【 ① 】円	～93,000 円未満
中略		
第 31 級	【 ② 】円	605,000 円～

①88,000 ②620,000

[問題] 法改正により、平成 28 年 10 月より、厚生年金保険法における標準報酬月額の下限等級に 1 等級（【 ① 】円）が追加され、1 級から 31 級に改正された。

改正前			➡	改正後		
標準報酬	報酬月額			標準報酬	報酬月額	
等級	月額		等級	月額		
1 級	98,000	～101,000	1 級	【 ① 】	～93,000	
2 級	104,000	101,00～107,000	2 級	98,000	101,00～107,000	
3 級	110,000	107,000～114,000	3 級	104,000	107,000～114,000	
(中略)			(中略)			
30	620,000	605,000～	31 級	620,000	605,000～	

①88,000

[問題] 健康保険法 標準報酬月額等級表

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 1 級	【 ① 】 円	～63,000 円未満
第 5 級	【 ② 】 円	93,000 円～101,000 円
中略		
第 34 級	【 ③ 】 円	605,000 円～635,000 円
第 50 級	【 ④ 】 円	1,355,000 円～

①58,000 ②98,000 ③620,000 ④1,390,000

[問題] 厚生年金と健康保険の標準報酬月額の範囲

	標準報酬月額の範囲
厚生年金保険法	88,000 円 (第 1 級) ～620,000 円 (第【 ① 】級)
健康保険法	58,000 円 (第 1 級) ～1,390,000 円 (第【 ② 】級)

①31 ②50

法 20 条 2 項 標準報酬月額等級区分の改定 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H17) ☆：選択式 (—)

【条文】



毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

ポイント

法 20 条 2 項 標準報酬月額等級区分の改定

〔問題〕 毎年【 ① 】における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の【 ② 】に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の【 ③ 】から、【 ④ 】に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

①3月31日 ②100分の200 ③9月1日 ④健康保険法

〔問題〕 毎年3月31日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

(×) 全被保険者の標準報酬月額を平均した額⇒全被保険者の標準報酬月額を平均した額の100分の200に相当する額

法 21 条 標準報酬月額の設定・改定 他 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	★	★	★	—	—	—	—

★：択一式 (H10.15) ☆：選択式 (H19)



【条文】

(略)

ポイント

法 21 条 標準報酬月額の設定・改定 他

[問題] 実施機関は、被保険者が毎年【 ① 】現に使用される事業所において同日前【 ② 】月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が【 ③ 】日に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を設定する。

①7月1日 ②3 ③17

[問題] 毎年7月1日現に使用される70歳以上の者の報酬月額の届出は、船員たる被保険者も含め、同月10日までに、日本年金機構に提出することによって行うものとする。

(×) 船員たる被保険者も含め⇒船員たる70歳以上の使用される者を除いて

[問題] 被保険者の標準報酬月額は、下記の方法により実施機関が決定・改定する。基本的に健康保険と同じである。(○)

- (1) 資格取得時決定
- (2) 定時決定
- (3) 随時改定
- (4) 育児休業等終了時改定
- (5) 産前産後休業終了時改定

[問題]

	内容
定時決定	【 ① 】前3月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が【 ② 】日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額
随時改定	【 ③ 】（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、【 ② 】日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を【 ④ 】で除して得た額

①7月1日 ②17 ③継続した3月間 ④3

[問題] (定時決定)

実施機関は、被保険者が毎年【 ① 】現に使用される事業所において同日前【 ② 】月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が【 ③ 】日（短時間労働者にあつては、【 ④ 】日）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

定時決定された標準報酬月額は、その年の【 ⑤ 】月から翌年の【 ⑥ 】月までの各月の標準報酬月額とする。

①7月1日 ②3 ③17 ④11 ⑤9 ⑥8

[問題] (随時改定)

実施機関は、被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、【 ① 】日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を【 ② 】で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、【 ③ 】を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

随時改定された標準報酬月額は、その年の【 ④ 】月（7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月）までの各月の標準報酬月額とする。

①17 ②3 ③著しく高低 ④8

[問題] (育児休業等を終了した際の改定)

実施機関は、育児休業等を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日において当該育児休業等に係る【 ① 】歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して実施機関に申出をしたときは、【 ② 】にかかわらず、

【 ③ 】が属する月以後【 ④ 】月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が【 ④ 】日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

①3 ②定時決定 ③育児休業等終了日の翌日 ④17

〔問題〕（産前産後休業を終了した際の改定）

実施機関は、産前産後休業を終了した被保険者が、当該産前産後休業を終了した日において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して主務省令で定めるところにより実施機関に申出をしたときは、【 ① 】の規定にかかわらず、【 ② 】が属する月以後【 ③ 】月間（産前産後休業終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が【 ④ 】日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

①定時決定 ②産前産後休業終了日の翌日 ③3 ④17

〔問題〕第1号厚生年金被保険者が同時に2以上の適用事業所（船舶を除く。）に使用される場合における各事業主の負担すべき標準報酬月額に係る保険料の額は、各事業所について算定した報酬月額を当該被保険者の報酬月額で除し、それにより得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じた額とする。（○）

〔問題〕船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定については、船員保険法の規定の例によることとされている。（○）

法24条の4 標準賞与額の決定（★）

（出題傾向）

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）

【条文】

（略）

ポイント

法24条の4 標準賞与額の決定

〔問題〕実施機関は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに【 ① 】円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が【 ② 】万円を超えるときは、これを【 ② 】万円とする。

①1,000 ②150

[問題] 被保険者が賞与を受けた場合、その賞与額に基づき、これに 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与により、その年度における標準賞与額の累計が 573 万円を超えることとなる場合には、当該累計額が 573 万円となるようにその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は 0 とする。

(×) 設問のただし書きは、健康保険法の標準賞与額の決定の内容

[問題] 厚生年金保険法と健康保険法との相違

	厚生年金保険法	健康保険法
上限額	【 ① 】円	【 ② 】円
算定期間	賞与が支払われた月ごと	年度ごと

①150 ②573

[問題] 事業主が被保険者（船員被保険者を除く。）に賞与を支払ったときの「被保険者の賞与額の届出」は、5 日以内に届け出なければならない。（○）

[問題] 被保険者（船員被保険者を除く。）の賞与額に関する届出は、賞与を支払った日から【 ① 】日以内に、「被保険者の賞与額の届出」を日本年金機構に提出することによって行う。なお、船員被保険者については、【 ② 】日以内である。

①5 ②10

[問題] 育児休業中で厚生年金保険料が免除されている者に対して賞与が支給された場合、当該賞与に係る厚生年金保険料は免除されるため、賞与支払届を提出する必要はない。

(×) 賞与支払届を提出する必要がある。

法 26 条 3 歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】

(略)

ポイント

法 26 条 3 歳未満の子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例

〔問題〕【 ① 】歳に満たない子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額（【 ② 】）を下回る場合には、被保険者の申出により、年金額の計算においては、その標準報酬月額が【 ② 】を下回る月について、【 ② 】をその月の標準報酬月額とみなす。

①3 ②従前標準報酬月額

〔問題〕3 歳未満の子の養育を開始した月の前月において、厚生年金保険法の被保険者でない場合には、その月前 1 年以内の直近の被保険者であった月（基準月）の標準報酬月額を従前標準報酬月額とみなす。(○)

〔問題〕3 歳未満の子の養育を開始した月の前月において、厚生年金保険法の被保険者でなく、その月前 1 年以内に厚生年金保険の被保険者期間がなかった場合には、3 歳未満の子を養育する被保険者の標準報酬月額の特例の適用は受けられない。(○)

〔問題〕3 歳未満の子を養育する被保険者の標準報酬月額の特例は、事業主が主務省令で定めるところにより実施機関に申出をすることにより行われる。

(×) 被保険者又は被保険者であった者が申出を行う。

〔問題〕この申出に関し、すべての被保険者は、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとされる。

(×) 第 1 号厚生年金被保険者又は第 4 号厚生年金被保険者に関して、事業主を経由して行う。

〔問題〕育児休業等を終了した際に改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して 2 か月を経過した日の属する月からその年の 8 月（当該月が 7 月から 12 月までのいずれかの月である場合は、翌年の 8 月）までの各月の標準報酬月額とする。

(×) 2 か月を経過した日の属する月から⇒2 か月を経過した日の属する月の翌月から

法 27 条 適用事業所の事業主が行う届出 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★	—	—	—	★	★★	★★	—	★★

★：択一式 (H12. 14. 15. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

適用事業所の事業主又は任意単独被保険者に係る同意をした事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得及び喪失（70 歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至った日及び当該要件に該当しなくなった日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

ポイント

法 27 条 適用事業所の事業主が行う届出

[問題] 被保険者に関する届出

被保険者に関する届出	期間
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の資格の取得・喪失の届出 70 歳以上の使用される者の該当届出 	【 ① 】 日以内 船舶所有者 【 ② 】 日以内
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の住所・氏名変更届出 	速やかに
<ul style="list-style-type: none"> 高齢任意加入被保険者に係る同意等の届出 	10 日以内
<ul style="list-style-type: none"> 報酬月額算定基礎届（報酬月額の届出） 	7 月 10 日 船舶所有者は 【 ② 】 日以内
<ul style="list-style-type: none"> 報酬月額変更届 育児休業等終了時報酬月額変更届 産前産後休業終了時等報酬月額変更届 	速やかに 船舶所有者は 【 ② 】 日以内
<ul style="list-style-type: none"> 賞与支払届 	【 ① 】 日以内 船舶所有者は 【 ② 】 日以内

①5 ②10

〔問題〕 事業所に関する届出

事業所に関する届出	期間
新規適用事業所の届出	【 ① 】 日以内 船舶所有者【 ② 】 日以内
適用事業所に該当しなくなった場合の届出	【 ① 】 以内 船舶所有者は速やかに
事業主の氏名変更届	【 ① 】 日以内
代理人選任又は解任届	あらかじめ
特定適用事業所の該当届	【 ① 】 日以内

①5 ②10

〔問題〕 第1号厚生年金被保険者に係る適用事業所の事業主は、被保険者が70歳に到達し、引き続き当該事業所に使用される場合、被保険者の資格喪失の届出にあわせて70歳以上の使用される者の該当の届出をしなければならない。(○)

〔問題〕 70歳以上の者（厚生年金保険法第12条各号に定める適用除外者に該当する者を除く。）を新たに雇い入れたときは、70歳以上の使用される者の該当の届出をすることを要しない。なお、本問の事業所は、特定適用事業所とする。

(×) 5日以内（船舶所有者の場合は、10日以内）に70歳以上の使用される者の該当の届出を日本年金機構に提出する必要がある。

〔問題〕 被保険者（船舶所有者に使用される者を除く。）の資格喪失の届出は、原則として、当該事実があった日から5日以内に、厚生年金保険被保険者資格喪失届を日本年金機構に提出することによって行う。(○)

〔問題〕 被保険者又は70歳以上の使用される者が、同時に2以上の事業所に使用されるに至ったときの「2以上の事業所勤務の届出」は、5日以内に届け出なければならない。

(×) 10日以内

〔問題〕 被保険者が、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を自分で日本年金機構に届け出なければならない。

(×) 被保険者は、事業主に申出

〔問題〕 事業主は、上記申出を受けたときは、速やかに、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。

(○)

〔問題〕 被保険者（適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者及び第4種被保険者を除く。）は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。(○)

〔問題〕 事業主（船舶は除く）は、被保険者の資格を取得した者がいるときは、速やかに、被保険者資格取得届を日本年金機構に提出しなければならない。

(×) 速やかに⇒5日以内に

〔問題〕 育児休業期間中における厚生年金保険料の免除の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業所の事業主は、当該被保険者が育児休業等終了予定日を変更したときは、速やかに、これを日本年金機構に届け出なければならない。(○)

〔問題〕 育児休業期間中における厚生年金保険料の免除の規定により保険料の徴収を行わない被保険者を使用する事業所の事業主は、当該被保険者が育児休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、速やかに、これを日本年金機構に届け出なければならない。(○)

〔問題〕 適用事業所の事業主又は任意単独被保険者に係る同意をした事業主は、被保険者（【 ① 】歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得及び喪失（【 ① 】歳以上の使用される者にあつては、厚生労働省令で定める要件に該当するに至った日及び当該要件に該当しなくなった日）並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を【 ② 】に届け出なければならない。

①70 ②厚生労働大臣

〔問題〕 70歳以上の使用される者とは、適用事業所に使用される70歳以上の被保険者であった者で、在職老齢年金の規定により報酬と年金額の調整が行われる場合があるために、上記の届け出を行う。(○)

[問題] 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。）は、厚生年金保険法の規定に基づいて事業主（船舶所有者を除く。）がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするとき及び代理人を解任したときは、あらかじめ、文書でその旨を日本年金機構に届け出なければならない。（○）

[問題] 事業主に変更があったときの、変更後の事業主による「事業主の変更の届出」は、5 日以内に届け出なければならない。（○）

[問題] 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。）は、廃止、休止その他の事情により適用事業所に該当しなくなったときは、当該事実があった日から 10 日以内に、適用事業所に該当しなくなったことを証する書類を添えて、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。

（×）10 日以内⇒5 日以内

[問題] 初めて適用事業所となった船舶の船舶所有者は、当該事実があった日から 5 日以内に、所定の事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。

（×）5 日以内⇒10 日以内

[問題] 適用事業所の事業主（船舶所有者を除く。以下本肢において同じ。）は、厚生年金保険法の規定に基づいて事業主がしなければならない事項につき、代理人をして処理させようとするときは、あらかじめ、文書でその旨を日本年金機構に届け出なければならない。（○）

法 98 条 2 項 被保険者の行う届出 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	★	★	—	★	—	—

★：択一式 (H12. 15. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 98 条 2 項 被保険者の行う届出

[問題] 被保険者の行う届出

届出内容	期限
所属選択届	【 ① 】 日以内
2 以上の事業所勤務届	
適用事業所に使用される高年齢任意加入被保険者の 氏名・住所変更届	

①10

[問題] 被保険者が氏名又は住所を変更したときは、速やかに、変更後の氏名、住所を事業主に申し出なければならない。(○)

法 98 条 3 項 受給権者等の行う届出 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★★	—	★★	—	☆	★	—	—	—

★：択一式 (H12. 14. 17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

受給権者又は受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

ポイント

法 98 条 3 項 受給権者等の行う届出

[問題] 受給権者又は受給権者の属する世帯の【 ① 】その他その世帯に属する者は、【 ② 】に対し、厚生労働省令の定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書類その他の物件を提出しなければならない。

①世帯主 ②厚生労働大臣

[問題] 受給権者等の届出

届出内容	期限
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況確認の届出 ・ 加給年金額対象者の届出 ・ 障害の現状に関する届出 	指定日 受給権者の誕生日の属する【 ① 】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡の届出 ・ 氏名、住所変更届 ・ 出生届 	【 ② 】日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢厚生年金の加給年金額対象者の不該当届出 ・ 障害厚生年金の加給年金額対象者の不該当届出 ・ 遺族厚生年金の失権の届出 	【 ② 】以内 (年齢による不該当・失権は、届出不要)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 加給年金額対象者の障害状態該当届出 ・ 障害厚生年金の障害状態不該当の届出 ・ 支給停止事由該当の届出 	【 ③ 】

①月の末日 ②10 ③速やかに

[問題] 死亡の届出は、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が行わなければならない。

(○)

[問題] 住基ネットによりその者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、戸籍法の規定による死亡の届出が 10 日以内に行われたときは、届出は不要である。

(×) 7 日以内

[問題] 住基ネットにより機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者についても、現況確認の届出、住所変更届の提出は必要である。

(×) 原則、届出は不要

[問題] 加給年金額対象者の障害状態該当届出は、障害厚生年金の額の全部が支給停止されている場合にも提出しなければならない。

(×) 提出不要

[問題] 加給年金額対象者の障害状態該当届出は、裁定又は年金額の改定が行われた日以後 1 年以内に指定日が到来する場合には、提出不要である。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、【 ① 】、住民基本台帳法の規定による年金給付の受給権者に係る【 ② 】の提供を受け、必要な事項について確認を行う。

①毎月 ②機構保存本人確認情報

[問題] 厚生労働大臣が指定する者が提出しなければならない医師又は歯科医師の診断書は、指定日前 1 月以内に作成されたものでなければならない。(○)

[問題] 老齢厚生年金の受給権者は、加給年金額の対象者である配偶者が 65 歳に達したとき、子（障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子を除く。）が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき又は子が 20 歳に達したときは、10 日以内に必要事項を記載した届書を日本年金機構に提出しなければならない。

(×) 提出する必要はない。

[問題] 老齢厚生年金の受給権者は、その住所を変更したときは、10 日以内に、住所変更の届出を行わなければならない。(○)

[問題] 老齢厚生年金の受給権者の住所変更の届出及び氏名変更届出は、10 日以内である。(○)

[問題] 受給権者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、1 カ月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(×) 1 か月以内⇒10 日以内

[問題] 被保険者が、年金手帳を滅失したため、再交付を厚生労働大臣に申請する場合には、申請者の生年月日及び住所、基礎年金番号、現に被保険者として使用される事業所の名称及び所在地、滅失又はき損の事由等の事項を記載した再交付の申請書を日本年金機構に提出しなければならない。(○)

[問題] 老齢厚生年金の受給権者がその氏名を変更したときの「氏名変更の届出」は、5 日以内に届け出なければならない。

(×) 5 日以内⇒10 日以内

[問題] 加給年金額の対象者がある障害厚生年金の受給権者は、当該障害厚生年金の額の全部につき支給が停止されているときを除き、毎年、厚生労働大臣が指定日までに、加給年金額の対象者が引き続き当該受給権者によって生計を維持している旨等を、日本年金機構に届け出なければならない。(○)

[問題] 上記に関して、当該障害厚生年金の裁定が行われた日以後 1 年以内に指定日が到来する年には、届け出なくてもよい。(○)

[問題] 加給年金額の対象者がある障害厚生年金の受給権者は、毎年、指定日までに、所定の事項を記載し、かつ、自ら署名した届書を、日本年金機構に提出しなければならない。ただし、障害厚生年金の裁定が行われた日以後 1 年以内に指定日が到来する年には、届出は不要である。(○)

[問題] 老齢厚生年金の受給権者は、加給年金額の対象者である 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が、障害等級 1 級又は 2 級の障害の状態に該当するに至ったときは、速やかに、加給年金額対象者の障害状態該当の届出を行わなければならない。

(○)

[問題] 老齢厚生年金の受給権者は、加給年金額の対象者である配偶者が 65 歳に達したときは、加給年金額対象者の不該当の届出を行う必要はない。

(○)

〔問題〕 老齢厚生年金にかかる加給年金額対象者の不該当の届出は、原則として、10 日以内に、所定の届書を日本年金機構に提出しなければならない。

ただし、下記の事由に関しては、年齢を日本年金機構で把握できるため提出不要である。

(○)

(1) 配偶者が、65 歳に達したとき。

(2) 子（障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき。

(3) 子が、20 歳に達したとき。

法 28 条 記録 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H17) ☆：選択式 (—)

【条文】



(略)

ポイント

法 28 条 記録

〔問題〕 【 ① 】は、被保険者に関する【 ② 】を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）、基礎年金番号（国民年金法第十四条 に規定する基礎年金番号をいう。）その他主務省令で定める事項を記録しなければならない。

①実施機関 ②原簿

法 28 条の 2 訂正の請求（一）

（出題傾向）

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（－） ☆：選択式（－）



【条文】

第 1 号厚生年金被保険者であり、又はあつた者は、法 28 条の原簿（「厚生年金保険原簿」）に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（第 1 号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。）が事実でない、又は厚生年金保険原簿に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと**思料**するときは、厚生労働省令で定めるところにより、**厚生労働大臣**に対し、厚生年金保険原簿の訂正の請求をすることができる。

ポイント

法 28 条の 2 訂正の請求

〔問題〕第 1 号厚生年金被保険者であり、又は第 1 号厚生年金被保険者であつた者は、【 ① 】に記録された自己に係る特定厚生年金保険原簿記録（第 1 号厚生年金被保険者の資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下この項において同じ。）が事実でない、又は【 ① 】に自己に係る特定厚生年金保険原簿記録が記録されていないと【 ② 】するときは、厚生労働大臣に対し、【 ① 】の【 ③ 】をすることができる。

①厚生年金保険原簿 ②思料 ③訂正の請求

〔問題〕厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る厚生年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。（○）

〔問題〕厚生労働大臣は、訂正請求に係る厚生年金原簿の訂正をする旨を決定する際には、あらかじめ、社会保障審議会に諮問しなければならない。（○）

法 31 条の 2 被保険者に対する情報の提供 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】



実施機関は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、主務省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。

ポイント

法 31 条の 2 被保険者に対する情報の提供

[問題] 実施機関は、厚生年金保険制度に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、主務省令で定めるところにより、被保険者に対し、当該被保険者の

【 ① 】及び【 ② 】に関する必要な情報を分かりやすい形で【 ③ 】するものとする。

①保険料の納付の実績 ②将来の給付 ③通知

[問題] 事業主は、保険料の納付の実績等の通知があったときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。(○)

法 32 条 保険給付の種類 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

この法律による保険給付は、次のとおりとし、**政府及び実施機関**が行う。

- (1) 老齢厚生年金
- (2) 障害厚生年金及び障害手当金
- (3) 遺族厚生年金

ポイント

法 32 条 保険給付の種類

〔問題〕厚生年金保険法による保険給付は、下記のとおりとし、政府及び実施機関が行う。(○)

- (1)老齢厚生年金 (2)障害厚生年金及び障害手当金 (3)遺族厚生年金

〔問題〕上記以外に経過措置として脱退一時金、脱退手当金、特例老齢年金、特例遺族年金がある。(○)

法 33 条 裁定 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H16) ☆：選択式 (—)



【条文】

保険給付を受ける権利は、その権利を有する者（「**受給権者**」）の請求に基づいて、**実施機関が裁定する**。

ポイント

法 33 条 裁定

〔問題〕保険給付を受ける権利は、その権利を有する者（【 ① 】）の請求に基づいて、【 ② 】が裁定する。

- ①**受給権者** ②**実施機関**

[問題] 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達し、65 歳から本来の老齢厚生年金を受給する場合には、改めて裁定請求書を提出する必要はない。

(×) 改めて提出する必要がある。

[問題] 厚生労働大臣は、保険給付又は脱退一時金に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を、請求権者又は受給権者に通知しなければならない。(○)

法 35 条 端数処理 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H16) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 35 条 端数処理

[問題] 保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を改定する場合において、保険給付の額に【 ① 】 銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、

【 ① 】 銭以上【 ② 】 円未満の端数が生じたときは、これを【 ② 】 円に切り上げるものとする。

①50 ②1

[問題] 端数処理

	端数処理
保険給付の額の計算過程での端数処理	【 ① 】 円未満四捨五入 (50 銭未満切り捨て、50 銭円以上 1 円未満は、1 円に切上げ)
加給年金額・特別加算額等の端数処理	【 ② 】 円未満四捨五入 (50 円未満切り捨て、50 円以上 100 円未満は、100 円に切上げ)

①1 ②100

法 36 条 年金の支給期間及び支払期月 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★★	—	★	—	★	—

★：択一式 (H11. 14. 16. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



- ① 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。
- ② 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。
- ③ 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

ポイント

法 36 条 年金の支給期間及び支払期月

【問題】年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の【 ① 】から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

① 翌月

【問題】年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の【 ① 】からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

① 翌月

【問題】年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。(○)

【問題】毎年【 ① 】月から翌年【 ② 】月までの間において毎支払期月ごとに支払われる年金額の端数処理により切り捨てた金額の合計額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)については、これを当該【 ② 】月の支払期月の年金額に加算するものとする。

① 3 ② 2

[問題] 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間が 240 月以上であるものとする。）の受給権を取得した当時胎児であった子が出生したときは、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から年金額を改定する。（○）

[問題] 受給権者が、老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間が 240 月以上であるものとする。）の権利を取得した当時胎児であった子が出生したときは、加給年金額の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた子とみなし、その出生の月から、年金の額を改定するとされている。

(×) 出生の月の翌月

法 37 条 未支給の保険給付 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★★	★	—	—	★	—	★

★：択一式 (H12. 14. 17. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】



保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

ポイント 法 37 条 未支給の保険給付

[問題] 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の【 ① 】又は【 ② 】であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

①配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ②これらの者以外の三親等内の親族

〔問題〕 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなされ、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなされる。(○)

〔問題〕 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者は、遺族厚生年金を受けることができる遺族以外の者であっても自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる場合がある。

(○) 遺族厚生年金の遺族の範囲…配偶者、子、父母、孫又は祖父母

〔問題〕 未支給の保険給付の遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族である。(○)

〔問題〕 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

(×) 「又はこれらの者以外の 3 親等内の親族」が漏れている。

〔問題〕 脱退一時金を請求した者が、当該脱退一時金を受給する前に死亡した場合、一定の遺族は未支給の脱退一時金を請求することができる。(○)

〔問題〕 保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるとき、当該未支給の保険給付を請求することができる者の順位は、①配偶者又は子、②父母、③孫、④祖父母、⑤兄弟姉妹、⑥これらの者以外の 3 親等内の親族の順位である。

(×) ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦これらの者以外の 3 親等内の親族

〔問題〕 保険給付の受給権者の死亡に係る未支給の保険給付がある場合であって、当該未支給の保険給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、当該同順位者の数で按分した額をそれぞれに支給する。

(×) 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

[問題] 未支給の保険給付を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。(○)

法 38 条 1 項 併給調整 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★★	—	★	—	★	—

★：択一式 (H9. 12. 14. 16. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 38 条 1 項 併給調整

[問題] 障害厚生年金は、その受給権者が他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金を除く。）を受けられることができるときは、その間、その支給を停止する。(○)

[問題] 障害厚生年金は、老齢基礎年金及び付加年金並びに当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づいて支給される障害基礎年金と併給できるが、遺族基礎年金とは併給できない。

(×) 障害厚生年金 + 老齢基礎年金 (付加年金) ⇒併給不可 障害厚生年金 + 遺族基礎年金 ⇒併給不可

[問題] 65 歳以上の場合の併給調整

	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	併給可	【 ① 】	併給可
障害基礎年金	併給可	併給可	併給可
遺族基礎年金	【 ① 】	【 ① 】	併給可

①併給不可

[問題] 受給権者が 65 歳に達しているときの障害基礎年金については、障害基礎年金と老齢厚生年金、障害基礎年金と遺族厚生年金（経過的寡婦加算を除く。）は、それぞれ併給できる。(○)

[問題] 受給権者が 65 歳に達しているときの老齢基礎年金については、原則として老齢基礎年金及び付加年金と遺族厚生年金（経過的寡婦加算を除く。）、老齢基礎年金と障害厚生年金は、それぞれ併給できる。

(×) 老齢基礎年金と障害厚生年金は併給できない。

[問題] 65 歳に達している受給権者に関して、老齢厚生年金は、老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金と併給できるが、遺族基礎年金とは併給できない。(○)

[問題] 65 歳に達している受給権者に関して、遺族厚生年金は、老齢基礎年金及び付加年金又は障害基礎年金と併給できる。(○)

[問題] 65 歳に達している受給権者に関して、平成 19 年 4 月 1 日以後においては、自身が納めた保険料を年金額に反映させるため、老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止され差額支給となる。(○)

法 38 条の 2 受給権者の申出による支給停止 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H19) ☆：選択式 (—)



【条文】

年金たる保険給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金たる保険給付を除く。）は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。

ポイント

法 38 条の 2 受給権者の申出による支給停止

[問題] 年金たる保険給付は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。(○)

〔問題〕 厚生年金保険法に規定される受給権者の申出による年金たる保険給付の支給停止は、申出を行った日の属する月の翌月分から支給停止される。また、支給停止の申出を撤回したときは、その旨の申出を行った日の属する月の翌月分から支給が開始される。

(○)

法 39 条 年金の支払い調整 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★★	—	—	—	—

★：択一式 (H12. 16) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 39 条 年金の支払い調整

〔問題〕 (異なる年金間の調整)

乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が【 ① 】し、又は同一人に対して乙年金の支給を【 ② 】して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が【 ① 】し、又は乙年金の支給を【 ② 】すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

①消滅 ②停止

〔問題〕 (同一年金における調整)

年金の支給を【 ① 】すべき事由が生じたにもかかわらず、その【 ① 】すべき期間の分として年金が支払われたときは、その支払われた年金は、その後に支払うべき年金の内払とみなすことができる。年金を【 ② 】して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として【 ② 】しない額の年金が支払われた場合における当該年金の当該【 ② 】すべきであった部分についても、同様とする。

①停止 ②減額

[問題] (国民年金法の年金たる給付との調整)

同一人に対して国民年金法による年金たる給付の支給を停止して年金たる保険給付(厚生労働大臣が支給するものに限る。)を支給すべき場合において、年金たる保険給付を支給すべき事由が生じた月の翌月以後の分として国民年金法による年金たる給付の支払が行われたときは、その支払われた国民年金法による年金たる給付は、年金たる保険給付の

【 ① 】とみなすことができる。

①内払

[問題] 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなすと規定されている。(○)

法 39 条の 2 充当による調整 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	—	☆	—	—	—

★：択一式 (H11. 14. 16) ☆：選択式 (—)

【条文】



年金たる保険給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（「返還金債権」）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

ポイント

法 39 条の 2 充当による調整

[問題] 年金たる保険給付の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付の【 ① 】が行われた場合において、当該【 ① 】による返還金に係る債権（【 ② 】）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき年金たる保険給付があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金たる保険給付の支払金の金額を当該【 ① 】による【 ② 】の金額に【 ③ 】することができる。

①過誤払 ②返還金債権 ③充当

[問題] 障害厚生年金の受給権者が死亡したにもかかわらず、当該障害厚生年金の給付に過誤払いが生じた場合、返還金請求権に係る債務を弁済すべき者に支払うべき老齢厚生年金の支払金の金額を当該過誤払いによる返還金債権の金額に充当することができる。

(×) 老齢厚生年金から充当することはできない。

法 40 条 損害賠償請求権 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	★★

★：択一式 (H12. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 政府等は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- ② ①項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府等は、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。

ポイント

法 40 条 損害賠償請求権

〔問題〕政府等は、第三者の行為によって生じた事故により保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
(○)

〔問題〕政府等は、受給権者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。(○)

〔問題〕政府等は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。(○)

〔問題〕受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府等は、保険給付をしないことができる。

(×) その給付の価額の限度で保険給付を行わないことができる。

〔問題〕保険事故が第三者の行為によって生じ、受給権者が先に第三者から損害賠償を受けたとき、保険給付との調整の対象になるのは、生活保障部分であり、医療費、葬祭料は含まれない。(○)

〔問題〕 政府等は、事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

また、この場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府等は、その価額の限度で、保険給付をしないことができる。 (○)

法 40 条の 2 不正利得の徴収 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)

【条文】



偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、実施機関は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

ポイント

法 40 条の 2 不正利得の徴収

〔問題〕 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、実施機関は、受給額に相当する金額の全部をその者から徴収することができる。

(×) 全部又は一部

法 41 条 1 項 受給権の保護 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	★	★	—	—

★：択一式 (H12. 14. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合及び老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。
- ② 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。

ポイント

法 41 条 1 項 受給権の保護

〔問題〕 原則として、保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。 (○)

〔問題〕 例外として、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより【 ① 】に供する場合及び老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により【 ② 】場合は、この限りでない。

①担保 ②差し押さえる

〔問題〕 年金たる保険給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供することができる。 (○)

〔問題〕 租税その他の公課は、原則として、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。 (○)

〔問題〕 老齢厚生年金については、租税その他の公課を課することができる。 (○)

〔問題〕 障害手当金として保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできず、かつ当該給付として支給を受けた金銭を標準として租税その他の公課を課することもできない。 (○)

[問題] 老齢厚生年金、特例老齢年金、脱退手当金及び脱退一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押えることができる。（○）

[問題] 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないので、老齢厚生年金及び脱退一時金を受ける権利は国税滞納処分（その例による処分を含む。）によって差し押さえることができない。

(×) 老齢厚生年金及び脱退一時金を受ける権利は、差し押さえることが可能

[問題] 遺族厚生年金を受ける権利は、国税滞納処分により差し押さえることができる。

(×) 差し押さえることができない。

[問題] 障害厚生年金を受ける権利は、【 ① 】法の定めるところにより、担保に供することができる。

①独立行政法人福祉医療機構

[問題] 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金たる保険給付を受ける権利を別に法律（独立行政法人福祉医療機構法）で定めるところにより担保に供することはできる。（○）

[問題] 障害厚生年金を受ける権利は、独立行政法人福祉医療機構法の定めるところにより、担保に供することができる。（○）

[問題] 障害厚生年金を受ける権利は、譲り渡し、又は差し押さえることはできず、また、障害厚生年金として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課すこともできない。（○）

法 41 条 2 項 公課の禁 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	★	★	—	—

★：択一式 (H14. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。

ポイント

法 41 条 2 項 公課の禁止

[問題] 遺族厚生年金として支給を受けた金銭を標準として、租税を課すことはできないが、租税以外の公課は課することができる。

(×) 遺族厚生年金には、租税以外の公課も課すことができない。

[問題] 老齢厚生年金として支給を受けた金銭を標準として、地方税を課すことはできない。(×)

[問題] 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでないと規定されている。

(○)

法 42 条 老齢厚生年金の支給要件 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	★	—	★	—	—	★

★：択一式 (H10. 11. 14. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】 (平成 30 年 法改正)

老齢厚生年金は、被保険者期間を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。

- (1) **65 歳以上**であること。
- (2) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が **10 年以上**であること。

ポイント

法 42 条 支給要件

【問題】 老齢厚生年金は、【 ① 】を有する者が、次の各号のいずれにも該当するに至ったときに、その者に支給する。(本来の老齢厚生年金)

- (1) 【 ① 】歳以上であること
 - (2) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が【 ③ 】年以上であること
- ①被保険者期間 ②65 ③10

【問題】 65 歳以上の者であって、厚生年金保険の被保険者期間が 1 年未満の者は、国民年金法に規定する保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年以上あるときであっても、老齢厚生年金を請求することはできない。

(×) 厚生年金保険の被保険者期間が 1 月でもあれば、支給される。

【問題】 65 歳から支給される本来の老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間が 1 月でもあれば、支給される。(○)

【問題】 60 歳台前半の老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者期間が 1 カ月以上あれば、支給される。

(×) 1 年以上

【問題】 2 以上の種別の被保険者であった期間を有する者の老齢厚生年金の額の計算においては、その者の 2 以上の被保険者の種別に係る期間を合算して 1 の期間に係る被保険者期間のみを有するものとみなして平均標準報酬額を算出する。

(×) 各号の厚生年金被保険者び係る被保険者期間ごとに適用。

[問題] 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に達し、65 歳からの老齢厚生年金の裁定を受けようとする場合は、新たに裁定請求書を提出する必要はない。

(×) 新たに裁定請求書を提出する必要がある。

[問題] 特別支給の老齢厚生年金・本来の老齢厚生年金

特別支給の老齢厚生年金 (60 歳台前半の老齢厚生年金)	老齢厚生年金 (本来の老齢厚生年金)
60 歳以上 65 歳未満	65 歳以上
被保険者期間: 【 ① 】 以上	被保険者期間: 【 ② 】 以上

①1 年 ②1 カ月

法 43 条 1 項 年金額 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	☆	—	—	—	—	—	—

★: 択一式 (—) ☆: 選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 43 条 1 項 年金額

[問題] 老齢厚生年金の額は、被保険者であった全期間の平均標準報酬額の【 ① 】に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

①1000 分の 5.481

[問題] 1000 分の 5.481 は、昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、1000 分の 7.308~1000 分の 5.562 に読み替えて算定する。(○)

[問題] 平均標準報酬額とは、被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、再評価率を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。(○)

[問題] 再評価率とは、過去の報酬を現在価値に換算するために用いるものである。

(○)

〔問題〕再評価率については、毎年度、【 ① 】に実質賃金変動率及び可処分所得割合変化率を乗じて得た率（【 ② 】）を基準として改訂し、当該年度の4月以降の保険給付について適用する。（新規裁定者の再評価率の改定）

①物価変動率 ②名目手取り賃金変動率

〔問題〕再評価率の改定は、国民年金法に規定する改定率の改定の仕組みと同様に、原則として、名目手取り賃金変動率を基準として行う。（○）

〔問題〕受給権者が【 ① 】歳に達した日の属する年度の初日の属する年の【 ② 】年後の年の4月1日の属する年度以後において適用される再評価率（以下【 ③ 】）の改定については、【 ④ 】を基準とする。（既裁定者の再評価率の改定）

①65 ②3 ③基準年度以後再評価率 ④物価変動率

〔問題〕基準年度とは、受給権者が68歳に到達する年度であり、基準年度以降再評価率は、物価変動率を基準に改定される。（○）

〔問題〕平成28年度の再評価率に関しては、国民年金法による改定率と同様、新規裁定者及び既裁定者ともに1を基準として据え置かれている。（○）

〔問題〕調整期間における再評価率の改定については、名目手取り賃金変動率（基準年度以降再評価率の改定については、物価変動率）に調整率を乗じて得た率を基準とする。（○）

年金額の計算における特例 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14. 16. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

年金額の計算における特例

[問題] 平成 15 年 4 月 1 日前の被保険者であった期間に基づく老齢厚生年金の額は、下記のとおりである。(○)

平均標準報酬月額×7.125/1000×被保険者期間の月数

[問題] 昭和 44 年 11 月 1 日前の被保険者期間を有する者の平均標準報酬月額を計算する場合、計算の基礎とする標準報酬月額に 10,000 円未満のものがあるときは、10,000 円として計算する。(○)

[問題] 旧船員保険法による標準報酬月額に、12,000 円未満のものがあるときは、12,000 円として計算する。(○)

[問題] 平成 15 年 4 月 1 日以後の被保険者であった期間に基づく老齢厚生年金の額は、下記のとおりである。(○)

平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数

[問題] 給付乗率の 1000 分の 5.481 は、昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、1000 分の 7.308~1000 分の 5.562 に読み替えられる。(○)

[問題] 厚生年金保険の被保険者であった期間の全部又は一部が平成【 ① 】年 4 月 1 日前であるときの老齢厚生年金の額は、下記(1)+(2)とする。

	計算式
(1)H【 ① 】年 4 月 1 日前	【 ② 】×【 ③ 】/1000×被保険者期間の月数
(2)H【 ① 】年 4 月 1 日以降	【 ④ 】×【 ⑤ 】/1000×被保険者期間の月数

①15 ②平均標準報酬月額 ③7.125 ④平均標準報酬額 ⑤5.481

法 43 条 2 項 年金額の計算に係る被保険者期間の月数 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★	—	★	—	—	★★	—	★	—

★：択一式 (H14. 16) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント**法 43 条 2 項 年金額の計算に係る被保険者期間の月数**

〔問題〕 老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としない。(○)

〔問題〕 老齢厚生年金の受給権を取得した月に被保険者であった場合、その受給権を取得した時点の年金額の計算の基礎には、受給権を取得した月を被保険者期間として含めることとなる。

(×) 受給権を取得した月は計算の基礎に含めない。

〔問題〕 受給権者が被保険者である場合、受給権者となった月以降の被保険者期間については、年金額の計算の基礎とはしない。(○)

〔問題〕 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を【 ① 】し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を【 ① 】した日から起算して【 ② 】月を経過したときは、その被保険者の資格を【 ① 】した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を【 ① 】した日から起算して【 ② 】月を経過した日の属する月から、年金の額を改定する。(退職時改定)

①喪失 ②1

〔問題〕 被保険者である受給権者がその被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、原則として、その資格を喪失した日から起算して1月を経過した日の属する月から、年金額が改定される。(○)

[問題] 繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者が、65歳に達している厚生年金保険の被保険者である場合において、その被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前までの被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとする。(○)

[問題] 60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金を受給している被保険者が、その被保険者の資格を喪失し、かつ被保険者となることなくして被保険者の資格を喪失した日から起算して1か月を経過したときは、その被保険者の資格を喪失した月前における被保険者であった期間を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、資格を喪失した日の属する月から年金の額を改定する。

(×) 資格を喪失した日の属する月⇒資格を喪失した日から起算して1月を経過した日の属する月

[問題] 63歳の在職老齢年金を受給している者が適用事業所を退職し、9月1日に被保険者資格を喪失した場合、同年9月15日に再び別の適用事業所に採用されて被保険者となったときは、資格を喪失した月前における被保険者であった期間に基づく老齢厚生年金の年金額の改定が、同年10月分から行われる。

(×) 1月を経過していないので退職時改定は行われない。

[問題] 70歳に到達したことにより被保険者資格を喪失した場合、資格を喪失した日(70歳到達日)から起算して1月を経過した日の属する月の翌月から年金額の改定が行われる。(70歳到達時改定)

(×) 1月を経過した日の属する月の翌月⇒1月を経過した日の属する月

法 44 条 加給年金額 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	—	—	—	★	★	★★	—

★：択一式 (H12. 15. 18. 19) ☆：選択式 (H14)



【条文】

老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が **240 以上**であるものに限る。）の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって **生計を維持**していたその者の **65 歳未満**の配偶者又は子（**18 歳**に達する日以後の最初の **3 月 31 日**までの間にある子及び **20 歳未満**で障害等級の **1 級若しくは 2 級**に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、老齢厚生年金の額に加給年金額を加算した額とする。

ポイント

法 44 条 加給年金額

〔問題〕老齢厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によって、

【 ① 】していたその者の【 ② 】歳未満の配偶者又は子（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び 20 歳未満で障害等級の 1 級若しくは 2 級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、老齢厚生年金の額に加給年金額を加算した額とする。

①生計を維持 ②65

〔問題〕老齢厚生年金の加給年金は、下記の(1)及び(2)を満たしている場合に加算される。

(1)老齢厚生年金の受給権を取得した当時、その者によって生計を維持していた 65 歳未満の配偶者又は一定の要件に該当する子を有する者

(2)老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が【 ① 】以上である者（中高齢の期間短縮措置に該当する者は、被保険者期間の月数が【 ① 】未満であっても【 ① 】とみなす。

①240

〔問題〕老齢厚生年金の受給権者によって生計を維持していた配偶者又は子は、当該老齢厚生年金の受給権を取得した当時その受給権者と生計を同じくしていた者であって、厚生労働大臣の定める額（年収【 ① 】万円未満もしくは所得が【 ② 】万円未満）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外のものをいう。

①850 ②655.5

〔問題〕前年の収入や所得に関わらず、概ね5年以内に定年退職や事業の廃業等によって年収が850万円、もしくは所得655.5万円に満たなくなることが見込まれる場合も収入要件を満たすことになる。(○)

〔問題〕配偶者に係る加給年金額が加算された老齢厚生年金について、その対象となる配偶者が繰上げ支給の老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該配偶者については65歳に達したものとみなされ、加給年金額に相当する部分が支給されなくなる。

(×) 繰上げ支給の老齢基礎年金については支給停止とならない。

〔問題〕加給年金額が加算されている老齢厚生年金について、その対象となる妻が繰上げ支給の老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けるときは、いずれの場合も、その間、妻について加算される額に相当する部分の支給は停止となる。

(×) 繰上げ支給の老齢基礎年金については支給停止とならない。

〔問題〕加算が行われている配偶者が次の給付を受けるときには、加給年金額は支給停止される。(○)

- (1) 老齢厚生年金（その年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る。）
- (2) 障害厚生年金
- (3) 障害基礎年金
- (4) その他の年金たる給付のうち、老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付であって政令で定めるもの

〔問題〕加給年金額が加算された老齢厚生年金について、その加算の対象となる配偶者が老齢厚生年金の支給を受けるときは、その間、加給年金額の部分の支給が停止されるが、この支給停止は当該配偶者の老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間が300か月以上の場合に限られる。

(×) 300か月以上⇒240か月以上

〔問題〕配偶者が、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240か月以上である老齢厚生年金の支給を受けるときには、加給年金を加算しなくても、ある程度の年金を確保できるため、当該配偶者にかかる加給年金額は支給停止となる。(○)

〔問題〕昭和 24 年 4 月 2 日生まれの在職老齢年金を受給している妻が 65 歳に達した時点で、第 1 号厚生年金被保険者期間（第 4 種被保険者期間又は船員任意継続被保険者期間でない。）が 35 歳に達した日の属する月以後のみで 18 年となった場合、加給年金額の対象となる夫がいれば、加給年金額が加算されることとなる。

（○）中高齢の期間短縮特例に該当する場合も、加給年金額が加算される。

〔問題〕老齢厚生年金の加給年金については、加算が行われている配偶者が、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 か月以上である老齢厚生年金（その全額が支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、その間、当該配偶者について加算する額に相当する部分の支給を停止する。（○）

〔問題〕加給年金額の対象となる配偶者が障害等級 3 級の障害厚生年金を受給している場合であっても、加給年金額は支給停止されない。

（×）支給停止される。

〔問題〕老齢厚生年金に係る加給年金額の加算について、障害基礎年金に加算が行われている子があるとき（当該子について加算する額に相当する部分の全額が支給を停止されている場合を除く。）は、その間、当該子について加算する額に相当する部分の支給を停止する。（○）老齢厚生年金の加給年金額の支給が停止

〔問題〕老齢厚生年金に加算される加給年金額の対象となる子の年齢要件については、当該子が障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にないときは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間、及び当該子が障害等級 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にあるときは 20 歳未満である。（○）

〔問題〕老齢厚生年金に加算される加給年金額の対象となる子の要件は、下記のとおりである。（○）

- (1) 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までにある子。
- (2) 20 歳未満で 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子。

〔問題〕老齢厚生年金を受給している者の子（当該老齢厚生年金の受給権発生当時から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで加給年金額の対象となっていた子に限る。）が 19 歳となったときにはじめて障害等級 1 級又は 2 級の障害に該当する障害の状態になった場合、当該子が 20 歳に達するまでは、当該子について加給年金額を加算する。

（×）加給年金額を加算しない。

〔問題〕 老齢厚生年金を受給している者の子の障害要件は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までに、障害等級 1 級又は 2 級に該当することが必要で、19 歳となったときに、はじめて障害等級 1 級又は 2 級に該当しても加給年金額は支給されない。(○)

〔問題〕 加給年金の要件として、子（障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子を除く。）の障害については、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでに、障害等級に該当することが必要である。(○)

〔問題〕 加給年金の要件として当該子が、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日後に障害等級に該当しても、老齢厚生年金の加給年金額は加算されない。(○)

〔問題〕 老齢厚生年金の受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していた子が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了した場合、子に係る加給年金額は加算されなくなる。(○)

〔問題〕 上記の場合で、その子が、20 歳に達する日前までに障害等級 1 級又は 2 級に該当する程度の障害の状態となった場合、その子が 20 歳に達するまで老齢厚生年金の額にその子に係る加給年金額が再度加算される。

(×) 再度加算されることはない。

〔問題〕 子（障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子を除く。）について、18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでに、障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態であることが要件である。(○)

〔問題〕 加給年金額の対象となる子が 3 人いる場合は、対象となる子が 1 人のときに加算される加給年金額の 3 倍の額の加給年金額が加算される。

(×) 3 倍の額⇒3 倍の額より少ない額

〔問題〕 子が、養子縁組によって受給権者の配偶者以外の者の養子となったときは、その翌月から当該子に係る加給年金額は加算されないこととなる。(○)

法 44 条 2 項 加給年金額 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H16. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント 法 44 条 2 項 加給年金額

[問題] 加給年金額

対象 (1 人当たり)	法定額	平成 29 年度価額
配偶者	【 ① 】 円×改定率	224, 500 円
第 1 子、第 2 子		
第 3 子以降	【 ② 】 円×改定率	74, 800 円

①224, 700 ②74, 900

[問題] 加給年金額は、再評価率を用いて改定されるのではなく、改定率を用いて改定される。(○)

[問題] 老齢厚生年金の加給年金額の加算の対象となる妻と子がある場合の加給年金額は、配偶者及び 1 人目の子については 224, 700 円に、2 人目以降の子については 1 人につき 74, 900 円に、それぞれ改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である。

(×) 配偶者及び 2 人目までの子については、224, 700 円に、3 人目以降の子については 1 人につき 74, 900 円

[問題] 加給年金額は、配偶者については 224, 700 円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である。(○)

[問題] 子については 1 人につき 74, 900 円に改定率を乗じて得た額 (そのうち 2 人までについては、それぞれ 224, 700 円に改定率を乗じて得た額。) に端数処理をして得た額である。(○)

昭 60 法附則 60 条 2 項 特別加算 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	—	★★	★★	★	★	★★	—

★：択一式 (H8. 9. 10. 11. 12. 15. 16. 18. 19) ☆：選択式 (H14)



【条文】

(略)

ポイント

昭 60 法附則 60 条 2 項 特別加算

[問題] 配偶者にかかる加給年金額には、受給権者の生年月日に応じて、さらに配偶者特別加算額が加算される。(○)

受給権者の生年月日	加算額
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日	33,200 円 × 改定率
昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日	66,300 円 × 改定率
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日	99,500 円 × 改定率
昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日	132,600 円 × 改定率
昭和 18 年 4 月 2 日以後に生まれた者	165,800 円 × 改定率

[問題] 昭和 9 年 4 月 2 日以後に生まれた老齢厚生年金の受給権者に支給される配偶者に係る加給年金額については、その配偶者の生年月日に応じた特別加算が行われる。

(×) 配偶者の生年月日⇒老齢厚生年金の受給権者の生年月日

[問題] 昭和 9 年 4 月 2 日以降に生まれた老齢厚生年金の受給権者に支給される配偶者の加給年金額に加算される特別加算の額は、昭和 16 年 4 月 2 日生まれの受給権者よりも昭和 18 年 4 月 2 日生まれの受給権者の方が高額になる。

(○) 配偶者特別加算額は、受給権者の年齢が若いほど高額

[問題] 昭和 9 年 4 月 2 日以後に生まれた老齢厚生年金の受給権者に係る配偶者の加給年金額に加算される特別加算額は、受給権者の生年月日に応じて 33,200 円に改定率を乗じて得た額から 165,800 円に改定率を乗じて得た額であって、受給権者の年齢が若いほど大きくなる。(○)

昭 60 法附則 59 条 経過的加算 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H16. 17. 18. 19) ☆：選択式 (H8)



【条文】

(略)

ポイント

昭 60 法附則 59 条 経過的加算

[問題] 60 歳台前半の老齢厚生年金の定額部分と昭和 36 年 4 月 1 日以後の 20 歳以上 65 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間に係る老齢基礎年金相当額に差があるときは、当該差額を老齢基礎年金に経過的に加算する。

(×) 65 歳未満⇒60 歳未満

[問題] 経過的加算額の額は、下記のとおりである。

経過的加算額=(1)-(2)

(1) 【 ① 】 ×改定率×被保険者期間の月数

(2) 780,900 円×改定率×昭和 36 年 4/1 日以後における 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数/加入可能月数×12

①1,628

法附則 7 条の 3 支給の繰上げ (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	☆	☆	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H17. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 7 条の 3 支給の繰上げ

[問題] 当分の間、下記のいずれかに該当する者であつて、被保険者期間を有し、かつ、

【 ① 】であるものは、65 歳に達する前に、実施機関にそれぞれの被保険者の種別に係る被保険期間に基づく老齢厚生年金の支給繰上げの【 ② 】をすることができる。

①60 歳以上 65 歳未満 ②請求

[問題] 被保険者期間を1ヶ月以上有し、かつ、60歳以上65歳未満である受給資格を満たしている次のもの（国民年金の任意加入被保険者でないものに限る。）は、65歳に達する前に、実施機関に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。（○）

[問題] 支給の繰上げの生年月日の要件は、【 ① 】（第1号厚生年金被保険者以外の厚生年金被保険者期間を有していない女子及び坑内員・船員の特例適用者は昭和41年4月2日、特定警察職員等は昭和42年4月2日）以後に生まれたものである。

①昭和36年4月2日

[問題] 老齢厚生年金の支給繰上げの請求は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求と同時に行わなければならない。（○）

[問題] 老齢厚生年金の支給の繰上げの請求は、老齢基礎年金の支給繰上げの請求を行うことができる者にとっては、これらの請求と同時に行わなければならない。（○）

法 44 条の 3 第 1 項 支給の繰下げ (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★	—	★★	★	—	★★	—

★：択一式 (H14. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 44 条の 3 第 1 項 支給の繰下げ

[問題] 老齢厚生年金の受給権を有する者であつてその受給権を取得した日から起算して【 ① 】年を経過した日前に当該老齢厚生年金を【 ② 】していなかつたものは、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの【 ③ 】をすることができる。

①1 ②請求 ③申出

[問題] 上記、ただし書きとして、その者が当該老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる給付（他の年金たる保険給付又は国民年金法による年金たる給付（【 ① 】及び【 ② 】並びに【 ③ 】を除く。）をいう。）の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から 1 年を経過した日までの間において他の年金たる給付の受給権者となつたときは、支給の繰り下げはできない。

①老齢基礎年金 ②付加年金 ③障害基礎年金

[問題] 老齢厚生年金の支給の繰下げ

原則	他の年金たる給付の受給権者であつたときは繰下げ不可
例外	平成【 ① 】年 4 月 1 日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者については、老齢基礎年金及び付加年金並びに【 ② 】の受給権者等であつたときは繰下げ可能

①19 ②障害基礎年金

[問題] 障害基礎年金の受給権者であつて平成 19 年 4 月 1 日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者が、その受給権を取得した日から起算して 1 年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求しておらず、かつ障害基礎年金以外の障害年金又は遺族年金の受給権者となつたことがないときは、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うことができる。(○)

〔問題〕昭和17年4月2日前に生まれた者であって、平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者については、すべて老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うことができない。

(×) 平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者は、支給繰下げ可能

〔問題〕老齢厚生年金の受給権を有する者（平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者に限る。）であって、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に当該老齢厚生年金を請求していなかったものはすべて、実施機関に当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができる。

(×) 受給権を取得したときに、他の年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）の受給権者であったときは、支給繰下げの申出をすることはできない。すべてではない。

〔問題〕老齢厚生年金の受給権を取得した日から1年を経過した日までの間において他の年金たる給付（他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。）の受給権者となったときは、支給繰下げの申出をすることはできない。（○）

〔問題〕65歳で老齢厚生年金の受給権を取得したが請求していなかった者が、67歳になったときに遺族厚生年金の受給権者となった場合、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることはできず、65歳の時点に遡って老齢厚生年金が支給される。

(×) 支給繰下げの申出をすることができる。

〔問題〕60歳から受給することのできる特別支給の老齢厚生年金については、支給を繰り下げることができない。（○）

〔問題〕特別支給の老齢厚生年金は、支給を繰り下げることができない。（○）

〔問題〕60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であった者は、老齢厚生年金の支給繰下げの申出を行うことはできない。

(×) 申出を行うことができる。

〔問題〕老齢厚生年金の支給繰下げの申出は、老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時に行わなければならない。

(×) 同時に行う必要はない。

〔問題〕平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得した者の支給繰下げの申出は、必ずしも老齢基礎年金の支給繰下げの申出と同時にを行うことを要しない。(○)

法46条 60歳台後半の在職老齢年金 支給停止 (★★★)

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	★★	★	★★	★	★	★	☆	★

★：択一式 (H14. 15. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法46条 60歳台後半の在職老齢年金 支給停止

〔問題〕老齢厚生年金の受給権者が【①】(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は70歳以上の使用される者である日が属する月において、その者の【②】及び基本月額との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、【②】と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の2分の1に相当する額に【③】を乗じて得た額(「支給停止基準額」)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部(老齢厚生年金の支給繰下げに係る加算額を除く。)の支給を停止するものとする。

①被保険者である日 ②総報酬月額相当額 ③12

〔問題〕老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日(厚生労働省令で定める日を除く。)、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は【①】である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額及び基本月額との合計額が【②】を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から【②】を控除して得た額の【③】に相当する額に12を乗じて得た額(「支給停止基準額」)に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部(老齢厚生年金の支給繰下げに係る加算額を除く。)の支給を停止するものとする。

①70歳以上の使用される者 ②支給停止調整額 ③2分の1

〔問題〕被保険者については、前月以前の月に属する日から引き続き被保険者の資格を有する者に限り、在職老齢年金の規定の適用対象となる。(○)

〔問題〕 60 歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間、老齢厚生年金については、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計額から 47 万円を控除した額の 2 分の 1 に相当する額に相当する部分が支給停止される。

(○) $(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47 \text{万円}) \times 1/2$

〔問題〕 60 歳台後半の在職老齢年金の計算式は下記のとおりである。

支給停止額 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 【 ① 】万円) × 【 ② 】

①47 ②1/2

〔問題〕 総報酬月額相当額とは、標準報酬月額とその月以前の 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額とを合算して得た額である。(○)

〔問題〕 基本月額とは、老齢厚生年金の額（加給年金額、経過的加算額、繰下げ加算額を除く）を 12 で除して得た額である。(○)

〔問題〕 60 歳台後半の在職老齢年金の仕組みにおいて、経過的加算額及び繰下げ加算額は、支給停止される額の計算に用いる基本月額の計算の対象に含まれる。

(×) 基本月額の計算の対象に含まれない。

〔問題〕 支給停止調整額は、47 万円である。(○)

〔問題〕 老齢厚生年金を受給している被保険者であって適用事業所に使用される者が 70 歳に到達したときは、その日に被保険者の資格を喪失し、当該喪失日が属する月以後の保険料を納めることはないが、一定の要件に該当する場合は、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止される。(○)

〔問題〕 適用事業所に使用される被保険者が 70 歳に到達したときは、その日に被保険者の資格を喪失する。ただし、70 歳に到達後も使用される者については、資格喪失後も、在職老齢年金の規定が適用され、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止されることがある。

(○)

[問題] 昭和 12 年 4 月 2 日以後に生まれた 70 歳以上の老齢厚生年金（基本月額 150,000 円）の受給権者が適用事業所に使用され、その者の標準報酬月額に相当する額が 360,000 円であり、その月以前 1 年間に賞与は支給されていない場合、支給停止される月額は 25,000 円となる。

(×) 25,000 円⇒20,000 円

(総報酬月額相当額…360,000 円 基本月額…150,000 円)

支給停止額 = (360,000 円 + 150,000 円 - 470,000 円) × 1/2 = 20,000 円

昭和 12 年生まれは、70 歳以上

[問題] 60 歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間、老齢厚生年金については、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額から 47 万円を控除した額の 2 分の 1 に相当する額に相当する部分が、老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部（繰下げ加算額を含む。）が支給停止される。

(○) 繰下げ加算額、経過的加算額は支給停止の対象外

[問題] 60 歳台後半の在職老齢年金においては、支給停止の対象となるのは老齢厚生年金と経過的加算額であり、老齢基礎年金は支給停止の対象にはならない。

(×) 経過的加算額、老齢基礎年金は支給停止の対象とはならない。

[問題] 60 歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間の総報酬月額相当額が 300,000 円であって、老齢厚生年金の額（加給年金額及び繰下げによる加算額を除く。）と老齢基礎年金の額との合計額を 12 で除して得た額が 220,000 円の場合、総報酬月額相当額と 220,000 円との合計額が、支給停止調整額（470,000 円）を超えているため、その合計額から支給停止調整額を控除して得た額の 2 分の 1 に相当する額である 25,000 円に 12 を乗じて得た額に相当する部分が支給停止される。

(×) 基本月額には、老齢基礎年金の額を含めない。

[問題] 66 歳で支給繰下げの申出を行った 68 歳の老齢厚生年金の受給権者が被保険者となった場合、当該老齢厚生年金の繰下げ加算額は在職老齢年金の仕組みによる支給停止の対象とならない。

(○)

[問題] 60 歳台後半の在職老齢年金の仕組みによる支給停止において、繰下げ加算額、及び、経過的加算額は、支給停止の対象とはならない。 (○)

法附則 8 条 老齢厚生年金の特例 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	★★	—	—	—	★	—

★ : 択一式 (H11. 12. 14. 15. 17. 19) ☆ : 選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 8 条 老齢厚生年金の特例

[問題] 当分の間、65 歳未満の者が、下記のいずれにも該当するに至ったときは、その者に老齢厚生年金を支給する。

- (1) 【 ① 】 歳以上であること
- (2) 【 ② 】 以上の被保険者期間を有すること
- (3) 【 ③ 】 の受給資格期間を満たしていること

①60 ②1 年 ③老齢基礎年金

[問題] 特別支給の老齢厚生年金は、本来の老齢厚生年金と同様に、厚生年金の被保険者期間が 1 カ月以上なければ支給されない。

(×) 本来の老齢厚生年金と異なり、厚生年金の被保険者期間が 1 年以上なければ支給されない。

[問題] 2 以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る特別支給の老齢厚生年金については、各号の厚生年金被保険者期間に係る被保険者期間ごとに支給要件を判断する。(○)

[問題] 特別支給の老齢厚生年金が支給されない者は、下記のとおりである。

	生年月日
男子	昭和【 ① 】年 4 月 2 日以後に生まれた者
女子	昭和【 ② 】年 4 月 2 日以後に生まれた者
坑内員・船員たる被保険者期間を合算した期間が【 ⑤ 】年以上である者	昭和【 ③ 】年 4 月 2 日以後に生まれた者
特定警察職員等	昭和【 ④ 】年 4 月 2 日以後に生まれた者

①36 ②41 ③41 ④42 ⑤15

[問題] 支給開始年齢の段階的引上げは、女子が 5 年遅れとなっている。(○)

[問題] 特定警察職員等とは、警察官、皇宮護衛官、消防官吏等が該当し、被用者年金制度の一元化以前から、支給開始年齢の引き上げが一般の組合員より 6 年遅れとなっていた。(○)

[問題] 60 歳から報酬比例部分と定額部分が支給される者

	生年月日
男子	昭和【 ① 】年 4 月 1 日以前生まれ
女子	昭和【 ② 】年 4 月 1 日以前生まれ
特定警察職員等	昭和【 ③ 】年 4 月 1 日以前生まれ

①16 ②21 ③22

[問題] 定額部分の支給開始年齢が引き上げられる者

	生年月日
男子	昭和 16 年 4 月 1 日～昭和【 ① 】年 4 月 1 日
女子	昭和 21 年 4 月 1 日～昭和【 ② 】年 4 月 1 日

①24 ②29

[問題] 60 歳から 65 歳までの間、報酬比例部分のみ支給される者

	生年月日
男子	昭和 24 年 4 月 1 日～昭和【 ① 】年 4 月 1 日
女子	昭和 29 年 4 月 1 日～昭和【 ② 】年 4 月 1 日

①28 ②33

[問題] 報酬比例部分の支給開始年齢が引き上げられる者

	生年月日
男子	昭和 28 年 4 月 1 日～昭和【 ① 】年 4 月 1 日
女子	昭和 33 年 4 月 1 日～昭和【 ② 】年 4 月 1 日

①36 ②41

[問題] 特別支給の老齢厚生年金における生年月日別の支給開始年齢 (男子)

生年月日	経過期間	支給開始年齢
～昭和 16 年 4/1		60 歳 65 歳 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">【 ① 】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">【 ② 】</div>
昭和 16 年 4/2～昭和 24 年 4/1	8 年間	60 歳 65 歳 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">【 ① 】</div> <div style="margin-left: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">【 ② 】</div>
昭和 24 年 4/2～昭和 28 年 4/1	4 年間	60 歳 65 歳 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">【 ① 】</div>
昭和 28 年 4/2～昭和 36 年 4/1	8 年間	60 歳 65 歳 <div style="margin-left: 20px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">【 ① 】</div>
昭和 36 年 4/2～		65 歳 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">老齢厚生年金</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">老齢基礎年金</div>

①報酬比例部分 ②定額部分

法附則 9 条の 2 障害者の特例 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★	—	—	—	☆	—	—

★：択一式 (H17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 9 条の 2 障害者の特例

〔問題〕報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、下記のいずれにも該当するときは、請求することにより、報酬比例部分に併せて、定額部分も支給される。

(1) 【 ① 】

(2) 傷病により障害等級 (【 ② 】) に該当する程度の障害の状態にあること

①被保険者でないこと ②1 級～3 級

〔問題〕老齢厚生年金の受給権者になった日において、被保険者でなく、障害厚生年金等を受けることができるときは、老齢厚生年金の受給権者となった日に障害者の特例の請求があったものとみなされる。(○)

〔問題〕報酬比例部分のみの 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権者について、被保険者でなく、かつ、障害状態にあり障害者の特例が適用される場合には、報酬比例部分に、定額部分が加算された年金額となる。(○)

〔問題〕障害者の特例が適用される要件は、障害等級は 2 級以上あり、かつ、請求することが必要である。

(×) 3 級以上

〔問題〕60 歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が 61 歳となる昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日までに生まれた男子であって、その者が被保険者でない場合、当該老齢厚生年金の定額部分が支給されることはない。

(×) 定額部分が支給されることがある。

〔問題〕「障害者の特例」及び「長期加入者の特例」に該当する昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日までに生まれた男子については、61 歳から報酬比例部分と定額部分を併せた特別支給の老齢厚生年金が支給される。(○)

法附則 9 条の 3 長期加入者の特例 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★	—	—	—	☆	★	—

★：択一式 (H10. 13. 15. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 9 条の 3 長期加入者の特例

[問題] 報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、下記のいずれにも該当するときは、請求することにより、報酬比例部分に併せて、定額部分も支給される。

(1) 【 ① 】

(2) 厚生年金保険法の被保険者期間が【 ② 】年 (528 月) 以上あること

①被保険者でないこと ②44

[問題] 報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険法の被保険者期間が 44 年以上で、被保険者でない場合、請求することにより、報酬比例部分に併せて、定額部分も支給される。

(×) 長期加入者の場合、請求は不要

[問題] 長期加入者の特例の適用に関しては、一の実施機関の加入期間で 44 年以上あるか否かを判断する。(○)

[問題] 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権者 (女子…昭和 21 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までの間に生まれた者) が、その権利を取得した当時、被保険者でなく、かつ、被保険者期間が 44 年以上である等、長期加入者の特例の要件を満たすと、定額部分+報酬比例部分 (+加給年金額) が支給される。(○)

[問題] 男子の場合は、昭和 16 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までの間に生まれていることが長期加入者の特例の要件である。(○)

法附則 9 条の 4 坑内員・船員の特例 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	—	☆	—	—

★：択一式 (H12. 16. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 9 条の 4 坑内員・船員の特例

[問題] 坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間を合算した期間が 15 年以上である者は、生年月日に応じた年齢から定額部分と報酬比例部分を併せた特別支給の老齢厚生年金が支給される。(○)

[問題] 被保険者期間に関しては、3 分の 4 倍や 5 分の 6 倍する被保険者期間の特例を適用した期間で 15 年を算定する。

(×) 実期間で算定

[問題] 坑内員たる被保険者であった期間と船員たる被保険者であった期間を合算した期間が 15 年以上である者の特例は、障害者や長期加入者と同様に、被保険者でないことが要件である。

(×) 被保険者でないことは要件でない。

[問題] 昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれた男子で、3 分の 4 倍等される前の実際の船員たる被保険者期間が 12 年 (すべて昭和 61 年 4 月 1 日前の期間とする。) あり、かつ、第 1 種被保険者期間が 9 年ある場合、この者は、55 歳から老齢厚生年金を受けることはできない。(○) 実期間が 12 年であるため、坑内員・船員の特例は適用されない。

法附則 9 条の 2 年金額 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★	★	—	★	★	—	☆	—	—

★ : 択一式 (H11. 13. 16. 17. 19) ☆ : 選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント 法附則 9 条の 2 年金額

[問題] 報酬比例部分の年金額は、65 歳から支給される本来の老齢厚生年金の額の計算方法と同じである。(○)

[問題] 定額部分の年金額は、下記の計算式による。

【 ① 】 円×改定率×被保険者期間の月数

①1,628

[問題] 被保険者期間の月数の上限は下記のとおりである。

生年月日	上限
昭和【 ① 】年 4 月 1 日以前	【 ③ 】月
昭和 4 年 4 月 2 日～昭和 9 年 4 月 1 日	432 月
昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日	444 月
昭和 19 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	456 月
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日	468 月
昭和【 ② 】年 4 月 2 日～	【 ④ 】月

①4 ②21 ③420 ④480

[問題] 60 歳台前半の老齢厚生年金の定額部分の額は、1,628 円に国民年金法第 27 条に規定する改定率を乗じて得た額に被保険者期間の月数を乗じて得た額となる。当該被保険者期間の月数は、生年月日にかかわらず、480 が上限とされている。

(×) 生年月日にかかわらず、480 が上限⇒生年月日に応じて、420 から 480 が上限

[問題] 60 歳台前半の老齢厚生年金の定額部分の月数の上限は、生年月日に応じて、420 から 480 月となる。(○)

法附則 13 条 老齢厚生年金の支給繰上げの特例 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H13. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 13 条 老齢厚生年金の支給繰上げの特例

〔問題〕 下記の(1)～(4)のいずれかに該当する者であって、1年以上の被保険者期間を有し、かつ、受給資格期間を満たしている 60 歳以上であるものは、特別支給開始年齢に達する前に、厚生労働大臣に老齢厚生年金の支給繰上げの請求をすることができる。

	生年月日
(1) 男子	昭和【 ① 】年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日
(2) 女子	昭和【 ② 】年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日
(3) 坑内員・船員の特例該当者	昭和【 ② 】年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日
(4) 特定警察職員等	昭和【 ③ 】年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日

①28 ②33 ③34

法附則 11 条 60 歳台前半の在職老齢年金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	☆	—	★★	—	—	★	—	—

★：択一式 (H13. 16. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 11 条 60 歳台前半の在職老齢年金

〔問題〕 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日又は【 ① 】若しくは地方公共団体の議会の議員である日（「被保険者等である日」）が属する月において、その者の【 ② 】と老齢厚生年金の額（「加給年金額を除く」）を【 ③ 】で除して得た額（【 ④ 】）との合計額が【 ⑤ 】を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、【 ② 】と【 ④ 】によって算出した額に【 ③ 】を乗じて得た額（支給停止基準額）に相当する部分の支給を停止する。

①国会議員 ②総報酬月額相当額 ③12 ④基本月額 ⑤支給停止調整開始額

〔問題〕 総報酬月額相当額とは、その者の標準報酬月額とその月以前の 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額とを合算して得た額である。(○)

〔問題〕 在職老齢年金の支給停止額を計算する際の総報酬月額相当額とは、その者の標準報酬月額と直前の 7 月 1 日以前 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額とを合算した額である。

(×) 直前の 7 月 1 日以前⇒その月以前

〔問題〕 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、その者の総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整開始額を超えるときは、その月の老齢厚生年金について、所定の場合に応じ、支給停止基準額に相当する部分の支給が停止される。(○)

〔問題〕 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である場合、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額との合計額が 28 万円以下のときは、年金の支給停止は行われぬ。(○)

[問題] 60 歳台前半の在職老齢年金と 60 歳台後半の在職老齢年金については、それぞれの支給停止額の計算式だけではなく、総報酬月額相当額の計算式も異なる。

(×) 総報酬月額相当額の計算式は同一

[問題] 60 歳台前半の在職老齢年金と 60 歳台後半の在職老齢年金について、総報酬月額相当額の計算式は、下記の通り同じである。(○)

総報酬月額相当額 = 標準報酬月額とその月以前の 1 年間の標準賞与額の総額を 12 で除して得た額とを合算して得た額

[問題] 60 歳台前半の在職老齢年金と 60 歳台後半の在職老齢年金の基本月額の違い

	計算式
60 歳台前半の在職老齢年金の基本月額	老齢厚生年金の額 (加給年金額を【 ① 】) を 12 で除して得た額
60 歳台後半の在職老齢年金の基本月額	老齢厚生年金の額 (加給年金額、繰下げ加算額、経過的加算額を【 ① 】) を 12 で除して得た額

①除く

[問題] 60 歳台前半の老齢厚生年金の基本月額が 150,000 円であり、その者の総報酬月額相当額が 360,000 円の場合の在職老齢年金の支給停止額は 115,000 円となる。

(○) 支給停止額 = (360,000 円 + 150,000 円 - 280,000 円) × 1/2 = 115,000 円

[問題] 基本月額に、加給年金額が加算されている老齢厚生年金の場合、加給年金額を含めて基本月額を算定する。

(×) 基本月額には、加給年金額を含めない。

[問題] 基本月額には、加給年金額を含めない。(○)

[問題] 支給停止調整開始額と支給停止調整変更額

	法定額	平成 28 年度の額
支給停止調整開始額	28 万円	【 ① 】万円
支給停止調整変更額	48 万円	【 ② 】万円

①28 ②47

〔問題〕 特別支給の老齢厚生年金（基本月額 200,000 円）を受給する被保険者について、標準報酬月額が 240,000 円であり、その月以前 1 年間の標準賞与額の総額が 600,000 円であったとき、支給停止後の年金月額は 105,000 円（加給年金額を除く。）となる。

- (×) 105,000 円⇒95,000 円
- 総報酬月額相当額…290,000 円 (240,000 円+600,000 円÷12)
- 基本月…200,000 円
- 支給停止額 = (290,000 円 + 200,000 円 - 280,000 円) × 1/2 = 105,000 円
- 支給停止後の年金月額は、200,000 円 - 105,000 円=月額 95,000 円

〔問題〕 支給停止調整開始額や支給停止調整変更額に、平成 17 年度以後の各年度の名目手取り賃金変動率や名目賃金変動率をそれぞれ乗じて得た額に【 ① 】円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、【 ① 】円以上【 ② 】円未満の端数が生じたときは、これを【 ② 】円に切り上げる。

- ①5,000 ②10,000

〔問題〕 60 歳台前半の老齢厚生年金の額の計算において、厚生年金保険法に規定する支給停止調整開始額及び支給停止調整変更額を計算するときの端数処理については、500 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを 1,000 円に切り上げるものとされている。

- (×) 500 円⇒5,000 円 1,000 円⇒10,000 円

〔問題〕 60 歳台前半の在職老齢年金の支給停止額

【 ① 】	基本月額	支給停止額（月額）
【 ② 】万円 以下	(1) 28 万円以下	(【 ① 】 + 基本月額 - 28 万円) × 1/2
	(2) 28 万円を超える	【 ① 】 × 1/2
【 ② 】円 を超える	(3) 28 万円以下	(【 ② 】万円 + 基本月額 - 28 万円) × 1/2 + 【 ① 】 - 【 ② 】万円)
	(4) 28 万円を超える	【 ② 】万円 × 1/2 + 【 ① 】 - 47 万円

- ①総報酬月額相当額 ②47

〔問題〕 昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの者が平成 28 年 4 月に適用事業所に使用されている場合、その者に支給されている老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みによる支給停止が行われることはない。

- (×) 支給停止が行われることがある。平成 27 年 10 月 1 日以降、法改正により、在職老齢年金にかかる対象者が拡大。昭和 12 年 4 月 1 日以前に生まれた者も適用対象に該当。

法附則 11 条の 5 雇用保険 基本手当との調整 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	★★	—	★	★★	—	★

★：択一式 (H11. 13. 15. 16. 18. 19) ☆：選択式 (H10)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 11 条の 5 雇用保険 基本手当との調整

〔問題〕 特別支給の老齢厚生年金の受給権者（雇用保険法に規定する受給資格を有する者で、65 歳未満である者に限る。）が【 ① 】をしたときは、当該申込みのあった月の【 ② 】から次のいずれかに該当するに至った月までの各月において、その支給を停止する。

- (1) 当該受給資格に係る【 ③ 】が経過したとき
- (2) 当該受給権者が当該受給資格に係る【 ④ 】に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わったとき

①求職の申込み ②翌月 ③受給期間 ④所定給付日数

〔問題〕 支給停止の対象となるのは、報酬比例部分、定額部分（加給年金額を含む）である。(○)

〔問題〕 平成 29 年 4 月において、総報酬月額相当額が 480000 円の 66 歳の被保険者（第 1 号厚生年金被保険者期間のみを有し、前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者とする。）が、基本月額が 100000 円の老齢厚生年金を受給することができる場合、在職老齢年金の仕組みにより月額 60000 円の老齢厚生年金が支給停止される。

(○) $(480,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} - 460,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 60,000 \text{ 円}$

〔問題〕 特別支給の老齢厚生年金は、その受給権者が雇用保険法の規定による基本手当の受給資格を有する場合であっても、当該受給権者が同法の規定による求職の申込みをしないうときは、基本手当との調整の仕組みによる支給停止は行われない。(○)

〔問題〕 老齢厚生年金を繰上げた場合は、雇用保険法に規定する基本手当との調整の対象外である。

(×) 基本手当と調整される。

〔問題〕 下記に該当する月がある場合には、その月の分の老齢厚生年金については、支給停止とならない。(○)

- (1) その月において、当該老齢厚生年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日（待期期間、給付制限期間）
- (2) その月の老齢厚生年金について、在職老齢年金の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

〔問題〕 事後清算とは、基本手当は日単位、老齢厚生年金は月単位での支給のため、年金の支給停止される月数が異なることがあるので、基本手当の日数分を【 ① 】で除し、月単位に直して、老齢厚生年金を調整する仕組みである。

①30

〔問題〕 事後清算とは、基本手当の受給期間が経過した日（又は所定給付日数分の基本手当を受け終わった日）において、下記で計算した支給停止が解除され、直近の年金停止月より順次前にさかのぼって特別支給の老齢厚生年金が支給される。

支給停止解除月数＝年金停止月数－【 ① 】／30

①基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数

〔問題〕 失業給付の支給対象となった日数を 30 で割った数に 1 未満の端数が生じる場合はその端数を 1 に切り上げる。(○)

〔問題〕 老齢厚生年金の支給が停止されている月（年金停止月）の数から受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日の数を 30 で除して得た数を控除して得た数が 1 以上であるときは、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、老齢厚生年金の支給停止が行われなかったものとみなされる。(○)

法附則 11 条の 6 高年齢雇用継続給付との調整 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	☆	—	★	—	—	★	—	—

★：択一式 (H11. 13. 16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 11 条の 6 高年齢雇用継続給付との調整

【問題】 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が【 ① 】が属する月について、その者が【 ② 】の支給を受けることができるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、一定の要件に該当する場合一定額の支給が停止される。

①被保険者である日 ②高年齢雇用継続基本給付金

【問題】 高年齢雇用継続給付の計算式

要件	計算式
(1) 受給権者の標準報酬月額がみなし賃金日額に 30 を乗じて得た額の【 ① 】%未満であるとき	「標準報酬月額×【 ④ 】」相当額が支給停止
(2) 受給権者の標準報酬月額がみなし賃金日額に 30 を乗じて得た額の【 ① 】%以上【 ② 】%未満であるとき	高年齢雇用継続給付の逡減に応じて、【 ④ 】を逡減した率を標準報酬月額に乗じて得た額に相当する額が支給停止
(3) 受給権者の標準報酬月額と「(1)又は(2)により計算した額×【 ③ 】」の額との合計額が 339,560 円 (支給限度額) を超えるとき	「(支給限度額) - 標準報酬月額」×15 分の 6) に相当する額が支給停止

①61 ②75 ③6 分の 15 ④6/100

【問題】 受給権者の標準報酬月額がみなし賃金日額に 30 を乗じて得た額の 75%に相当する額以上であるときは、高年齢雇用継続給付との調整は行われぬ。(○)

【問題】 受給権者の標準報酬月額が支給限度額以上であるときは、高年齢雇用継続給付との調整は行われぬ。(○)

【問題】 高年齢雇用継続給付との調整は、繰上げ支給の老齢厚生年金には適用されぬ。(×) 適用される。

〔問題〕 高年齢再就職給付金の支給を受ける場合には、特別支給の老齢厚生年金との調整は行われぬ。

(×) 調整は行われる。

〔問題〕 60 歳台前半の老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付との調整では、高年齢雇用継続基本給付が支給停止される。

(×) 老齢厚生年金が支給停止される。

〔問題〕 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であつて、厚生年金保険の被保険者である日が属する月について 60 歳台前半の在職老齢年金の支給調整の仕組みが適用されている者について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付の支給を受けることができるときは、高年齢雇用継続基本給付が支給停止される。

(×) 高年齢雇用継続基本給付が支給停止⇒60 歳台前半の老齢厚生年金の一部が支給停止

〔問題〕 60 歳台前半の老齢厚生年金の受給権者であつて被保険者である場合に、雇用保険法に基づく高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができる者は、その者の老齢厚生年金について、標準報酬月額に法で定める率を乗じて得た額に相当する部分等が支給停止され、高年齢雇用継続基本給付金は支給停止されない。(○)

〔問題〕 特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険の【 ① 】を受けた後、再就職して厚生年金保険の被保険者になり、雇用保険の高年齢再就職給付金を受けることができる場合、その者の老齢厚生年金は、在職老齢年金の仕組みにより支給停止を行い、さらに高年齢再就職給付金との調整により標準報酬月額を基準とする一定の額が支給停止される。なお、標準報酬月額は賃金月額の【 ② 】%相当額未満であり、かつ、高年齢雇用継続給付の支給限度額未満であるものとする。

①基本手当 ②75

法 45 条 失権 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

(略)

ポイント

法 45 条 失権

[問題] 老齢厚生年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。(○)

[問題] 特別支給の老齢厚生年金の受給権は、受給権者の死亡により消滅するほか、受給権者が 70 歳に到達したときに消滅する。

(×) 65 歳

法附則 28 条の 3 特例老齢年金 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10. 12. 15. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法附則 28 条の 3 特例老齢年金

〔問題〕 特例老齢年金とは、旧陸軍共済組合員等軍の組合員であった者が、現在の老齢厚生年金の受給権を取得することができない場合の特例であり、一定の要件に該当した場合には、特別支給の老齢厚生年金と同じように支給される年金である。(○)

〔問題〕 老齢厚生年金の支給要件を満たさない者について、下記の要件に該当した場合には、特例老齢年金が支給される。(1)~(4)のすべてを満たすことが必要)

- (1) 【 ① 】 歳以上であること
- (2) 【 ② 】 年以上の第 1 号厚生年金被保険者期間を有すること
- (3) 第 1 号厚生年金被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が【 ③ 】 年以上であること
- (4) 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないこと

①60 ②1 ③20

〔問題〕 特例老齢年金の支給額は、特別支給の老齢厚生年金の額の規定の例により計算した額である。(○)

法 47 条 障害厚生年金の受給権者 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★	★	—	—	★	—	★	★★

★：択一式 (H9. 13. 15) ☆：選択式 (—)



【条文】

障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（「傷病」）につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（「初診日」）において被保険者であった者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（「障害認定日」）において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。

ポイント

法 47 条 障害厚生年金の受給権者

〔問題〕 障害厚生年金は、疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（【 ① 】）において被保険者であった者が、当該初診日から起算し【 ② 】を経過した日（【 ③ 】）において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に、その障害の程度に応じて、その者に支給する。

①初診日 ②1年6月 ③障害認定日

〔問題〕 障害厚生年金の受給権は、初診日に被保険者である者又は一定の要件に該当する被保険者であった者に対して支給される。

(×) 初診日に被保険者であることが要件 (現役のみ)

〔問題〕 保険料納付要件とは、

(原則) 傷病に係る初診日の【 ① 】において、当該初診日の属する月の【 ② 】までに、国民年金の被保険者期間がある場合には、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の【 ③ 】以上あること

(例外) 初診日が平成【 ④ 】年4月1日前にある傷病による障害については、初診日の【 ① 】において、初診日の属する月の【 ② 】までの1年間のうちに保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間（滞納期間）がなければ保険料納付要件を満たしたものとみなす。

ただし、初診日において【 ⑤ 】歳以上であるときは、適用されない。

①前日 ②前々月 ③3分の2 ④38 ⑤65

[問題] 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る障害厚生年金の額は、初診日における被保険者の種別に係る被保険者期間のみが計算の基礎とされる。

(×) 2以上の種別の場合、合算して1つの被保険者期間としてみなす。

[問題] 18歳で入社した第2号被保険者が、初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間がない場合は、保険料納付要件は問われない。(○)

[問題] 障害厚生年金における障害等級は、1級から2級である。

(×) 1級～3級

[問題] 障害厚生年金の受給権者が当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合、当該受給権者が国民年金法施行規則による障害状態不該当の届出を行ったときは、厚生年金保険法施行規則による「障害不該当の届出」を行ったものとみなす。(○)

法 47 条の 2 事後重症による障害厚生年金 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	—	—	—	★	—	—	★

★：択一式 (H7. 10. 13. 15. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であった者であって、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後 65 歳に達する日の前日までの間において、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害厚生年金の支給を請求することができる。

ポイント 法 47 条の 2 事後重症による障害厚生年金

〔問題〕事後重症とは、初診日要件及び保険料納付要件は満たしているが、【 ① 】における要件を満たしていない場合に（障害等級 1 級～3 級以外）、【 ① 】後【 ② 】歳に達する日の前日までの間に、【 ③ 】（1 級～3 級）に該当し、【 ② 】歳に達する日の前日までの期間内に請求したときは、障害厚生年金の受給権が発生する。

①障害認定日 ②65 ③障害等級

〔問題〕疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る初診日において被保険者であった者であって、障害認定日において【 ① 】に該当する程度の障害の状態になかったものが、同日後【 ② 】までの間において、その傷病により【 ① 】に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害厚生年金の支給を【 ③ 】することができる。

①障害等級 ②65 歳に達する日の前日 ③請求

〔問題〕事後重症による障害厚生年金について、障害認定日に障害等級に該当しなかった者が障害認定日後 65 歳に達する日の前日までに当該傷病により障害等級 3 級に該当する程度の障害の状態となり、初診日の前日において保険料納付要件を満たしている場合は、65 歳に達した日以後であっても障害厚生年金の支給を請求できる。

(×) 65 歳に達した日以後⇒65 歳に達する日の前日までの間において

[問題] 事後重症による障害厚生年金は、請求があった月から支給が開始される。

(×) 請求があった月の翌月から開始

[問題] 事後重症による障害厚生年金は、同一の傷病による障害について旧厚生年金保険法による障害年金の受給権を有していたことがある者にも支給される。

(×) 支給されない。

[問題] 平成6年11月9日前に障害厚生年金の受給権を有していたことがある者が、当該障害厚生年金の支給事由となった傷病により、施行日において障害等級（1級～3級）に該当する程度の障害の状態にあるとき、又は施行日の翌日から65歳に達する日の前日までの間に障害等級（1級～3級）に該当するに至ったときは、施行日又は障害等級に該当するに至ったときから65歳に達する日の前日までの間に、障害厚生年金の支給を請求することができる。（○）

法 47 条の 3 基準障害による障害厚生年金 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	★

★：択一式 (H13) ☆：選択式 (—)



【条文】

疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（「基準傷病」）に係る初診日において被保険者であった者であって、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後 **65 歳に達する日の前日**までの間において、**初めて**、基準傷病による障害（「基準障害」）と他の障害とを併合して障害等級の **1 級又は 2 級**に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者に基準障害と他の障害とを併合した障害の程度による障害厚生年金を支給する。

ポイント

法 47 条の 3 基準障害による障害厚生年金

〔問題〕 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病（「基準傷病」）に係る初診日において被保険者であった者であって、基準傷病以外の傷病により障害の状態にあるものが、基準傷病に係る障害認定日以後【 ① 】までの間において、初めて、基準傷病による障害（【 ② 】）と他の障害とを併合して障害等級の【 ③ 】に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者に【 ② 】と他の障害とを併合した障害の程度による障害厚生年金を支給する。

①65 歳に達する日の前日 ②基準障害 ③1 級又は 2 級

〔問題〕 基準障害による障害厚生年金が支給されるためには、基準傷病に係る初診日において被保険者であればよく、既存障害（他の障害）に係る初診日において被保険者であることは要件でない。(○)

〔問題〕 基準障害による障害厚生年金は、当該障害厚生年金の請求があった月の翌月から支給が開始される。(○)

〔問題〕 初診日要件及び保険料納付要件については、基準傷病について判断される。(○)

〔問題〕 基準障害による障害厚生年金が支給されるのは、複数の障害を併合して初めて障害等級の 1 級、2 級、3 級に該当した場合である。

(×) 3 級は入らない。

[問題] 基準障害による障害厚生年金の請求は、65 歳以後に行うことができる。(○)

[問題] 基準障害による障害厚生年金を受給するためには、基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病（基準傷病以外の傷病が 2 以上ある場合は、基準傷病以外の全ての傷病）に係る初診日以降でなければならない。(○)

法 48 条他 併合認定 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	★★	—	★	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H7. 11. 14. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を支給する。
- ② 障害厚生年金の受給権者が①項の規定により前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金の受給権を取得したときは、従前の障害厚生年金の受給権は、消滅する。

ポイント 法 48 条他 併合認定

[問題] 障害厚生年金の受給権者に対して更に障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を支給する。(○)

[問題] 前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金の受給権を取得したときは、従前の障害厚生年金の受給権は、消滅する。(○)

[問題] 障害等級 3 級に該当する障害厚生年金の受給権者（受給権を取得した当時から障害等級の 1 級又は 2 級に該当したことはなかったものとする。）に、65 歳に達する日以後に更に障害等級 2 級に該当する障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金が支給される。

(×) 3 級場合には併合認定の取扱いはなされない。

[問題] その権利を取得した当時から障害等級 3 級に該当する程度の障害により障害厚生年金を受給している者に対してさらに障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金を支給する。

(×) 障害等級 3 級では、併合認定されない。

[問題] 前後の障害等級が 1 級又は 2 級の場合、併合認定され、従前の障害厚生年金は消滅する。(○)

法 50 条 障害厚生年金の年金額 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	★	★

★：択一式 (H11. 14. 15. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】



障害厚生年金の額は、老齢厚生年金の額の規定の例により計算した額とする。この場合において、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が **300** に満たないときは、これを **300** とする。

ポイント 法 50 条 年金額

[問題] 障害保険年金の額

障害等級	障害厚生年金の額
第 1 級	【 ① 】 × 5.481/1000 × 被保険者期間の月数 × 【 ② 】 + 【 ③ 】
第 2 級	【 ① 】 × 5.481/1000 × 被保険者期間の月数 + 【 ③ 】
第 3 級	【 ① 】 × 5.481/1000 × 被保険者期間の月数

①平均標準報酬額 ②125/100 ③配偶者加給年金額

[問題] 障害の程度が障害等級 3 級に該当する者に支給される障害厚生年金の額は、障害等級 2 級に該当する者に支給される障害基礎年金の額に 4 分の 3 を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げるものとする。）に満たないときは、当該額とされる。(○)

[問題] 障害厚生年金の額は、当該額の計算の基礎となる月数にかかわらず老齢厚生年金の額の計算の例により計算した額とする。

(×) 原則は、老齢厚生年金の額の規定の例により計算した額
ただし、障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 に満たないときは、これを 300 として計算する。

[問題] 障害の程度が障害等級の 3 級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、2 級に該当する者に支給する額の 100 分の 50 に相当する額とする。

(×) 第 2 級には、配偶者加給年金額が加算

[問題] 被保険者である障害厚生年金の受給権者が被保険者資格を喪失した後、被保険者となることなく 1 か月を経過したときは、資格を喪失した日から起算して 1 か月を経過した日の属する月から障害厚生年金の額が改定される。

(×) 障害厚生年金には、退職時改定の規定はない。

[問題] 障害厚生年金の年金額の計算に用いる給付乗率は、平成 15 年 3 月以前の被保険者期間と、いわゆる総報酬制が導入された平成 15 年 4 月以降の被保険者期間とでは適用される率が異なる。(○) 総報酬制の導入により、率が異なる。

[問題] 障害厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 240 か月に満たないときは、これを 240 か月とする。

(×) 240⇒300

[問題] 障害厚生年金の額については、当該障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月の前月までの被保険者であった期間を、その計算の基礎とする。

(×) 障害認定日の属する月の前月まで⇒障害認定日の属する月まで

[問題] 障害厚生年金の額については、当該障害厚生年金の支給事由となった障害に係る障害認定日の属する月後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としない。

(○)

[問題] 障害等級 3 級に該当する者に支給される障害厚生年金の額が、障害等級 2 級の障害基礎年金の額に 3 分の 2 を乗じて得た額に端数処理をして得た額に満たないときは、障害等級 2 級の障害基礎年金の額に 3 分の 2 を乗じて得た額に端数処理をして得た額を支給する。

(×) 3 分の 2⇒4 分の 3

法 50 条の 2 加給年金額 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★	—	★	—	—	—	—	★★

★：択一式 (H7. 9. 11. 15) ☆：選択式 (—)



【条文】

障害の程度が障害等級の **1 級又は 2 級** に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によって **生計を維持** しているその者の **65 歳未満** の配偶者がいるときは、障害厚生年金の額に加給年金額を加算した額とする。

ポイント

法 50 条の 2 加給年金額

〔問題〕 障害の程度が障害等級の【 ① 】に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によって生計を維持しているその者の【 ② 】歳未満の配偶者がいるときは、障害厚生年金の額に加給年金額を加算した額とする。

① 1 級又は 2 級 ② 65

〔問題〕 障害等級 1 級に該当する障害厚生年金の受給権者が、その受給権を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持している 65 歳未満の配偶者を有するに至ったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、当該障害厚生年金の額に加給年金額が加算される。(○)

〔問題〕 子の加算額が加算された障害基礎年金の支給を受けている者に、当該子に係る加給年金額が加算された老齢厚生年金が併給されることとなった場合、当該老齢厚生年金については、当該子について加算する額に相当する部分の支給が停止される。(○)

〔問題〕 障害等級 1 級又は 2 級の障害厚生年金の額は、受給権者によって生計を維持している子（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び 20 歳未満で障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある子に限る。）があるときは、当該子に係る加給年金額が加算された額とする。

(×) 子に係る加給年金額の加算はない。

〔問題〕 加給年金額の法定額は、【 ① 】円×改定率である。

① 224, 700

[問題] 障害厚生年金に係る加給年金額は、一定の要件に該当する子がいる場合に、加算される。

(×) 子は対象としない。

[問題] 障害の程度が障害等級の1級又は2級に該当する者に支給される障害厚生年金の額に加算されている配偶者の加給年金額は、配偶者の生年月日にかかわらず、当該配偶者が65歳に達した日の属する月の翌月分から加算されなくなる。

(×) 配偶者が大正15年4月1日以前に生まれた者である場合限定

[問題] 障害の程度が障害等級の1級または2級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者があるときは、加給年金額を加算した額とする。(○)

[問題] 障害等級3級に該当する障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進し2級に改定された場合、その受給権を取得した日以後に、その者によって生計を維持している65歳未満の配偶者を有するに至ったときであっても、配偶者加給年金額は加算されない。

(×) 配偶者加給年金額が加算される。

[問題] 受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持しているその者の65歳未満の配偶者を有するに至ったことにより加給年金額を加算することとなったときは、当該配偶者を有するに至った日の属する月の翌月から、障害厚生年金の額が改定される。(○)

法 52 条 1 項 職権による改定 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

実施機関は、障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度を診査し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害厚生年金の額を改定することができる。

ポイント

法 52 条 1 項 職権による改定

[問題] 【 ① 】は、障害厚生年金の受給権者について、その障害の程度を【 ② 】し、その程度が従前の障害等級以外の障害等級に該当すると認めるときは、その程度に応じて、障害厚生年金の額を改定することができる。

①実施機関 ②診査

[問題] 老齢基礎年金（繰上げ支給を含む。）の受給権者又は 65 歳以上の者であって、かつ、障害厚生年金と同一事由に基づく障害基礎年金の受給権を有しないものについては、障害の程度が増進しても障害厚生年金の額の改定を請求することはできない。(○)

[問題] 障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定は、65 歳以上の者又は国民年金法による老齢基礎年金の受給権者であって、かつ、障害厚生年金の受給権者（当該障害厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による障害基礎年金の受給権を有しないものに限る。）については、適用されない。(○)

[問題] 63 歳の障害等級 3 級の障害厚生年金の受給権者（受給権を取得した当時から引き続き障害等級 1 級又は 2 級に該当したことはなかったものとする。）が、老齢基礎年金を繰上げ受給した場合において、その後、当該障害厚生年金に係る障害の程度が増進したときは、65 歳に達するまでの間であれば実施機関に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

(×) 請求することができない。

法 52 条 2 項 受給権者の請求による改定 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	★	—	★	—	★★	—	—

★：択一式 (H10. 13. 16) ☆：選択式 (—)

【条文】



障害厚生年金の受給権者は、実施機関に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

ポイント

法 52 条 2 項 受給権者の請求による改定

[問題] 障害厚生年金の受給権者は、【 ① 】に対し、障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定を請求することができる。

①実施機関

[問題] 障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害厚生年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による実施機関の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ行うことができない。(○)

法 52 条 4 項 その他障害の発生による改定 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

(略)

ポイント

法 52 条 4 項 その他障害の発生による改定

〔問題〕 障害厚生年金の受給権者であつて、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病に係る当該【 ① 】において被保険者であつたものが、当該傷病により障害（障害等級の【 ② 】に限る。「その他障害」という。）の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後【 ③ 】歳に達する日の前日までの間において、当該障害厚生年金の支給事由となつた障害とその他障害とを併合した障害の程度が当該障害厚生年金の支給事由となつた障害の程度より増進したときは、その者は、実施機関に対し、その期間内に障害厚生年金の額の改定を【 ④ 】することができる。

①初診日 ②1 級又は 2 級に該当しない程度のもの ③65 ④請求

法 54 条 1 項 支給停止 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H12. 14. 16. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について労働基準法の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、**6 年間**、その支給を停止する。

ポイント

法 54 条 1 項 支給停止

[問題] 障害厚生年金は、その受給権者が当該傷病について【 ① 】の規定による障害補償を受ける権利を取得したときは、【 ② 】年間、その支給を停止する。

①労働基準法 ②6

[問題] 同一傷病について、労働者災害補償保険法の規定による障害（補償）給付の支給をうけることができる場合、障害厚生年金の支給は停止される。

(×) 支給停止されない。

[問題] 障害厚生年金は、受給権者が障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、支給が停止される。(○)

法 53 条 失権 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	★	—	—

★：択一式 (H15.16) ☆：選択式 (—)



【条文】

障害厚生年金の受給権は、併合認定の規定によって消滅するほか、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、65歳に達したとき
ただし、65歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過していないときを除く。
- (3) 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく3年を経過したとき。ただし、3年を経過した日において、当該受給権者が65歳未満であるときを除く

ポイント

法 53 条 失権

〔問題〕 障害等級 3 級の障害厚生年金の支給を受けていた者が、63 歳の時に障害の程度が軽減したためにその支給が停止された場合、当該障害厚生年金の受給権はその者が 65 歳に達した日に消滅する。(×) 65 歳に達した日に消滅しない。

〔問題〕 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、65 歳に達したときには、障害厚生年金の受給権は消滅する。

ただし、65 歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当する程度の障害の状態に該当することなく【 ① 】年を経過していないときは除かれている。

①3

〔問題〕 障害厚生年金の受給権は、障害等級 3 級以上の障害の状態に該当しなくなり、そのまま 65 歳に達した日又は障害の状態に該当しなくなった日から起算してそのまま該当することなく 3 年経過した日のどちらか早い日に消滅する。

(×) どちらか早い日⇒どちらか遅い日

[問題] 障害厚生年金の受給権は、下記の(1)、(2)の遅い日に消滅する。(○)

- (1) 障害等級 3 級以上の障害の状態に該当しなくなり、そのまま 65 歳に達した日
- (2) 障害の状態に該当しなくなった日から起算してそのまま該当することなく 3 年経過した日

法 55 条 障害手当金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★	—	★	☆	★★	★	★

★ : 択一式 (H11. 15. 13. 18) ☆ : 選択式 (—)



【条文】

障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して 5 年を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態にある場合に、その者に支給する。

ポイント

法 55 条 障害手当金

[問題] 障害手当金は、障害の状態が障害等級 (1 級～3 級) には該当しないが、政令で定める程度である場合に、初診日要件、保険料納付要件を満たしていても支給される。

(○)

[問題] 障害手当金は、疾病にかかり、又は負傷し、その傷病に係る初診日において被保険者であった者が、当該初診日から起算して【 ① 】年を経過する日までの間におけるその傷病の治った日において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態にある場合に、その者に支給する。

①5

[問題] 障害手当金が支給される要件は、下記のとおりである。(○)

- (1) 初診日において被保険者であること
- (2) 保険料納付要件を満たしていること (障害厚生年金と同じ)
- (3) 障害の程度を定める日において、政令で定める程度の障害の状態であること

〔問題〕 障害の程度を定める日とは、初診日から起算して1年6月を経過する日までの間において傷病が治った日のことである。

(×) 1年6月⇒5年

〔問題〕 障害手当金に係る障害の程度を定めるべき日において、厚生年金保険法による年金たる保険給付の受給権者である者には、障害手当金は支給されない。(○)

〔問題〕 障害手当金に係る障害の程度を定めるべき日において、国民年金法による年金たる給付の受給権者である者には、障害手当金は支給されない。(○)

〔問題〕 上記の例外として、障害厚生年金又は障害基礎年金の受給権者のうち、最後に障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく【 ① 】年を経過したものであって、かつ、現に障害状態に該当しない者は、障害手当金の支給対象とされる。

①3

〔問題〕 障害手当金の額は、厚生年金保険法の規定の例により計算した額の100分の200に相当する額であるが、その額が障害等級2級に該当する者に支給する障害基礎年金の額の2倍に相当する額に満たないときは、当該額が障害手当金の額とされる。

(×) 2倍⇒4分の3を乗じて得た額の2倍

〔問題〕 障害手当金の額は、障害厚生年金の額の規定の例により計算した額の100分の150に相当する額である。

(×) 100分の200

〔問題〕 障害手当金の額は
平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数×200/100
上記、被保険者期間の月数は、実期間とする。

(×) 300に満たないときは、300とする。

〔問題〕 障害手当金の最低保証額は、
障害基礎年金の額×3/4×2=【 ① 】

①1, 170, 200円 (平成28年度価額)

法 58 条 遺族厚生年金 支給要件 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	★★	—	—	★	—	★	—

★：択一式 (H6. 9. 10. 11. 13. 14. 15. 17. 18. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】
(略)

ポイント 法 58 条 遺族厚生年金 支給要件

[問題] 遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の遺族に支給する。

ただし、(1)又は(2)に該当する場合にあっては、死亡した者につき、死亡日の【 ① 】において、死亡日の属する月の【 ② 】までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の【 ③ 】に満たないときは、この限りでない。

(1) 【 ④ 】(失踪の宣告を受けた被保険者であった者であつて、行方不明となつた当時被保険者であったものを含む。)が、死亡したとき

(2) 【 ④ 】であつた者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であつた間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して【 ⑤ 】年を経過する日前に死亡したとき

(3) 障害等級の【 ⑥ 】に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したとき

(4) 【 ⑦ 】の受給権者又は受給資格期間を満たす者が、死亡したとき

①前日 ②前々月 ③3分の2 ④被保険者 ⑤5 ⑥1級または2級 ⑦老
齢厚生年金

[問題] 保険料納付要件

死亡した者	保険料納付要件
(1) 被保険者 (2) 被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前にある者	【 ① 】
(3) 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者 (4) 老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間を満たす者	【 ② 】

①必要 ②不要

[問題] 障害等級 1 級及び 2 級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したときは、遺族厚生年金の支給要件について、死亡した当該受給権者の国民年金の被保険者期間を問われることはない。(○)

[問題] 障害等級 3 級に該当する障害厚生年金の受給権者である被保険者が死亡したときは、保険料納付要件を満たしていない場合であっても、その者の遺族に遺族厚生年金を支給する。

(×) 障害等級の 3 級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が、死亡したときには、被保険者と同様の扱いになり、保険料納付要件が必要

[問題] 被保険者であった平成 23 年 4 月 1 日に初診日がある傷病により、被保険者資格喪失後の平成 27 年 5 月 1 日に死亡した者について、死亡日の前日において保険料納付要件を満たしている場合には、その者の遺族に対して遺族厚生年金が支給される。(○)

[問題] 被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後 5 年を経過する日前に、被保険者であった間に初診日がある傷病により死亡したとき、保険料納付要件を満たしている場合には、その者の遺族に遺族厚生年金が支給される。

(×) 資格を喪失した後 5 年⇒初診日から起算して 5 年

[問題] 障害等級 2 級の障害厚生年金を受給する者が死亡した場合、遺族厚生年金を受けることができる遺族の要件を満たした者は、死亡した者の保険料納付要件を問わず、遺族厚生年金を受給することができる。(○)

[問題] 上記の場合、遺族厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が 300 か月に満たないときは、これを 300 か月として計算する。(○)

法 58 条 1 項 保険料納付要件 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	★★	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (H10. 13. 14. 16. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



(略)

ポイント

法 58 条 1 項 保険料納付要件

[問題] 保険料納付要件

(原則) 死亡した者につき、死亡日の【 ① 】において、死亡日の属する月の【 ② 】までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の【 ③ 】以上あること

①前日 ②前々月 ③3分の2

[問題] 保険料納付要件

(特例) 死亡日が、平成【 ① 】前にある死亡については、死亡日の前日において当該死亡日の属する月の前々月までの【 ② 】年間に保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の国民年金の被保険者期間(滞納期間)がないときは、当該死亡した者の遺族に遺族厚生年金が支給される。

ただし、死亡した者が死亡日において【 ③ 】歳以上である時は、この特例は適用しない。

①38年4月1日 ②1 ③65

法 59 条 1 項 遺族の範囲及び順位 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	★★	—	★★	—	★	—	★★

★：択一式 (H11. 14. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であつて、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時（失踪そのの宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。）その者によつて生計を維持したものとする。ただし、妻以外の者にあつては、次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- (1) 夫、父母又は祖父母については、55 歳以上であること。
- (2) 子又は孫については、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるか、又は 20 歳未満で障害等級の 1 級若しくは 2 級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと。

ポイント

法 59 条 1 項 遺族の範囲及び順位

〔問題〕遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた被保険者であつた者にあつては、行方不明となつた当時。）その者によつて生計を維持したものとする。

(×) 兄弟姉妹は入らない。

〔問題〕被保険者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたが、年収 850 万円以上の給与収入を将来にわたって有すると認められたため、遺族厚生年金の受給権を得られなかつた配偶者について、その後、給与収入が年収 850 万円未満に減少した場合は、当該減少したと認められたときから遺族厚生年金の受給権を得ることができる。

(×) 受給権は発生しない。(認定日における生計維持関係で認定を行う。)

〔問題〕被保険者が死亡した当時、妻、15 歳の子及び 65 歳の母が当該被保険者により生計を維持していた。妻及び子が当該被保険者の死亡により遺族厚生年金の受給権を取得したが、その 1 年後に妻が死亡した。この場合、母が当該被保険者の死亡による遺族厚生年金の受給権を取得することはない。(○) 転給の規定はないので正解。

[問題] 遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であつて、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた被保険者であった者にあつては、行方不明となつた当時。）その者によって生計を維持したものとする。（○）

[問題] 遺族の範囲

遺族	要件
妻	要件なし
夫、父母、祖父母	○【 ① 】歳以上 ○被保険者等が平成【 ② 】年4月1日前に死亡したときは、障害要件（障害等級【 ③ 】）に該当すれば年齢要件は問われない
子又は孫	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は20歳未満で障害等級の【 ③ 】に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと

①55 ②平成8 ③1級又は2級

[問題] 被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなす。（○）

[問題] 子の有する遺族厚生年金の受給権は、その子が母と再婚した夫の養子となつたときは消滅する。（×）消滅しない。

[問題] 遺族の順位は、第1順位…夫・妻、第2順位…子、第3順位…父母・孫、第4順位…祖父母の順番である。（×）

順位	遺族
第1順位	配偶者及び子
第2順位	父母
第3順位	孫
第4順位	祖父母

[問題] 兄弟姉妹は、遺族厚生年金の支給を受けることができる遺族とはならない。（○）

法 60 条 1 項 年金額 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	—	—	—	★★	★	★	—

★ : 択一式 (H15. 17) ☆ : 選択式 (—)

 【条文】
(略)

ポイント

法 60 条 1 項 年金額

[問題] 遺族厚生年金の額 (原則)

(平成 15 年 4 月 1 日以前の被保険者期間…平均標準報酬月額)

平均標準報酬月額 × 5.481/1000 × 被保険者期間の月数 × 【 ① 】

① 3/4

[問題] 老齢厚生年金の受給権を有する 65 歳以上の配偶者の場合、下記の(1)又は(2)のいずれか 【 ① 】 を遺族厚生年金の額とする。

(1) 平均標準報酬額 × 5.481/1000 × 被保険者の月数 × 3/4

(2) (1)の額 × 【 ② 】 + 65 歳以上の配偶者本人の老齢厚生年金の額 × 【 ③ 】

① 多い額 ② 2/3 ③ 1/2

[問題] 給付乗率と被保険者期間の月数

	短期要件	長期要件
給付乗率	定率 (【 ① 】)	生年月日に応じて読み替えあり (1000 分の 7.308 ~ 【 ① 】)
被保険者期間の月数	【 ② 】 に満たない場合 ⇒ 【 ② 】 みなし	実期間で計算

① 1000 分の 5.481 ② 300

〔問題〕 短期要件と長期要件

死亡した者	短期・長期要件
(1) 被保険者 (2) 被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前にある者 (3) 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者	【 ① 】
(4) 老齢厚生年金の受給権者又は受給資格期間を満たす者がした者	【 ② 】

①短期要件 ②長期要件

〔問題〕 短期要件は、300月の最低保障あるが、生年月日に応じた乗率の適用がなく定率であり、長期要件には、300月の最低保障はなく、生年月日に応じた乗率の適用がある。
(○)

〔問題〕 被保険者期間が300月以上である被保険者の死亡により、配偶者以外の者に遺族厚生年金を支給する場合において、受給権者が2人以上であるときは、それぞれの遺族厚生年金の額は、死亡した被保険者の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の年金額の計算の例により計算した額の4分の3に相当する額を受給権者の数で除して得た額である。(○)

〔問題〕 老齢厚生年金の受給権者の死亡に係る遺族厚生年金の額の計算において、老齢厚生年金の受給権を有する配偶者(65歳以上の者に限る。)が遺族であるとき、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数について300か月に満たないときに300か月として計算する。

(×) 長期要件により300か月のみなしなし。

〔問題〕 老齢厚生年金の受給権者の死亡により支給される遺族厚生年金は、長期要件に該当する。(○)

〔問題〕 老齢厚生年金の受給権者が死亡したことにより支給される遺族厚生年金の額の計算における給付乗率については、死亡した者が昭和21年4月1日以前に生まれた者であるときは、生年月日に応じた読み替えを行った乗率が適用される。(○)

[問題] 老齢厚生年金の受給資格要件を満たしている被保険者（障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者を除く。）が死亡したときは、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をした場合を除き、厚生年金保険法第58条第1項第1号（短期要件）に該当し、同条第1項第4号（長期要件）には該当しないものとみなされる。

(○)

[問題] 死亡した被保険者又は被保険者であった者が短期要件にも長期要件にも該当するときは、その遺族が遺族厚生年金を請求する際に別段の申出をした場合を除き、短期要件に該当し、長期要件に該当しないものとみなす。(○)

昭60法附則74条1項・2項 遺族厚生年金の加算額の特例（一）

(出題傾向)

H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式（H18） ☆：選択式（—）



【条文】

(略)

ポイント

昭60法附則74条1項・2項 遺族厚生年金の加算額の特例

[問題] 配偶者に支給する遺族厚生年金の額は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、遺族に含まれる子と生計を同じくしていた場合であって、配偶者が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、遺族基礎年金に相当する額が加算される。(○)

[問題] 子に支給する遺族厚生年金の額は、被保険者又は被保険者であった者の死亡について、その子が遺族基礎年金の受給権を取得しないときは、遺族基礎年金に相当する額が加算される。(○)

法 62 条 中高齢の寡婦加算 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	★	★	☆

★：択一式 (H16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

遺族厚生年金の受給権者である妻であってその権利を取得した当時 **40 歳以上 65 歳未満**であったもの又は **40 歳**に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であった者の子で遺族基礎年金の支給要件に該当するものと **生計を同じく**していたものが **65 歳未満**であるときは、遺族厚生年金の額に遺族基礎年金の額に **4 分の 3** を乗じて得た額 (その額に **50 円未満**の端数が生じたときは、これを切り捨て、**50 円以上 100 円未満**の端数が生じたときは、これを **100 円**に切り上げるものとする。) を加算する。

ポイント

法 62 条 中高齢の寡婦加算

〔問題〕中高齢寡婦加算は、遺族基礎年金が支給される妻と支給されない妻との格差を調整するために、遺族基礎年金が支給されない妻に対して、遺族厚生年金に加算されるものである。(○)

〔問題〕遺族厚生年金の受給権者である妻であってその権利を取得した当時 40 歳以上 60 歳未満であったもの又は 40 歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であった者の子で【 ① 】の支給要件に該当するものと生計を同じくしていたものが【 ② 】歳未満であるときは、遺族厚生年金の額に遺族基礎年金の額に【 ③ 】を乗じて得た額を加算する。

①遺族基礎年金 ②65 ③4 分の 3

〔問題〕遺族厚生年金の受給権者である妻であって、下記のいずれかに該当する場合、遺族厚生年金の額に中高齢寡婦加算額が加算される。

- (1) 遺族厚生年金の受給権を取得した当時【 ① 】歳以上【 ② 】歳未満であったもの
- (2) 【 ① 】歳に達した当時、死亡した被保険者又は被保険者であった者の子で遺族基礎年金の支給要件に該当するものと生計を同じくしていたものが【 ② 】歳未満であるとき

①40 ②65

[問題] 中高齢寡婦加算の額は
遺族基礎年金の額×3/4=【 ① 】 (平成 28 年度価額)
780,100 円×3/4=585,100 円

[問題] 遺族基礎年金が支給されている間、中高齢寡婦加算額に相当する部分の支給が停止される。(○)

[問題] 中高齢寡婦加算の額が加算された遺族厚生年金は、その受給権者である妻が当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、中高齢寡婦加算額に相当する部分の支給を停止する。(○)

[問題] 被保険者の死亡により妻が中高齢寡婦加算額が加算された遺族厚生年金の受給権を取得した場合において、その遺族厚生年金は、妻に当該被保険者の死亡について国民年金法による遺族基礎年金が支給されている間、中高齢寡婦加算額に相当する部分の支給が停止される。(○)

[問題] 被保険者期間が 240 月以上である老齢厚生年金の受給資格期間を満たした者が平成 19 年 4 月 1 日以後に死亡した場合、死亡した者の妻が遺族厚生年金の受給権を取得した当時、遺族基礎年金の受給権を有する者がおらず、かつ、当該妻がその当時 40 歳未満であった場合、当該妻の遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が行われることはない。

(○) 子のない妻の場合、40 歳以上 65 歳未満であることが要件

[問題] 子のない妻には、下記の要件に該当した場合、中高齢寡婦加算額が加算される。(○)

- ・遺族厚生年金の権利を取得した当時、40 歳以上 65 歳未満の妻
 - ・40 歳に達した当時、遺族基礎年金の要件に該当する子と生計を同じくしていた 65 歳未満の妻
-

[問題] 子のない妻が、被保険者である夫の死亡による遺族厚生年金の受給権を取得したときに 30 歳以上 40 歳未満であった場合、妻が 40 歳に達しても中高齢寡婦加算は加算されない。(○)

[問題] 中高齢寡婦加算の要件に該当する場合、40 歳以上 65 歳未満の期間において、遺族厚生年金の額に遺族基礎年金の額の 4 分の 3 に相当する額が加算される。(○)

〔問題〕 遺族厚生年金の受給権者である妻で一定の要件を満たす者に加算される中高齢寡婦加算の額は、妻の生年月日に応じた率を使用し算出される。

(×) 妻の生年月日にかかわらず一定の金額

〔問題〕 経過的寡婦加算の額は、当該妻の生年月日にかかわらず、一定の金額とされている。

(×) 妻の生年月日に応じた率で計算される。

〔問題〕 中高齢寡婦加算の額は、妻の生年月日にかかわらず、一定の金額であり、経過的寡婦加算の額は、妻の生年月日に応じた率を使用し算出される。(○)

〔問題〕 中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算の額

	計算式
中高齢寡婦加算の額	遺族基礎年金 × 【 ① 】
経過的寡婦加算の額	【 ② 】 - (老齢基礎年金額の満額) × 妻の生年月日に応じた率

①3/4 ②中高齢寡婦加算額

昭 60 法附則 73 条 1 項 経過的寡婦加算 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	★	★	—

★：択一式 (H14. 15) ☆：選択式 (—)

【条文】

(略)



ポイント

昭 60 法附則 73 条 1 項 経過的寡婦加算

〔問題〕遺族厚生年金の受給権者であって【 ① 】以前に生まれた者（死亡した厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった者の妻に限る。）が下記のいずれかに該当する場合、遺族厚生年金の額に経過的寡婦加算額が加算される。

- (1) その権利を取得した当時【 ② 】歳以上であったとき
- (2) 中高齢の寡婦加算額が加算された遺族厚生年金の受給権者が【 ② 】歳に達したとき

①昭和 31 年 4 月 1 日 ②65

〔問題〕経過的寡婦加算額の額は下記のとおりである。(○)

中高齢の寡婦加算額－老齢基礎年金の満額×妻の生年月日に応じた率

〔問題〕経過的寡婦加算の対象者は、昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた者であり、遺族厚生年金の権利を取得した当時、妻が 65 歳以上であっても、経過的寡婦加算が加算される。

(○)

〔問題〕老齢厚生年金の受給権者（その計算の基礎となる被保険者期間の月数は 240 か月以上）が死亡したことによりその妻（昭和 25 年 4 月 2 日生まれ）に支給される遺族厚生年金は、その権利を取得した当時、妻が 65 歳以上であっても、経過的寡婦加算が加算される。なお、当該妻は障害基礎年金及び遺族基礎年金の受給権を有しないものとする。

(○)

法 64 条 支給停止 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H14. 15) ☆：選択式 (—)

【条文】



(略)

ポイント

法 64 条 支給停止

[問題] 遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、

【 ① 】の規定による遺族補償の支給が行われるべきものであるときは、死亡の日から

【 ② 】年間、その支給を停止する。

①労働基準法 ②6

法 64 条の 2 老齢厚生年金の受給権を有する場合の支給停止 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	★

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)

【条文】



(略)

ポイント

法 64 条の 2 老齢厚生年金の受給権を有する場合の支給停止

[問題] 遺族厚生年金（その受給権者が【 ① 】歳に達しているものに限る。）は、その受給権者が老齢厚生年金の受給権を有するときは、当該老齢厚生年金の額に相当する部分の支給を停止する。

①65

[問題] 65 歳以上の場合、老齢厚生年金が優先され、遺族厚生年金については、老齢厚生年金との差額相当が支給されることとなる。(○)

[問題] 昭和 27 年 4 月 2 日生まれの遺族厚生年金の受給権者が 65 歳に達し、老齢厚生年金の受給権を取得した場合、当該遺族厚生年金は、当該老齢厚生年金の額（加給年金額が加算されている場合は、その額を除く。）に相当する部分の支給が停止される。(○)

法 65 条の 2 支給開始年齢に係る支給停止 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	★	—	—

★：択一式 (H13. 15) ☆：選択式 (—)



【条文】

夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が **60 歳** に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、夫が国民年金法による **遺族基礎年金** の受給権を有するときは、この限りでない。

ポイント

法 65 条の 2 支給開始年齢に係る支給停止

【問題】 夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が【 ① 】歳に達するまでの期間、その支給を停止する。ただし、夫に対する遺族厚生年金については、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、夫が国民年金法 による【 ② 】の受給権を有するときは、この限りでない。

①60 ②遺族基礎年金

【問題】 夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、55 歳以上であれば受給権者となるが、60 歳までは支給停止される。(○)

【問題】 平成 8 年 4 月 1 日前に死亡日があり、夫、父母又は祖父母が障害等級 1 級又は 2 級に該当する場合には、年齢による支給停止の規定は適用されない。(○)

【問題】 父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が 60 歳に達するまでの期間、その支給が停止されるが、平成 8 年 4 月 1 日前に死亡した者の遺族に該当する父母は、遺族厚生年金の受給権を取得した当時から引き続き障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある間は、受給権取得時の年齢にかかわらず、60 歳に達するまでの期間についても支給される。(○)

【問題】 原則として、夫、父母又は祖父母に対する遺族厚生年金は、受給権者が 60 歳に達するまでの期間、支給停止される。

例外として、平成 8 年 4 月 1 日前に死亡した者の遺族である夫、父母又は祖父母が遺族厚生年金の受給権を取得した当時から引き続き障害等級の 1 級又は 2 級に該当する障害の状態にある間は、その者については、60 歳前の期間についても支給される。(○)

法 66 条 子、配偶者に対する支給停止 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	★	—	—	—

★：択一式 (H14. 17. 18. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、配偶者に対する遺族厚生年金が支給開始年齢に係る支給停止等によりその支給を停止されている間は、この限りでない。
- ② 配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、配偶者が国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が次条の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。

ポイント

法 66 条 子、配偶者に対する支給停止

[問題] 子に対する遺族厚生年金は、【 ① 】が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。ただし、【 ① 】に対する遺族厚生年金が支給開始年齢に係る支給停止、所在不明による支給停止等の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。(支給される。)

①配偶者

[問題] 配偶者に対する遺族厚生年金は、当該被保険者又は被保険者であった者の死亡について、配偶者が国民年金法による【 ① 】の受給権を有しない場合であって子が当該【 ① 】の受給権を有するときは、その間、その支給を停止する。ただし、子に対する遺族厚生年金が所在不明の規定によりその支給を停止されている間は、この限りでない。(支給される。)

①遺族基礎年金

[問題] 子に対する遺族厚生年金は、配偶者が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。(○)

[問題] 被保険者の死亡により妻と子に遺族厚生年金の受給権が発生した場合、子に対する遺族厚生年金は、妻が遺族厚生年金の受給権を有する期間、その支給が停止される。(○)

[問題] 上記の場合、妻自身の申出により妻に対する遺族厚生年金の支給が停止されているときであっても、子に対する遺族厚生年金の支給停止は解除されない。(○)

[問題] 被保険者の死亡により妻と子に遺族厚生年金の受給権が発生した場合、妻の遺族厚生年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有しない場合であって、子が当該遺族基礎年金の受給権を有するときは、その間、支給停止される。(○)

[問題] 遺族厚生年金の受給権者が配偶者と子である場合に、子のみが遺族基礎年金の受給権を有するとき又は配偶者の所在が1年以上明らかでなくその旨を子が申請したときは、子に遺族厚生年金が支給される。(○)

[問題] 上記の場合、配偶者自身の申出により配偶者に対する遺族厚生年金の支給が停止されている場合は、子に対する遺族厚生年金も支給が停止される。(○)

[問題] 配偶者に対する遺族厚生年金が、下記事由により支給が停止されている間は、子に対する遺族厚生年金は支給停止されない。(○)

- (1) 支給開始年齢に係る支給停止になる場合
- (2) 子のみが遺族基礎年金の受給権を有する所定の場合
- (3) 配偶者の所在が1年以上明らかでない場合

によりその支給を停止されている間は、支給停止されない。

[問題] 遺族厚生年金の遺族の順位において、配偶者と子は同順位であるが、配偶者が妻(国民年金法による遺族基礎年金の受給権を有する者に限る。)の場合には、妻に遺族厚生年金を支給する間、子の支給が停止される。(○)

[問題] 夫(障害の状態にない)に対する遺族厚生年金は、当該夫が60歳に達するまでの期間、支給停止されるが、夫が妻の死亡について遺族基礎年金の受給権を有するときは、支給停止されない。(○)

法 67 条 所在不明による支給停止 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	★	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

配偶者又は子に対する遺族厚生年金は、その配偶者又は子の所在が **1 年以上** 明らかでないときは、遺族厚生年金の受給権を有する子又は配偶者の申請によって、その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって、その支給を停止する。

ポイント

法 67 条 所在不明による支給停止

【問題】 配偶者以外の者に対する遺族厚生年金の受給権者が 2 人いる場合において、そのうちの 1 人の所在が 1 年以上明らかでない場合は、所在が不明である者に対する遺族厚生年金は、他の受給権者の申請により、その申請のあった日の属する月の翌月から、その支給が停止される。

(×) その申請のあった日の属する月の翌月⇒その所在が明らかでなくなった時にさかのぼって

法 63 条 失権 (★★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	★	★	—	★★	★	—	—

★：択一式 (H11. 13. 15. 16. 19) ☆：選択式 (—)



【条文】

遺族厚生年金の受給権は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、消滅する。(妻・子・孫・父母・祖父母 共通)

- (1) 死亡したとき
- (2) 婚姻 (届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき
- (3) 直系血族及び直系姻族以外の者の養子 (届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。)となったとき
- (4) 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者との親族関係が終了したとき

ポイント 法 63 条 失権

〔問題〕すべての受給権者に対する失権事由は、下記のとおりである。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 【 ① 】をしたとき（事実婚を含む）
 - (3) 【 ② 】の者の養子となったとき（事実上の養子縁組を含む）
 - (4) 【 ③ 】により死亡した被保険者又は被保険者であった者との親族関係が終了したとき
- ①婚姻 ②直系血族及び直系姻族以外 ③離縁

〔問題〕受給権者である妻に対する失権事由は、下記のとおりである。

- (1) 遺族厚生年金の受給権を取得した当時【 ① 】歳未満である妻が当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による【 ② 】の受給権を取得しないとき
⇒当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して【 ③ 】年を経過したとき
 - (2) 遺族厚生年金と当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく国民年金法による【 ② 】の受給権を有する妻が 30 歳に到達する日前に当該【 ② 】の受給権が消滅したとき
⇒当該遺族基礎年金の受給権が消滅した日から起算して【 ③ 】年を経過したとき
- ①30 ②遺族基礎年金 ③5

〔問題〕受給権者である子、孫に対する失権事由は、下記のとおりである。

- (1) 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき（障害等級の【 ① 】に該当する状態の場合は除く。）
 - (2) 【 ① 】に該当する障害の状態にある場合において、その事情がやんだとき（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある場合は除く）
 - (3) 【 ② 】歳に達したとき
- ①障害等級 1 級又は 2 級 ②20

〔問題〕父母、孫又は祖父母の有する遺族厚生年金の受給権は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、消滅する。（○）

〔問題〕受給権者である妻が実家に復籍し、旧姓に復したときであっても、失権事由の離縁には該当しない。（○）

〔問題〕遺族厚生年金における子の受給権は、当該子が母と再婚した夫（直系姻族）の養子となったことを理由として消滅することはない。（○）

[問題] 直系血族及び直系姻族「以外」の者の養子となったときには、遺族厚生年金の受給権は消滅する。(○)

[問題] 母と再婚した夫は、子にとって直系姻族であるので、子がその者の養子となったときには、遺族厚生年金の受給権は消滅しない。(○)

[問題] 遺族厚生年金の受給権は、受給権発生後に直系姻族の養子となった場合であっても、消滅しない。(○)

法 63 条 1 項 若年の妻の失権事由 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)



【条文】

(略)

ポイント

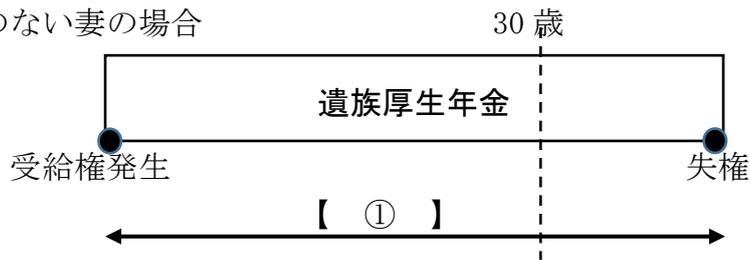
63 条 1 項 若年の妻の失権事由

[問題] 平成【 ① 】年 4 月 1 日以後に支給事由が生じ、かつ受給権を取得した当時【 ② 】歳未満である妻に対する遺族厚生年金は、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく【 ③ 】の受給権を有する者について【 ② 】歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅した場合はその日から起算して【 ④ 】年を経過したときに、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を取得しない者については当該遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して【 ④ 】年を経過したときに、それぞれ受給権が消滅する。

①19 ②30 ④遺族基礎年金 ④5

[問題] 子がおらず遺族基礎年金を取得しない場合、30 歳未満である妻の遺族厚生年金は、遺族厚生年金の受給権を取得した日から 5 年で受給権が消滅する。(○)

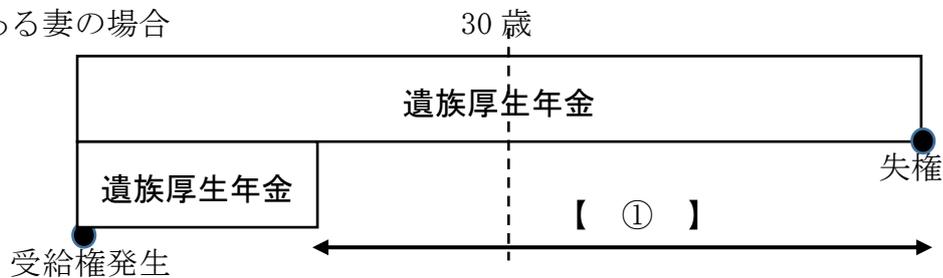
[問題] 子のない妻の場合



①5年

[問題] 子があり遺族基礎年金を取得した場合、妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したときは、遺族基礎年金の受給権が消滅した日から5年で遺族厚生年金の受給権が消滅する。(○)

[問題] 子のある妻の場合



①5年

法附則 29 条 1 項 脱退一時金 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	★	—	—	★	—	★★	★	—	★

★：択一式 (H11. 13. 16. 17. 18) ☆：選択式 (—)


 【条文】
(略)

ポイント

法附則 29 条 1 項 脱退一時金

〔問題〕脱退一時金は、短期在留外国人が納付した保険料が掛け捨てにならないように一定の要件に該当する場合に支給される保険給付である。(○)

〔問題〕脱退一時金が創設された平成 6 年 11 月 9 日において日本国内に住所を有しない者には、原則として脱退一時金は支給されない。(○)

〔問題〕下記のすべての要件を満たした者は、脱退一時金の請求をすることができる。

- (1) 被保険者期間が【 ① 】月以上であること
- (2) 【 ② 】を有しない者であること
- (3) 国民年金の被保険者でない者であること
- (4) 老齢厚生年金の受給資格期間を満たしていない者その他これに準ずるものとして政令で定めるものであること

①6 ②日本国籍

〔問題〕脱退一時金は、下記のいずれかに該当する場合には、脱退一時金の請求をすることができない。

- (1) 【 ① 】に住所を有するとき
- (2) 【 ② 】その他政令で定める保険給付（障害手当金等）の受給権を有したことがあるとき
- (3) 最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して【 ③ 】年を経過しているとき

①日本国内 ②障害厚生年金 ③2

〔問題〕 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の脱退一時金は、それぞれの種別の被保険者であった期間ごとに6か月以上の期間がなければ受給資格を得ることはできない。

(×) 2以上の種別の場合、合算して1つの期間に係る被保険者期間としてみなす。

〔問題〕 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった被保険者であった期間は、被保険者でなかったものとみなす。(○)

〔問題〕 国民年金の脱退一時金と厚生年金保険の脱退一時金は、双方を同時に受けることはできない。

(×) 受けることも可能

〔問題〕 脱退一時金の支給を請求した者が、当該脱退一時金を受給する前に死亡した場合、一定の遺族は未支給の脱退一時金の支給を請求することができる。(○)

〔問題〕 脱退一時金の支給額は、下記のとおりである。(○)

脱退一時金＝平均標準報酬額×支給率

〔問題〕

支給率＝保険料率×【 ① 】×被保険者期間の区分に応じて定める数

①1/2

〔問題〕 被保険者期間の区分（被保険者期間の月数）に応じて定める数

被保険者期間の区分	被保険者期間の区分に応じて定める数
【 ① 】月以上12月未満	【 ① 】
12月以上18月未満	12
18月以上24月未満	18
24月以上30月未満	24
30月以上36月未満	30
【 ② 】月以上	【 ② 】

①6 ②36

昭 60 法附則 75 条 脱退手当金 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H8. 15. 19) ☆：選択式 (—)

【条文】



(略)

ポイント

昭 60 法附則 75 条 脱退手当金

[問題] 脱退手当金とは、旧法の厚生年金保険法において、60 歳に到達したとき、又は 60 歳に到達したあと、被保険者資格を喪失した者が老齢厚生年金の受給要件を満たさない場合に、脱退手当金を請求でき制度を新法施行後においても既得権として残した制度である。(○)

[問題] 脱退手当金の受給要件は、下記のとおりである。

- (1) 昭和【 ① 】年 4 月 1 日以前生れの者
- (2) 厚生年金の被保険者期間が【 ② 】年以上あること
- (3) 老齢年金を受けるのに必要な被保険者期間を満たしていない
- (4) 被保険者資格を喪失していること
- (5) 【 ③ 】歳以上であること
- (6) 通算老齢年金、障害年金の受給権者でないこと
- (7) 過去に脱退手当金の額以上の障害年金、障害手当金を受けていないこと

①16 ②5 ③60

法 73 条他 給付制限 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★★	—	—	—	—	★★	—	★

★：択一式 (H12. 14. 15. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

- ① 被保険者又は被保険者であった者が、故意に、障害又はその直接の原因となった事故を生ぜしめたときは、当該障害を支給事由とする障害厚生年金又は障害手当金は、支給しない。
- ② 被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生ぜしめ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行なわないことができる。

ポイント

73 条他 給付制限

【問題】 実施機関は、障害厚生年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、障害の程度を増進又は回復を妨げたときは、実施機関の診査による改定を行わず、又はその者の障害の程度が現に該当する障害等級以下の障害等級に該当するものとして、改定を行うことができる。(○)

【問題】 被保険者又は被保険者であった者が、【 ① 】に、障害又はその直接の原因となった事故を生ぜしめたときは、当該障害を支給事由とする障害厚生年金又は障害手当金は、支給しない。

①故意

【問題】 【 ① 】は、被保険者又は被保険者であった者を【 ② 】に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であった者の死亡前に、その者の死亡によつて【 ① 】の受給権者となるべき者を【 ② 】に死亡させた者についても、同様とする。

①遺族厚生年金 ②故意

【問題】 遺族厚生年金の受給権は、受給権者が他の受給権者を故意に死亡させたときは、消滅する。(○)

〔問題〕 被保険者又は被保険者であった者が、【 ① 】若しくは【 ② 】により、又は正当な理由がなくて療養に関する【 ③ 】に従わないことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生ぜしめ、若しくはその障害の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行なわないことができる。

①事故の故意の犯罪行為 ②重大な過失 ③指示

〔問題〕 年金たる保険給付は、下記のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

- (1) 受給権者が、正当な理由がなくて、受給権者に関する調査の規定による【 ① 】に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき
- (2) 障害等級に該当する程度の障害の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又はその者について加算が行われている子が、正当な理由がなくて、実施機関による【 ① 】に従わず、又は診断を拒んだとき
- (3) (2)に規定する者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する【 ② 】に従わないことにより、その障害の回復を妨げたとき

①命令 ②指示

〔問題〕 受給権者が、正当な理由がなくて、受給権者に関する届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。(○)

〔問題〕 自殺により保険事故を生じた場合の遺族厚生年金の給付制限については、自殺行為は何らかの精神異常に起因して行われる場合が多く、たとえ当該行為者が外見上通常人と全く同様の状態にあったとしても、これをもって直ちに故意に保険事故を発生せしめたものとして給付制限を行うことは適当でないと考えられる。(○)

〔問題〕 保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は、行わない。(○)

〔問題〕 上記ただし書きとして、当該被保険者であった期間に係る被保険者の資格の取得について事業主の届出又は被保険者又は被保険者であった者からの確認の請求があった後に、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したものであるときは、支給制限は行わない。(○)

法 78 条の 2 第 1 項 離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	—	—	—	★	—	☆★

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

第 1 号改定者又は第 2 号改定者は、離婚等（離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を除く。）をした場合であって、次の①及び②のいずれかに該当するときは、実施機関に対し、当該離婚等について対象期間（婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。）に係る被保険者期間の標準報酬（第 1 号改定者及び第 2 号改定者（「当事者」の標準報酬をいう）の改定又は決定を請求することができる。

ただし、当該離婚等をしたときから **2 年**を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

- ① 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について合意をしているとき
- ②家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき

ポイント

法 78 条の 2 第 1 項 離婚等をした場合における標準報酬の改定の特例

[問題] 合意分割と 3 号分割

	合意分割(平成 19 年 4 月 1 日施行)	3 号分割(平成 20 年 4 月 1 日施行)
対象者	第 1 号改定者 → 第 2 号改定者	【 ① 】 → 被扶養配偶者
合意の有無	改定請求をすること及び按分割合に係る【 ② 】が必要 (合意協議が調わないときは、家庭裁判所により按分割合を決定)	不要(強制分割)
分割期間	【 ③ 】 (平成 19 年 4 月 1 日以後の離婚等について、平成 19 年 4 月 1 日以前の婚姻期間を含めて適用)	【 ④ 】 (平成 20 年 5 月 1 日以後の第 3 号被保険者期間についてのみ適用)
分割割合	当事者同士の【 ② 】又は裁判手続により定められた年金分割の割合(家庭裁判所) (上限…【 ⑤ 】)	【 ⑤ 】(固定)
請求手続	第 1 号改定者又は第 2 号改定者 (当事者の一方による請求)	被扶養配偶者の請求 (特定被保険者の合意不要)
分割効果	離婚時みなし被保険者期間	被扶養配偶者みなし被保険者期間
請求期限	離婚等をしたときから原則【 ⑥ 】年	

①特定被保険者 ②合意 ③対象期間 ④特定期間 ⑤2分の1 ⑥2

[問題] 合意分割とは、平成【 ① 】年 4 月 1 日以後に離婚等をし、離婚当事者間の双方の【 ② 】又は裁判手続により按分割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求により、婚姻期間中の保険料納付記録(標準報酬月額・標準賞与額)を当事者間で【 ③ 】することができる制度でる。

①19 ②合意 ③分割

[問題] 請求期限は、離婚等をした日の翌日から起算して【 ① 】年を経過した場合は、請求することができない。

①2

[問題] 用語の定義

	定義
【 ① 】	【 ② 】を分割される方(一般的には夫) 被保険者又は被保険者であった者で、【 ① 】を減額して改定されるもの
第2号改定者	【 ② 】の分割を受ける方(一般的には妻) 【 ① 】の配偶者であった者で、【 ① 】が増額して改訂され、又は決定されるもの

①第1号改定者 ①標準報酬

[問題] 離婚分割には、平成19年4月1日からの合意分割の制度と平成20年4月1日からの3号分割という制度がある。(○)

[問題] 平成19年4月からの合意分割は、当事者双方の合意(もしくは家庭裁判所の処分)が必要であり、平成20年4月からの3号分割は、被扶養配偶者がいる被保険者が負担した保険料は双方が共同で負担したものであるという認識の下に被扶養配偶者からの請求により自動的に2分の1に分割される制度である。(○)

[問題] 第1号改定者又は第2号改定者は、離婚等(離婚(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者について、当該事情が解消した場合を除く。)、婚姻の取消しその他厚生労働省令で定める事由をいう。)をした場合であって、次の(1)及び(2)のいずれかに該当するときは、【 ① 】に対し、当該離婚等について【 ② 】(婚姻期間その他の厚生労働省令で定める期間をいう。)に係る被保険者期間の標準報酬(第1号改定者及び第2号改定者の標準報酬をいう。)の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから【 ③ 】年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(1) 当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按分割合について【 ④ 】しているとき

(2) 【 ⑤ 】家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めたとき

①実施機関 ②対象期間 ③2 ④合意

[問題] 離婚等をした場合に当事者が行う標準報酬の改定又は決定の請求について、請求すべき按分割合の合意のための協議が調わないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所は当該対象期間における保険料納付に対する当事者の寄与の程度その他一切の事情を考慮して、請求すべき按分割合を定めることができる。(○)

[問題] 合意分割に関して、標準報酬改定請求は、平成 19 年 4 月 1 日前の対象期間に係る標準報酬も改定又は決定の対象としている。(○)

[問題] 合意分割に関して、請求すべき按分割合は、原則として、第 1 号改定者及び第 2 号改定者それぞれの対象期間標準報酬総額の合計額に対する第 2 号改定者の対象期間標準報酬総額の割合を超え 3 分の 1 以下の範囲内で定められなければならない。

(×) 2 分の 1

[問題] 離婚が成立したが、合意分割の請求をする前に当事者の一方が死亡した場合において、当事者の一方が死亡した日から起算して 1 か月以内に、当事者の他方から所定の事項が記載された公正証書を添えて当該請求があったときは、当事者の一方が死亡した日の前日に当該請求があったものとみなされる。(○)

[問題] 第 1 号改定者及び第 2 号改定者又はその一方は、実施機関に対して、厚生労働省令の定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な情報の提供を請求することができる。(○)

[問題] 合意分割に関して、第 1 号改定者及び第 2 号改定者又はその一方は、実施機関に対し、標準報酬改定請求を行うために必要な按分割合の範囲等についての情報の提供を請求することができるが、当該請求は標準報酬改定請求後に行うことはできない。(○)

[問題] 合意分割により改定され、又は決定された標準報酬は、その改定又は決定に係る標準報酬改定請求のあった日から将来に向かってのみその効力を有する。(○)

[問題] 老齢厚生年金の受給権者について離婚時の標準報酬の決定又は改定が行われたときは、当該標準報酬改定請求のあった日の属する月の翌月から年金額を改定する。(○)

[問題] 障害厚生年金の受給権者について、離婚等をした場合における標準報酬の改定又は決定が行われたときは、当該標準報酬改定請求のあった日の属する月から、年金額が改定される。

(×) 翌月から改定

[問題] 合意分割に関し、標準報酬の改定又は決定がされた第 2 号改定者の老齢厚生年金は、当該第 2 号改定者の支給開始年齢に達するまでは支給されない。(○)

〔問題〕 合意分割や3号分割を行った後に、元配偶者が死亡した場合であっても、改定された老齢厚生年金の額は何ら影響を受けない。(○)

〔問題〕 離婚時みなし被保険者期間とは、合意分割における第1号改定者(標準報酬を渡す側)が厚生年金の被保険者であり、第2号改定者(標準報酬を受け取る側)が厚生年金の被保険者でない期間を第2号改定者の離婚時みなし被保険者期間とする。(○)

〔問題〕 離婚時みなし被保険者期間(合意分割)・被扶養配偶者みなし被保険者期間(3号分割)の扱いについては、下記のとおりである。(○)

(A:算入 B:算入しない)

内容	A	B
①60歳台前半の老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)の被保険者期間		●
②定額部分の算定		●
③加給年金額の240月		●
④長期加入者の特例の44年		●
⑤遺族厚生年金の支給要件(長期要件)	○	
⑥報酬比例部分の年金額	○	
⑦脱退一時金の支給要件となる被保険者期間		●
⑧300月みなしが適用されている障害厚生年金		●

〔問題〕 離婚時みなし被保険者期間は、老齢厚生年金や老齢基礎年金の受給資格期間や加給年金額の支給要件となる被保険者期間には算入しない。(○)

〔問題〕 離婚時みなし被保険者期間は、300月みなしとされた障害厚生年金の年金額の計算の基礎とはしない。(○)

〔問題〕 障害厚生年金の受給権者であって、その者の年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が300に満たないためこれを300として計算した者については、離婚時の標準報酬の決定又は改定されたときの年金額の改定において、離婚時みなし被保険者期間は当該障害厚生年金の年金額の計算の基礎とはしない。(○)

〔問題〕 遺族厚生年金の長期要件となる被保険者期間には、みなし被保険者期間が含まれる。(○)

[問題] 遺族厚生年金の支給要件（長期要件）には、「離婚時みなし被保険者期間」および「被扶養配偶者みなし被保険者期間」が含まれる。（○）

[問題] 遺族厚生年金の支給に当たっては離婚時みなし被保険者期間も厚生年金保険の被保険者としての期間に算入されるため、かつて厚生年金保険の被保険者でなかった者であっても、離婚時みなし被保険者期間を有する者であれば、その者が死亡した場合には遺族に遺族厚生年金が支給されることがある。（○）

[問題] 遺族厚生年金の支給要件（長期要件）にかかる「被保険者であった者」には、「離婚時みなし被保険者期間を有する者」が含まれる。（○）

[問題] 離婚時みなし被保険者期間を含めると、遺族厚生年金の支給要件（長期要件）を満たす場合、遺族に遺族厚生年金が支給される。（○）

[問題] 離婚時みなし被保険者期間は、60歳台前半の老齢厚生年金の支給要件となる被保険者期間には含まない。（○）

[問題] 「60歳台前半の老齢厚生年金」の支給要件の一つに、1年以上の被保険者期間を有することがあるが、当該期間には、「離婚時みなし被保険者期間」は含まない。（○）

[問題] 「60歳台前半の老齢厚生年金」の支給要件（被保険者期間1年以上）となる被保険者期間に、みなし被保険者期間は含まれない。（○）

[問題] 60歳台前半の老齢厚生年金の支給要件（被保険者期間1年以上）となる被保険者期間には、「離婚時みなし被保険者期間」および「被扶養配偶者みなし被保険者期間」は含まない。（○）

[問題] 厚生年金保険の被保険者期間が離婚時みなし被保険者期間としてみなされた期間のみである者は、特別支給の老齢厚生年金を受給することはできない。（○）

[問題] 「特別支給の老齢厚生年金」の支給要件の一つに、1年以上の被保険者期間を有することがあるが、当該期間には、「離婚時みなし被保険者期間」は含まない。（○）

法 78 条の 13 3 号分割 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	★	—	★★	—	★★	—	★★	★

★：択一式 (H19) ☆：選択式 (—)



被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、厚生年金保険法第 3 章に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識の下に、この章の定めるところ (被扶養配偶者である期間についての特例) による。

ポイント 法 78 条の 13 3 号分割

[問題] 3 号分割とは、平成 20 年 5 月 1 日以後に離婚等をし、一定の要件に該当した場合に、国民年金の【 ① 】であった者からの請求により、平成 20 年 4 月 1 日以後の婚姻期間中の 3 号被保険者期間における相手方の厚生年金記録 (標準報酬月額・標準賞与額) を【 ② 】ずつ、当事者間で分割することができる制度である。

①第 3 号被保険者 ②2 分の 1

[問題] 被扶養配偶者に対する年金たる保険給付に関しては、厚生年金保険法 3 章 (保険給付) に定めるもののほか、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が【 ① 】したものであるという基本的認識の下に、3 号分割を定めるところとする。

①共同して負担

[問題] 用語の定義

用語	定義
(1) 【 ① 】	被保険者又は被保険者であった者
(2) 被扶養配偶者	【 ① 】の配偶者として国民年金の【 ② 】に該当していた者
(3) 特定期間	【 ① 】が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該【 ① 】の配偶者として、国民年金の第 3 号被保険者であった期間
(4) 標準報酬	【 ① 】及び被扶養配偶者の標準報酬

①特定被保険者 ②第 3 号被保険者

〔問題〕 被保険者（被保険者であった者を含む。「【 ① 】」が被保険者であった期間中に被扶養配偶者を有する場合において、当該【 ① 】の被扶養配偶者は、当該【 ① 】と離婚又は婚姻の取消しをしたときその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるときは、実施機関に対し、特定機関に係る被保険者期間（既に標準報酬が改定され、及び決定された被保険者期間を除く。）の標準報酬の改定及び決定を請求することができる。

①特定被保険者

〔問題〕 離婚をし、その1年後に、特定被保険者が死亡した場合、その死亡の日から起算して1か月以内に被扶養配偶者（当該特定被保険者の配偶者として国民年金法に規定する第3号被保険者であった者）から3号分割標準報酬改定請求があったときは、当該特定被保険者が死亡した日の前日に当該請求があったものとみなされる。（○）

〔問題〕 特定被保険者が死亡した日から起算して1月以内に被扶養配偶者から3号分割標準報酬改定請求があったときは、当該特定被保険者が死亡した日の前日に3号分割標準報酬改定請求があったものとみなす。（○）

〔問題〕 厚生年金保険法第78条の14に規定する特定被保険者が障害厚生年金の受給権者である場合、当該障害厚生年金の計算の基礎となった被保険者期間は、3号分割標準報酬改定請求により標準報酬月額及び標準賞与額が改定される期間から除かれる。（○）

〔問題〕 障害厚生年金の受給権者である特定被保険者の被扶養配偶者が3号分割標準報酬改定請求をする場合における特定期間に係る被保険者期間については、当該障害厚生年金の額の計算の基礎となった特定期間に係る被保険者期間を除くものとする規定されている。（○）

〔問題〕 3号分割に関して、原則として、離婚が成立した日等の翌日から起算して2年を経過したときは、被扶養配偶者からの特定期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定及び決定の請求を行うことができない。（○）

〔問題〕 離婚が成立した日や婚姻が取り消された日等の翌日から起算して2年を経過した場合には、3号分割にかかる標準報酬の改定及び決定の請求を行うことができない。（○）

[問題] 3号分割に関して、分割の対象となる特定期間とは、特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として国民年金の第3号被保険者であった期間をいい、平成20年4月1日前の期間を含まない。(○)

[問題] 3号分割における「特定期間」とは、特定被保険者が被保険者であった期間であり、かつ、その被扶養配偶者が当該特定被保険者の配偶者として第3号被保険者であった期間をいう。ただし、平成20年4月1日前の期間については、特定期間に算入しない。(○)

[問題] 実施機関は、特定被保険者の被扶養配偶者から特定期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定及び決定の請求があった場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に当事者が合意した按分割合に基づいて算出した割合を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。

(×) 当事者が合意した按分割合に基づいて算出した割合を乗じて得た額⇒2分の1を乗じて得た額

[問題] 実施機関は、3号分割にかかる請求があった場合において、特定期間に係る被保険者期間の各月ごとに、当該特定被保険者及び被扶養配偶者の標準報酬月額を当該特定被保険者の標準報酬月額に2分の1を乗じて得た額にそれぞれ改定し、及び決定することができる。(○)

[問題] 3号分割に関して、老齢厚生年金の受給権者について、分割の規定により標準報酬の改定又は決定が行われたときの年金額の改定は、当該請求があった日の属する月の翌月分から行われる。(○)

[問題] 老齢厚生年金の受給権者について、いわゆる3号分割の規定により標準報酬の改定又は決定が行われたときは、第43条第1項の規定にかかわらず、改定又は決定後の標準報酬を老齢厚生年金の額の計算の基礎とするものとし、当該請求のあった日の属する月の翌月から、年金の額を改定する。(○)

法 80 条 1 項 国庫負担 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	☆

★：択一式 (H14. 16. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

国庫は、毎年度、厚生年金保険の実施者たる政府が負担する基礎年金拠出金の額の **2分の1** に相当する額を負担する。

ポイント

法 80 条 1 項 国庫負担

[問題] 国庫は、毎年度、厚生年金保険の【 ① 】が負担する【 ② 】の額の 2 分の 1 に相当する額を負担する。

①実施者たる政府 ②基礎年金拠出金

[問題] 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務（基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む。）の執行（実施機関（厚生労働大臣を除く。）によるものを除く。）に要する費用を負担する。（○）

[問題] 実施機関（厚生労働大臣を除く。）が納付する基礎年金拠出金及び実施機関による厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用の負担については、厚生年金保険法に定めるもののほか、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法の定めるところによる。（○）

[問題] 昭和 36 年 4 月 1 日以前の第 3 種被保険者期間に係る給付費については、25%を国庫が負担する。（○）

法 81 条 1 項 保険料 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	—	—	—	—	—

★：択一式 (H9. 15. 18) ☆：選択式 (H11. 12)


 【条文】

- ① 政府等は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。
- ② 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。
- ③ 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。

ポイント

法 81 条 1 項 保険料

【問題】政府等は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。（○）

【問題】平成 20 年 4 月 30 日に適用事業所に使用され、平成 20 年 5 月 31 日に当該適用事業所に使用されなくなった厚生年金保険の被保険者（70 歳未満であり、退職後は国民年金の第 1 号被保険者となるものとする。）の保険料は、4 月分と 5 月分の 2 か月分が徴収される。（○）被保険者期間は、4 月（資格を取得した月）から 5 月（資格を喪失した月の前月）の 2 ヶ月

【問題】月の末日付けで退職したときは、翌月 1 日が資格喪失日であり、退職した日が属する月分の保険料は徴収される。（○）

【問題】厚生年金保険の保険料は、月末に被保険者の資格を取得した月は当該月の保険料が徴収されるが、月の末日付けで退職したときは、退職した日が属する月分の保険料は徴収されない。

(×) 月末退職の場合は、退職した日が属する月分の保険料は徴収

【問題】保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収する。（○）

【問題】被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。（○）

法 81 条 3 項・4 項 保険料率 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H10. 17. 18) ☆：選択式 (H11. 16. 17)

【条文】



(略)

ポイント

法 81 条 3 項・4 項 保険料率

[問題] 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。(○)

[問題] 第 I 号厚生年金被保険者に係る保険料率は、【 ① 】とする。

①1,000 分の 183

[問題] 保険料率は、平成 16 年の改正により保険料水準固定方式が導入されたことから、最終的な保険料率及びそこに至るまでの各年度の保険料率が法律に明記されている。

(○)

法 82 条 1 項・2 項 保険料の負担及び納付義務 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	★	★	—	—	—	—

★：択一式 (H6. 7. 12) ☆：選択式 (H11)

【条文】



(略)

ポイント

法 82 条 1 項・2 項 保険料の負担及び納付義務

[問題] 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担し、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。(○)

[問題] 保険料の納付及び負担割合

被保険者の種類	負担割合	納付義務
当然被保険者	半額	事業主
任意単独被保険者	半額	事業主
適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者 同意あり⇒ 同意なし⇒	半額 【 ① 】	事業主 【 ② 】
適用事業所以外に使用される高齢任意加入被保険者	半額	事業主
第4種被保険者	【 ① 】	【 ② 】

①全額（本人負担） ②本人

[問題] 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料（被保険者がその事業所または船舶に使用されなくなった場合においては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料）を報酬から控除することができる。（○）

[問題] 適用事業所に使用される70歳以上の高齢任意加入被保険者（第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者を除く。）は、保険料の全額を負担し、自己の負担する保険料を納付する義務を負うものとする。（○）

[問題] 上記の場合、その者の事業主が当該保険料の半額を負担し、かつその被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負うことにつき同意したときはこの限りではない。（○）

[問題] 上記の規定は、第2号厚生年金被保険者又は第3号厚生年金被保険者に係る事業主については、適用されない。（○）

[問題] 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ厚生年金保険料の半額を負担するが、事業主は自らの負担すべき保険料額の負担の割合を増加することができる。

（×）増加することはできない。

法 82 条 3 項 同時に 2 以上の事業所又は船舶に使用される場合の保険料 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	★	★	—

★：択一式 (H10. 12. 17. 19) ☆：選択式 (H16)


【条文】
 (略)
ポイント法 82 条 3 項 同時に 2 以上の事業所又は船舶に使用される場合の保険料

[問題] 被保険者が同時に 2 以上の適用事業所に使用される場合において、2 以上の事業所のうち一つが船舶であるときは、船舶所有者が当該被保険者に係る保険料の半額を負担し、当該保険料及び当該被保険者の負担する保険料を納付する義務を負う。(○)

[問題] 被保険者が同時に 2 以上の適用事業所に使用される場合において、2 以上の事業所のうち一つが船舶であるときは、船舶所有者が被保険者に係る保険料の半額を負担しかつ当該保険料及び当該被保険者の負担する保険料を納付する義務を負い、船舶以外の事業主は保険料を負担せず、納付義務も生じない。(○)

[問題] 被保険者が同時にいずれも適用事業所である船舶甲及び事業所乙に使用される場合、当該被保険者を使用する甲及び乙が負担すべき標準賞与額に係る保険料の額は、甲及び乙がその月に支払った賞与額をその月に当該被保険者が受けた賞与額で除して得た数を当該被保険者の保険料の半額に乗じて得た額とし、甲及び乙がそれぞれ納付する義務を負う。

(×) 船舶以外の事業主は保険料を負担せず、納付義務も負わない。

法 81 条の 2 育児休業期間中及び産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★	—	—	★	—	—	—	★	—	★★

★：択一式 (H11. 12. 13. 17) ☆：選択式 (H16)


【条文】

育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、**実施機関に申出**をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、**実施機関に申出**をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

ポイント**法 81 条の 2 育児休業期間中及び産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例**

〔問題〕平成 26 年の改正以降、産前産後休業期間中の保険料の徴収の特例により、産前産後休業期間中についても、保険料は徴収されないこととなった。(○)

〔問題〕平成 28 年 5 月 31 日に育児休業を終えて同年 6 月 1 日に職場復帰した 3 歳に満たない子を養育する被保険者が、育児休業等終了時改定に該当した場合、その者の標準報酬月額は同年 9 月から改定される。(○)

〔問題〕上記の場合、当該被保険者を使用する事業主は、当該被保険者に対して平成 28 年 10 月に支給する報酬から改定後の標準報酬月額に基づく保険料を控除することができる。(○)

〔問題〕育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、実施機関に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。(○)

〔問題〕 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、実施機関に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。(○)

〔問題〕 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、【 ① 】に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその【 ② 】からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

①実施機関 ②育児休業等を開始した日の属する月

〔問題〕 産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、実施機関に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその【 ① 】までの期間に係るものの徴収は行わない。

①産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月

〔問題〕 子が3歳に達するまでの育児休業等又は産前産後休業行う場合には、事業主の申出により、保険料の徴収の特例の適用を受けることができる。(○)

〔問題〕 産前産後休業中の保険料の徴収の特例の適用を受けている被保険者は、育児休業期間中の保険料の徴収の特例の対象とはならない。(○) 年子の場合

〔問題〕 育児休業期間中の保険料の徴収の特例又は産前産後休業中の保険料の徴収の特例の適用を受けた期間は、保険料の拠出を行った期間とみなす。(○)

〔問題〕 事業主は、被保険者が、育児休業等終了予定日・産前産後休業終了予定日を変更したときは、速やかに届け出をしなければならない。(○)

〔問題〕 育児休業期間中の保険料の徴収の特例に係る規定により保険料の徴収を行わない第1号厚生年金被保険者を使用する事業主は、当該被保険者が休業等終了予定日の前日までに育児休業等を終了しようとするときは、あらかじめ、これを日本年金機構に届け出なければならない。

(×) あらかじめ⇒速やかに

[問題] 育児休業若しくは育児休業の制度に準ずる措置による、子が3歳に達するまでの休業期間中は、当該被保険者が使用される事業所の事業主が実施機関に申出をすることにより、その育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。(○)

法 84 条 保険料の源泉徴収 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (H13) ☆：選択式 (H11)



【条文】

事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる。

ポイント

法 84 条 保険料の源泉徴収

[問題] 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき【 ① 】の標準報酬月額に係る保険料（被保険者がその事業所又は船舶に使用されなくなった場合においては、【 ② 】の標準報酬月額に係る保険料）を報酬から控除することができる。

①前月 ②前月及びその月

[問題] 事業主は、保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。(○)

[問題] 事業主は、被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。(○)

法 83 条 保険料の納期限 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (H9. 10. 11. 13) ☆：選択式 (H11)



【条文】

毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。


ポイント 法 83 条 保険料の納期限

[問題] 適用事業所に使用される高齢任意加入被保険者で、事業主の同意が得られなかったために保険料を全額負担している者は、当該保険料をその月の 10 日までに納付しなければならない。

(×) その月の 10 日まで⇒翌月末日まで

[問題] 当然被保険者、任意単独被保険者、高齢任意加入被保険者については、保険料の納付は、原則どおり翌月末日までである。(○)

[問題] 第 4 種被保険者、船員任意継続被保険者の保険料の納付は、その月の 10 日までである。(○)

[問題] 厚生年金保険の毎月の保険料は、当月末日までに、納付しなければならない。

(×) 当月末日まで⇒翌月末日まで (第 4 種被保険者、船員任意継続被保険者を除く)

法 83 条 2 項 保険料の充当 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	—	★★	—	—	—	—

★：択一式 (H11. 16) ☆：選択式 (—)



【条文】

厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から **6 カ月以内**の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

ポイント 法 83 条 2 項 保険料の充当

〔問題〕 保険料を本来より多く徴収した場合、超過分については、還付するのではなく、保険料額の告知の日の翌日又は保険料納付の日の翌日から 6 カ月以内の保険料に充当することができる。(○)

〔問題〕 厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が、当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知ったときは、そのこえている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から【 ① 】カ月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

①6

〔問題〕 保険料の納付にかかる繰上げ充当については、納入の告知又は納付の日の翌日から 6 箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。(○)

〔問題〕 納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生労働大臣は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。(○)

[問題] 厚生労働大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から1年以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

(×) 1年以内⇒6カ月以内

法 83 条の 2 口座振替による納付 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★	—	—	—	—

★：択一式 (－) ☆：選択式 (－)

 【条文】

(略)

ポイント

83 条の 2 口座振替による納付

[問題] 厚生労働大臣は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。(○)

法 85 条 保険料の繰上徴収 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	★	—	★

★：択一式 (H18) ☆：選択式 (—)



【条文】

(略)

ポイント

法 85 条 保険料の繰上徴収

〔問題〕 保険料は、次の各号に掲げる場合においては、【 ① 】であっても、すべて徴収することができる。

(1) 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、【 ② 】を受けるとき。

ロ 【 ③ 】を受けるとき。

ハ 【 ④ 】の決定を受けたとき。

ニ 企業担保権の実行手続の開始があつたとき。

ホ 競売の開始があつたとき。

(2) 法人たる納付義務者が、【 ⑤ 】をした場合

(3) 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

(4) 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、沈没し、若しくは全く運航に堪えなくなるに至つた場合

①納期前 ②滞納処分 ③強制執行 ④破産手続開始 ⑤解散

〔問題〕 保険料は、法人たる納付義務者が解散した場合は、納期前であってもすべて徴収することができる。(○)

〔問題〕 厚生年金保険の保険料は、納付義務者について、民事再生手続が開始したときは、納期前であっても、すべて徴収することができる。

(×) 民事再生手続が開始したときは、保険料の繰上徴収事由に該当しない。

〔問題〕 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合は、保険料の繰上徴収事由に該当する。(○)

〔問題〕 被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があつた場合、又は当該船舶が滅失し、被保険者の使用される船舶について船舶所有者の変更があつた場合には、保険料を納期前にすべて徴収することができる。(○)

法 86 条 1 項他 保険料の督促 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	★★	—	—	—	—

★：択一式 (H12.16) ☆：選択式 (—)



【条文】

保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

ポイント 法 86 条 1 項他 保険料の督促

[問題] 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。(○)

[問題] 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は、期限を指定して、これを督促することができる。

(×) これを督促しなければならない。

[問題] 保険料等を滞納する者があるときは、厚生労働大臣は期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、保険料の繰上徴収の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。(○)

[問題] 督促をしようとするときは、厚生労働大臣は、納付義務者に対して、督促状を発する。(○)

[問題] 督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して【 ① 】日以上を経過した日でなければならない。

①10

法 86 条 5 項 滞納処分 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	—	—	★★	★	—	—	—	—

★：択一式 (H12) ☆：選択式 (—)

【条文】



(略)

ポイント

法 86 条 5 項 滞納処分

【問題】厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、【 ① 】に、悪質な保険料の滞納に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

①財務大臣

【問題】厚生労働大臣は、厚生年金保険法等に規定する保険料、拠出金及びその他延滞金を滞納する納付義務について、下記のいずれにも該当する場合は、当該納付義務者に係る滞納処分その他の権限の全部又は一部を財務大臣に委任することができる。

- (1) 納付義務者が【 ① 】カ月以上の保険料等を滞納していること
 - (2) 厚生年金保険法等に規定する保険料、拠出金及びその他この法律の規定による延滞金(滞納保険料等)の合計額が【 ② 】万円以上あること
- ⇒国民年金保険料については、委任しようとするときにおいて納付義務者の前年(1月から6月までは前々年)の所得金額が【 ③ 】千万円以上であることが必要
- (3) 納付義務者が、滞納処分その他の処分の執行を免れる目的で、所有する財産について隠ぺいしているおそれがあること
 - (4) 日本年金機構により滞納処分その他の処分を受けたにもかかわらず滞納保険料等の納付について【 ④ 】を有すると認められないこと

①24 ②5000 ③1 ④誠実な意思

【問題】厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、【 ① 】の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の【 ② 】(特別区を含む。)に対して、その処分を請求することができる。

- (1) 督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないとき
- (2) 保険料の繰上徴収に係る事由に該当したことにより、納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき

①国税滞納処分 ②市町村

〔問題〕厚生労働大臣は、納付義務者が納付すべき保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金を滞納した場合には、その者から延滞金を徴収することができるが、当該延滞金に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(×) 1,000円未満⇒100円未満

〔問題〕延滞金の金額に100円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(○)

〔問題〕厚生労働大臣は、保険料の納付義務者が保険料を滞納し、督促状によって指定した納期限までにこれを納付しなかった場合に、保険料額につき年14.6%（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合で、納期限の日から保険料完納の日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。

(×) 納期限の日から保険料完納の日まで⇒納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日まで

〔問題〕厚生労働大臣は、保険料額に、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6%（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。(○)

〔問題〕平成27年1月1日以降の滞納期間に対応する延滞金の割合は、納期限の翌日から【 ① 】月を経過する日までの期間については年「【 ② 】%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低いほう、納期限の翌日から【 ① 】月を経過する日の翌日以後については年「【 ③ 】」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低いほうとなる。

①3 ②7.3 ③14.6

〔問題〕平成28年においては前年同様、特例基準割合は、年1.8%となる。(○)

〔問題〕被保険者であった者の死亡により、死亡した者の子（障害等級1級又は2級に該当する者を除く。）が遺族厚生年金の受給権者となった場合において、その後当該子が10歳で父方の祖父の養子となった場合でも、18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了するまでは受給権は消滅しない。(○)

〔問題〕保険料に係る延滞金は、保険料額が1,000円未満であるときは徴収しないこととされている。(○)

〔問題〕 第 1 号厚生年金被保険者に係る保険料の納付義務者の住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によって滞納された保険料の督促が行われた場合にも、保険料額に所定の割合を乗じて計算した延滞金が徴収される。

(×) 公示送達の方法による督促の場合、延滞金は徴収されない。

〔問題〕 延滞金が課せられない場合、下記のとおりである。

- (1) 保険料額が【 ① 】円未満であるとき
 - (2) 納期を【 ② 】で徴収するとき
 - (3) 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、【 ③ 】の方法によって督促したとき
- ①1,000 ②繰り上げ ③公示送達
-

〔問題〕 厚生年金保険法における滞納処分等については、国税滞納処分の例によって行うこととされており、日本年金機構が滞納処分等を行う場合には、あらかじめ財務大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

(×) 財務大臣の認可⇒厚生労働大臣の認可

〔問題〕 厚生労働大臣は、滞納処分等に係る納付義務者が、処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることなど、保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。(○)

〔問題〕 厚生労働大臣は、督促を受けた納付義務者が指定の期限までに保険料等を納付しないとき、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。(○)

〔問題〕 厚生労働大臣は、納付義務者が次の各号に該当する場合には、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含む。）に対して、その処分を請求することができる。(○)

- (1) 督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないとき
 - (2) 保険料の繰上徴収が認められる要件に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき
-

〔問題〕厚生労働大臣は、保険料の繰上徴収が認められる要件に該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないときは、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。(○)

〔問題〕保険料を滞納した納付義務者に対する厚生労働大臣の処分の請求により、その者の居住地若しくは財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法に規定される指定都市にあっては区又は総合区とする。）が【 ① 】によってこれを処分したときは、厚生労働大臣は、徴収金の【 ② 】に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

①市町村税の例 ②100分の4

〔問題〕市町村は、保険料を滞納した納付義務者に対する厚生労働大臣の処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の100分の4に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。(○)

〔問題〕厚生年金保険法が定める保険料等の滞納処分等に関して、日本年金機構は、滞納処分等の実施に関する規程（「滞納処分等実施規程」）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。(○)

法 87 条 延滞金 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★★	—	—	—	—	—	★	★	—

★：択一式 (H12. 14. 16. 18) ☆：選択式 (—)



【条文】

督促をしたときは、厚生労働大臣は、保険料額に、納期限の翌日から保険料完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 3 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。

ポイント

法 87 条 延滞金

【問題】厚生労働大臣から財務大臣への滞納処分等に係る権限の委任に関し、財務大臣にその権限を委任する場合、納付義務者が 1 年以上の保険料等を滞納していることが要件である。

(×) 1 年以上⇒24 カ月以上

【問題】厚生労働大臣は、厚生年金保険法等に規定する保険料、拠出金及びその他延滞金を滞納する納付義務者について、次のいずれにも該当する場合は、当該納付義務者に係る滞納処分その他の権限の全部又は一部を【 ① 】に委任することができる。

(1) 納付義務者が【 ② 】カ月以上の保険料等を滞納していること。

(2) 厚生年金保険法等に規定する保険料、拠出金及びその他この法律の規定による延滞金（滞納保険料等）の合計額が【 ③ 】万円以上あること。

(3) 納付義務者が、滞納処分その他の処分の執行を免れる目的で、所有する財産について隠ぺいしているおそれがあること。

(4) 日本年金機構(機構)により滞納処分その他の処分を受けたにもかかわらず滞納保険料等の納付について【 ④ 】を有すると認められないこと。※3

①財務大臣 ②24 ③5000 ④誠実な意思

【問題】厚生労働大臣から財務大臣への滞納処分等に係る権限の委任に関し、財務大臣にその権限を委任する場合、厚生年金保険法等に規定する保険料、拠出金及びその他この法律の規定による延滞金（以下「滞納保険料等」という。）の合計額が 5,000 万円以上あることが要件である。(○)

[問題] 厚生労働大臣から財務大臣への滞納処分等に係る権限の委任に関し、財務大臣にその権限を委任する場合、納付義務者が、滞納処分その他の処分の執行を免れる目的で、所有する財産について隠ぺいしているおそれがあることが要件である。(○)

[問題] 厚生労働大臣から財務大臣への滞納処分等に係る権限の委任に関し、財務大臣にその権限を委任する場合、厚生労働大臣が委任を行う日から起算して、1年以内に滞納保険料等の徴収権の消滅時効の完成が見込まれることが要件である。

(×) 要件ではない。

法 88 条 先取特権の順位 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (－) ☆：選択式 (－)



【条文】

(略)

ポイント

法 88 条 先取特権の順位

[問題] 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。(○)

[問題] 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。(○)

法 79 条 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	☆	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (—)



【条文】

政府等は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 教育及び広報を行うこと。
- (2) 被保険者、受給権者その他の関係者（「被保険者等」）に対し、相談その他の援助を行うこと。
- (3) 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供すること。

ポイント

法 79 条 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための措置

[問題] 政府等は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、次に掲げる事業を行うことができる。

- (1) 【 ① 】 及び広報を行うこと
- (2) 被保険者、受給権者その他の関係者に対し、【 ② 】 その他の援助を行うこと
- (3) 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する【 ③ 】 その他の被保険者等の利便の向上に資する【 ③ 】 を提供すること

①教育 ②相談 ③情報

法 79 条の 2 積立金の運用 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	☆	—	—	—

★：択一式 (—) ☆：選択式 (H13)



【条文】

積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（「特別会計積立金及び実施機関積立金」）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。


ポイント 法 79 条の 2 積立金の運用

[問題] 積立金（【 ① 】及び実施機関積立金という。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の【 ② 】のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

①特別会計積立金 ②被保険者の利益

[問題] 積立金（特別会計積立金及び【 ① 】という。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、【 ② 】に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

①実施機関積立金 ②安全かつ効率的

[問題] 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下「特別会計積立金」という。）の運用は、厚生労働大臣が、厚生年金保険法第 79 条の 2 に規定される目的に沿った運用に基づく納付金の納付を目的として、【 ① 】に対し、特別会計積立金を【 ② 】することにより行うものとする。

①年金積立金管理運用独立行政法人 ②寄託

法 90 条 1 項 被保険者の資格等に関する不服申立 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	★	—	—	—	—	—	★	★★

★：択一式 (H11. 13. 17) ☆：選択式 (—)



【条文】

厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

ポイント

法 90 条 1 項 被保険者の資格等に関する不服申立

[問題] 厚生労働大臣による【 ① 】、【 ② 】又は【 ③ 】に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

①被保険者の資格 ②標準報酬 ③保険給付

[問題] 第 1 号厚生年金被保険者に係る厚生労働大臣による保険料の滞納処分に不服がある者は社会保険審査官に対して、審査請求をすることができる。

(×) 社会保険審査官⇒社会保険審査会

[問題] 第 1 号厚生年金被保険者に係る脱退一時金に関する処分に不服がある者は社会保険審査会に対して、審査請求をすることができる。(○)

[問題] 上記の審査請求をした日から 2 月以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなす。(○)

[問題] 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬、保険給付、保険料等に関する処分に不服がある場合には、行政不服審査法の規定は適用しない。(○)

[問題] 被保険者の資格または標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができる。

(×) できない。

[問題] 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬、保険給付又は保険料に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服があるときは、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

(×) 保険料に関する処分は、社会保険審査会に対して審査請求

[問題] 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬または保険給付に関する処分に不服がある者が、社会保険審査官に対して審査請求をした場合、審査請求した日から 30 日以内に決定がないときは、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

(×) 30 日⇒2 月

[問題] 第 1 号厚生年金被保険者の資格に関する処分に不服がある者が、平成 28 年 4 月 8 日に、社会保険審査官に審査請求をした場合、当該請求日から 2 か月以内に決定がないときは、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。(○)

[問題] 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬または保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経る前でも、提起することができる。(○)

[問題] 厚生労働大臣による被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。(○)

[問題] 平成 28 年の改正により、再審査請求の前置が廃止され、社会保険審査官の決定を経た後であれば、提起することができるようになった。(○)

法 91 条 保険料等に関する不服申立 (★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	★	★	—	—	—	—	—	—	—

★ : 択一式 (H11. 13. 15. 16. 17) ☆ : 選択式 (—)

【条文】



(略)

ポイント

法 91 条 保険料等に関する不服申立

[問題] 厚生労働大臣による【 ① 】その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は保険料等の督促及び滞納処分に不服がある者は、【 ② 】に対して審査請求をすることができる。

①保険料 ②社会保険審査会

[問題] 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 2 カ月を経過したときはすることができない。

(×) 2 カ月⇒3 カ月

[問題] 厚生労働大臣による保険料の賦課もしくは徴収に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経る前でも、提起することができる。(○)

[問題] 厚生労働大臣による脱退一時金に関する処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。(○)

法 92 条 時効 (★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
☆	—	—	★	—	—	—	—	—	★

★：択一式 (H12. 19) ☆：選択式 (H)


 【条文】

(略)

ポイント

法 92 条 時効

[問題] 障害手当金の給付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。(×) 2 年⇒5 年

[問題] 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって、消滅する。(○)

[問題] 保険給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利を含む。）は、5 年を経過したときは、時効によって、消滅する。(○)

[問題] 年金たる保険給付を受ける権利の時効は、当該年金たる保険給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。(○)

法 102 条他 罰則 その他 (★★★)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
★★	—	—	—	★★	—	—	—	—	★

★：択一式 (H13. 15. 18) ☆：選択式 (—)

【条文】



(略)

ポイント

法 102 条他 罰則 その他

[問題] (事業主に対する罰則)

事業主が、正当な理由がなく、下記の各号のいずれかに該当するときは、

【 ① 】月以下の懲役又は【 ② 】万円以下の罰金に処する。

○被保険者の資格の取得・喪失並びに報酬月額等に関する事項の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

○被保険者への通知義務違反

○督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき

○文書その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

①6 ②50

[問題] (事業主以外の者に対する罰則)

事業主以外の者が、厚生労働大臣による立入検査等において、職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、

【 ① 】月以下の懲役又は【 ② 】万円以下の罰金に処する。

①6 ②30

[問題] (事業主以外の者に対する罰則)

下記に掲げる場合には、【 ① 】万円以下の過料に処する。

○届出の規定に違反して、被保険者の届出をせず又は虚偽の届出をしたとき

○戸籍法 の規定による死亡の届出義務者が、届出をしないとき

①10

[問題] 第 1 号厚生年金被保険者を使用する事業主が、正当な理由がなく厚生年金保険法に違反して、厚生労働大臣に対し、被保険者に係る報酬月額等に関する事項を届け出なかったときは、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が定められている。(○)

[問題] 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、事業主に対する罰則の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。(○) 両罰規定

[問題] 第1号厚生年金被保険者に係る適用事業所の事業主は、厚生年金保険に関する書類を、その完結の日から2年間、保存しなければならない。(○)

[問題] 第1号厚生年金被保険者に係る適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得及び喪失に関するものについては、保険給付の時効に関わるため、その完結の日から5年間、保存しなければならない。(×) 5年間⇒2年間

[問題] 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。(○)

[問題] 上記の規定は第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る事業主については適用されない。(○)

平 25 法附則 4 条 旧厚生年金基金の存続 (一)

(出題傾向)

H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★：択一式 (一) ☆：選択式 (一)


【条文】
 (略)


ポイント 平 25 法附則 4 条 旧厚生年金基金の存続

[問題] 平成 26 年 4 月 1 日施行の法改正により、厚生年金基金及び企業年金連合会に関する規定が削除され、平成 26 年 4 月 1 日以降は、厚生年金基金の新設は認められないことになった。(○)

[問題] 平成 26 年 4 月 1 日以降に改正前の厚生年金基金は、存続厚生年金基金と称する。(○)

[問題] 存続厚生年金基金は、下記に掲げる理由により解散することができる。

(1)及び(2)に関しては、【 ① 】の認可が必要)

- (1) 代議員の定数の【 ② 】以上の多数による代議員会の議決
- (2) 存続基金の事業の継続の不能
- (3) 【 ① 】の解散命令

①厚生労働大臣 ②3分の2

[問題] 解散に関する特例として、厚生年金基金が解散する場合には、責任準備金相当額の清算が必要になるが、平成 26 年 4 月から起算して【 ① 】年を経過する日までの間、所定の手続きを採ることで、責任準備金相当額の【 ② 】や【 ③ 】の措置が受けられ、自主解散型基金又は清算型基金の仕組みが設けられている。

①5 ②減額 ③納付猶予